

『祠部職掌類聚 寺社御條目』（式之卷）

藩法研究会 篠山班

橋牧山田久勲勉

凡例

- 一 本稿では、篠山市教育委員会所蔵の青山文庫に収められている『祠部職掌類聚 寺社御條目』（祠部／四／）を翻刻した。
- 一 上段に翻刻文を収めた。今回は読点を施していない。
- 一 異体字などは、正字または常用漢字に改めるようにした。
- 一 一部にもとのままとした箇所もある。
- 一 便宜上、1・2・3…の番号を付した。
- 一 各丁の表裏を、各末尾に「一オ」「二ウ」「三オ」…のごとく表示した。白紙の面は「百紙」と表示した。
- 一 「」は、このたび編者が施した注記である。
- 一 下段に関連資料・参考資料を掲載した。
- 一 『御當家令條』『武家嚴制錄』は、石井良助『近世法制史料叢書』2・3（創文社、昭和三四年）による。ただし、『武家嚴制錄』の本文重複分は省略した。
- 一 『台徳院殿實紀』『大猷院殿實紀』は、『新訂増補國史大系 德川實紀』第一巻・第二巻（吉川弘文館、昭和三九年）を用いた。
- 一 本書の複写・翻刻にあたり、篠山市教育委員会及び畠治男名誉館長のご配慮をいただいた。記して謝意を表する。
- 一 本稿も、ひきつづき橋本が担当した。

〔表紙〕

6 5 4 3 2 1

〔目次〕
〔朱印〕

筱山文庫

〔以下行書体〕

築地本願寺輪番
浅草本願寺輪番
曹洞宗關東三箇寺
真言新義四箇寺
京妙心寺四箇寺
曹洞宗江戸三箇寺

式之卷

祠部職掌類聚

寺社御條目

(縦 27.4cm × 横 20.4cm)

6 5 4 3 2 1

〔目次〕

築地本願寺輪番
浅草本願寺輪番
曹洞宗關東三箇寺
真言新義四箇寺
京妙心寺四箇寺
曹洞宗江戸三箇寺

式之卷

諸寺社御條目類

築地本願寺輪番
浅草本願寺輪番
曹洞宗關東三箇寺
真言新義四箇寺
京妙心寺四箇寺
曹洞宗江戸三箇寺

〔参考〕 静嘉堂文庫本 〔二〇三四二／七／五〇四 一五〕

〔朱印〕
静嘉堂現藏〔朱印〕
松井氏
藏書章

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

1

11 10 9 8 7

定

〔白
紙〕

築地本願寺輪番
觀省寺
南林寺

芝神明別當
淺草第六天神神主
本山触頭
熊野本願目代
黃檗派触頭

〔二ウ〕

〔二オ〕

〔一ウ〕

〔一オ〕

1

11 10 9 8 7

築地本願寺輪番
觀省寺
南林寺
未詳 未詳

芝神明別當
淺草第六天神神主
本山触頭
熊野本願目代
黃檗派触頭

〔一オ〕

『御當家令條』卷十二 一三五 諸國寺院御掲

覺

諸宗法式不可相亂若不行儀之輩於有之者急度可及沙汰事
不存一宗法式之僧侶不可為寺院住持事
附立新義不可說奇怪之法事

一本末之規式不可亂之縱雖為本寺對末寺不可有理不尽之沙汰事
檀越之輩雖為何寺可任其心從僧侶方不可相爭事
結徒黨企鬪諍不似合事業不可仕事
背國法輩到來之節於有其届者無異議可返之事

〔三才〕

一 諸宗法式不可相亂、若不行儀之輩於背有之者、急度可及沙汰事、
一 不存一宗法式之僧侶、不可為寺院住持事、
一 附立新儀、不可說奇怪之法事、

一 一本末之規式不可亂之、縱雖為本寺、對末寺不可、理不及沙汰事、
一 結徒黨、企鬪諍、不似合事業不可仕事、
一 背國法輩到來之節、於有其届者、無異儀可返之事、
一 檀越之輩、雖為何寺、可任其心、從僧侶方不可相爭事、
一 結徒黨、企鬪諍、不似合事業不可仕事、
一 背國法輩到來之節、於有其届者、無異儀可返之事、
一 寺院佛閣修復之時、不可及美麗事、

〔三ウ〕

一 附佛閣無懈怠掃除可申付事、
一 寺領一切不可賣買之并不可入于質物事、

一 無由緒者雖有弟子之望、猥不可令出家、若無據子細於右條々、諸宗共可堅守之、此外先判之條數彌不可相背之、若於違犯者、隨科之輕重、可沙汰之、猶載下知狀者也、
御朱印

寬文五年七月十一日

右條々諸宗共可堅守之此外先判之條數彌不可相背之若於違犯者隨科之輕重可沙汰之猶載下知狀者也

寛文五年七月十一日

『武家嚴制錄』卷九

九七

諸宗御條目

〔寛文五年七月十一日〕

「四ウ」

條々

僧侶之衣牴應其分際可着之并佛事
作善之儀式檀那雖望之相應輕可仕事

檀方建立由緒有之寺院住職之儀者為其
檀那斗之條從本寺遂相談可任其意事

以金銀不可致後住之契約事

借在家構佛壇不可求利用事

他人者勿論親類之好雖有之寺院坊舍女人
不可抱置之但有來妻帶者可為各別事

右條々可相守之若於違犯八隨科之
輕重可有御沙汰之旨依

仰執達如件

寛文五年七月十一日 大和守 美濃守 豊後守 雅樂頭

『御當家令條』卷十二 一三六 諸國寺院下知狀

條々

一 僧侶之衣體應其分限可着之、并佛事作善之儀式、檀那
雖望之、相應輕可仕事、

一 檀方建立由緒有之寺院住職之儀者、為其檀那計之條、
從本寺遂相談可任其意事、

一 以金銀不可致後住之契約事、
借在家、構佛壇、不可求利用事、

一 他人者勿論、親類之好雖有之、女人寺中不可拘置之、
惣而夜中寺院坊舍婦女不可留置之、但有來妻帶者可為各

別事、
右條々可相守之、若於違犯者、隨科、輕重、可有御沙汰之

旨、依
仰執達如件、

寛文五年七月十一日 大和守 美濃守 豊後守 雅樂頭

「五ウ」

「五才」

定 「未定、令條第一三五號に同じ、但し第八條「于」、第九條
第一行「者」、日附の前行「御朱印」なし」

「六才」

『武家嚴制錄』卷九 九八 同御下知條々

一 同御下知條々
〔寛文五年七月十一日〕

一 梁行京間三間を限へし但桁行者
一 心次第たるへし
一 佛壇つの屋京間三間四方を限るへし
一 四方しころひさし京間老間半を限るへし
一 小棟作たるへし
一 ひち木作より上の結構無用たるへし
右寺社方堂舎客殿方丈庫裏其外
何にても此定より梁間廣作遍からず
但御門跡方丈者由緒有之寺廣ク作へき
子細於有之者寺社奉行所江伺之可
任差圖事

寛文十年戊二月

築地本願寺輪番

享保三戊戌年十二月 観音寺 南林寺

〔七〇〕

〔六九〕

五ウ六行目以下(寛文五年七月十一日)
大和守 老中久世大和守廣之

(寛文三年八月十五日／延寶七年六月廿五日卒去)

美濃守 老中稻葉美濃守正則

(明暦三年九月廿八日／天和元年十二月八日免職)

豊後守 老中阿部豊後守忠秋

(寛永十二年十月廿九日／寛文六年三月廿九日免職)

雅樂頭 老中酒井雅樂頭忠清

(承應二年六月五日／寛文六年三月廿九日大老)

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年七月十一日条
*該当記事なし『御當家令條』卷十二 一三七 寺院屋作御定
覺一 梁行京間三間を限へし、但桁行ハ心次第たるへし、
一 佛壇つのや京間三間四方を限へし、
一 四方しころ庇京間壹間半を限へし、
一 小棟作たるへし、浅草本願寺輪番
法順坊

一 臂木作より上の結構無用たるへし、

「本條々、令條第一三六號に同じ、但し第一條「儀」を

「規」、第二條「持」を「職」、第五條「女人寺中」を「寺院坊
舍女人」に作る」

定

諸宗法式不可相亂若不行儀之輩
於有之者急度可及沙汰事
不存一宗法式之僧侶不可為寺院住持事
附立新義不可說奇怪之法事
一本末之規式不可亂之縱雖為本寺對
未寺不可有理不尽之沙汰事
檀越之輩雖為何寺可任其意從
僧侶方不可相爭事
結徒黨企鬭諍不似合事業不
可仕事
背國法輩到来之節於有其届者
無異儀可返之事
寺院佛閣修復之時不可及美麗事
附佛閣無懈怠掃除可申付事
寺領一切不可賣買并不可入于質物事
無由緒者於有弟子望狹不可令出家
無據子細於有之者其所之領主代官江
相斷可任其意事

「八才」

申二月日

『武家嚴制錄』卷三十 三二三 寺院造作之御觸覺

一 寺院造作之御觸條々 覚

梁行京間三間を限るへし、但桁行ハ心次第たるへし、
佛檀つの屋、京間三間四方を限るへし、
四方しころ庇、京間壹間半を限るへし、
小棟作たるへし、

臂木作より上の結構無用たるへし、
右・堂舎客殿方丈庫裏其外何にても、此定より・梁間
廣く作へからず、若ひろく可作子細於有之は、寺社奉
行所え申伺之、可任差圖候以上、

二月

「九才」

『嚴有院殿御實紀』卷三十六 寛文八年三月廿五日条

此日佛刹營造の制を令せらるるは。梁桁は京間三
間を限るべし。但桁ゆきは心のままたるべし。佛檀
角屋は京間三間四方を限り。四方の鋸庇京間一間半
を限り。小棟づくりにし。臂木作を越えし美麗ある

右・堂舎客殿方丈庫裏其外何にても、此定より外に
梁間ひろく作へからず、ひろく作へき子細、有之
は寺社奉行所え申伺之、可任指圖者也、
寛文八年也

右條々諸宗共堅可相守之此外先判之
條數弥不可相背之若於違犯者
隨科之輕重可沙汰之猶載下知狀者也
寛文五年七月十一日

〔九ウ〕

條々

一 僧侶之衣躰應其分限可着之并佛事
作善之規式檀那雖望之相應輕

可仕事
檀方建立由緒有之寺院住職之儀者
為其檀那斗之條從本寺遂相談

可任其意事

以金銀不可致後住之契約事
借在家構佛檀不可求利用事

他人者勿論親類之好雖有之寺院

坊舍女人不可抱置之但有來妻帶者
可為各別事

右之條々可相守之若於違犯者隨
科之輕重可有御沙汰之旨依

仰執達如件

寛文五年七月十一日

大和守
美濃守

〔二一オ〕

べからず。堂舎。客殿。方丈。庖厨。其他各所。この制をこえ。梁間をひろくつくるべからず。もしろく作るべきゆへあらば。奉行所に伺ひ指揮に任せしとなり。(令條記)

〔一〇オ〕

『嚴有院殿御實紀』卷四十 寛文十年二月
*該當記事なし

『有德院殿御實紀』卷七 享保三年十二月朔日より晦日同

*該當記事なし、以下同

〔一〇ウ〕

法順坊 浅草本願寺輪番 未詳

『御當家令條』卷十二 一二五 諸國寺院御掲

*前掲(1に同じ)

『武家嚴制錄』卷九 九七 諸宗御條目

*前掲(1に同じ)

『御當家令條』卷十二 一二六 諸國寺院下知狀

*前掲(1に同じ)

『武家嚴制錄』卷九

九八

同御下知條々

雅樂頭
豊後守
大和守

為壻人二坊三坊抱置并無主坊可
為禁止事

覺

曹洞宗閑東三箇寺
總寧寺
龍穩寺
大中寺

享保三戊戌年十二月
淺草本願寺輪番
法順坊

「一一ウ」

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年七月十一日条
* 該當記事なし、以下同

* 前掲(1に同じ)

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年七月十一日条
* 該當記事なし

「一一オ」

〔参考〕

『台德院殿御實紀』卷八 麗長十三年八月八日条
比叡山延暦寺の條目を下さる。山門の衆徒勤學せ
ざる者。住坊かなふべからず。ただし山門再興の時
より住山の僧。ならびに坊舍建立の者。菲學といへ
ども住山をゆるすべし。學業をつとむといへども。
行狀不良のやからは速に離山せしむべし。一人にて
二三坊を兼住するか。又は坊を無住にする事あるべ

領知之賣買質物一切無用之事
不請本寺之儀濫住持停止之事
慶長十三戊申年八月

〔一三才〕

天下曹洞宗法度

不在三十年修行成就之人立法幢事
不在二十年修行致江湖頭事
寺中追放之惡比丘僧於諸山許容事
致江湖頭不經五年轉衣事并修行
未熟之僧轉衣事
為末山背本寺之徒事
右條々若於此旨者可寺中追放者也

慶長十七年五月廿八日 御朱印

〔二三ウ〕

『御當家令條』卷九 九九 曹洞宗諸法度

曹洞宗法度

不在三十年修行成就之僧、不可立法幢事、
不遂廿年修行者、不可致江湖頭事、
寺中追放之惡比丘、於諸山不可有許容事、
致江湖頭之後、不經五年、并修行未熟之僧、不可轉衣

事
諸末寺、不可違背本寺之法度事、
右條々、若於違背之輩、者、速可追放寺中者也

慶長十七年五月廿八日 御朱印

右御朱印、下總國關宿惣寧寺、武州越生龍穩寺、遠州
大洞院、依爲關東惣錄司、被下之、常州富田大中寺へ
は後日被下之、

〔一四才〕

『武家嚴制錄』卷八 七五 天下曹洞宗法度

一 天下曹洞宗御情目

天下曹洞宗法度〔令條第九九號參照〕
非三十年修行成就之人、不立法幢事、
非二十年修行、不可致江湖頭事、

十八代秀佐代諸堂尽燒之節寺領
御條目三箇寺同意頂戴
仕候内大中寺者天正十九年十一月頂戴仕候由
記録有之候其以後寛永年中大中寺

御朱印共二燒失仕寛永十九年
大猷院様御書替之席而右僧錄
御條目 御朱印之御書替頂戴仕罷在候

からず。住持の外坊領を競望すべからず。坊舍并に
坊領賣買質券禁斷すべし。衆徒連署して黨をむすび。
非議をくはだつるにおいては追放たるべしとなり。
（令條記）

曹洞宗法度

〔一四〇〕

非三十年修行成就之人而立法幢事
不遂二十年修行致江湖頭事
寺中追放之惡比丘於諸山許容事

致江湖頭不經五年或轉法衣或修行
未熟之僧轉衣事

為末寺背本寺之掟事
右之條々若於違背之輩者速可追
放寺中者也

為末寺背本寺之掟事
右之條々若於背此旨者可追放寺中者也

慶長十七年五月廿八日 御黑印

〔一五〇〕

慶長十七年十月朔日 御黑印

慶長十七年五月廿八日 御判

大洞院 可睡齋、遠州
龍穩寺 武州生越
總寧寺 下總關宿
中 寺 富田

是ハ後日被下之、

『台德院殿御實紀』卷十九 慶長十七年五月廿八日条

曹洞宗御朱印を。遠州大洞院可睡齋。武州越生龍
穩寺。下總關宿寧寧寺。關東の惣錄司たるによりて
下さる。常州富田大中寺へは重ねて賜ふ。其文に曰。
三十年修行成就の僧にあらずして。法幢を立べから
ず。二十年の修行を遂ざる僧を江湖の頭にすべから
ず。寺中追却の惡比丘を。諸山に於て許容すべから
ず。江湖の後五年をへず轉衣すべからず。并修行未
熟の僧轉衣すべからず。末山の徒本寺の法令に背く
べからず。此旨違背の者あらんには。寺中放逐すべ
しとなり。(國師日記)

御法度之事
一 引導之場江祈禱之出家不可入手候
御國法ニ無御座儀ニ候間堅申断候違乱
申真言天台山伏於有之者雜物差添

〔一六〇〕

寺中追放之惡比丘僧於諸山不可許容事、
私曰、此所文
並修行未熟之僧致轉衣事
言不足歟、

奉行所江以使僧可被仰上候
午霜月廿二日 全阿弥判

『御當家令條』卷九 九九 曹洞宗諸法度
*前掲(3に同じ)

『台德院殿御實紀』卷十九 慶長十七年十月朔日条

*前掲(3に同じ)

『武家嚴制錄』卷八 七五 天下曹洞宗法度

龍穩寺

侍者御中

〔一六ウ〕

〔参考〕

『台德院殿御實紀』卷十九 慶長十七年十月朔日条
駿城にては五山の僧徒拝謁し奉る。(國師日記)

伏啓上去年於江城玉龍坊山本坊江申断候祭導之儀有間敷候事其地

真言天台又者山伏江急度被仰越可及

御断候為其一筆進之候恐惶敬白

申二月五日 全阿弥判

進上

龍穩寺

侍者御中

〔一七オ〕

〔参考〕

『台德院殿御實紀』卷廿二 慶長十八年五月廿一日条
又關東新義真言宗に成下さるる條目には。住山勤

學の所化二十年に満ずして法幢を執べからず。入室の後闕座の徒あらんには。永く攘斥すべし。坐班は勤學階臘の次第に任すべし。住山を遂ずして香衣を着すべからず。諸末寺の徒本寺の令を違犯すべからず。權門俗縁をかたらひ非法を企べからず。他寺の門徒を奪取べからず。本寺にうたへずして末寺に居すべからずとなり。(國師日記)

右全阿弥両通之御書面者本書ハ不相見候得共右之写井書留有之候

遂二十年之修致江湖頭經五年僧有

轉衣之望者以嗣法師之推舉狀致

登山可申理從當寺就傳 奏申降

綸旨以其上出世轉衣可有披露附非三十年修行了畢者不可立法幢事

〔一七ウ〕

全阿弥 未詳

『御當家令條』卷九 一〇〇 越前永平寺諸法度
永平寺諸法度

出世之戒臘八可為綸旨日付次第事
到紫衣之當寺總持寺為當住仁者經
奏問 勅許之時可有著用兩寺之外一切
不可着用於退院者可脫紫衣事

開山忌越前一國之諸末寺不殘可出仕
但遠國者可為志趣次第事
日本曹洞下之末派如先規可守當

寺之家訓事

右近年法度相亂往々紫衣黃衣著用之
僧滿巷衢違佛制受人嘲法道陵夷無念於
此旦為佛法紹隆且為宗門繁榮相定訖若於
違背之僧徒有之者可處配流者也仍如件

元和元乙卯年七月日 御朱印

上様諸宗之本寺江被 仰出事

御城下御鷹場大小寺院不相應之住持
不可置殊閑東遠國迄
住持可申附事

〔二九〇〕

〔二八九〕

遂廿年之修行、致江湖頭、經五年僧、有轉衣之望者、以
嗣法師之推舉狀、致登山、可申理、從當寺就傳奏、申降
綸旨、以其上出世轉衣可有披露、出世之戒臘者、可為
綸旨日付次第事、

非三十年修業了畢者、不可立法幢事、
至紫衣者、當寺總持寺為當住仁者經 奏聞、勅許之時
可有著用、兩寺之外一切不可著用、於退院者、可脫紫衣
事、

開山忌、越前一國之諸末寺不殘可出仕、但遠國者可為
志趣次第事、

日本曹洞下之末流、如先規可守當寺之家訓事、
右近年法度相亂、往々紫衣黃衣著用之僧滿巷衢、違于
佛制、受人嘲、法道陵夷無甚於此、且為佛法紹隆且為宗
門繁榮相定畢、若於違背之僧徒有之者、可處配流者也、
仍如件、

元和元乙卯年七月・

『武家嚴制錄』卷七 六一 永平寺御條目

〔元和元年七月日〕

永平寺諸法度

〔本法度、令條第一〇〇号に同じ、但し第五條「守」を「為」に作
り、第一條第三行「為」の下に「事」ありて「出世云々」なく、次行
に「附非三十年修業了畢者、不可立法幢事」あり、第二條を「一出
世之戒臘者可為綸旨日附次第事」に作り、日附「元和元」の下に

若其寺院不相應之住持有之候世間

於申觸者三箇寺江曲事可申付事

二十年之修行之内或者持寺或者外典

余有之致學宗旨未熟之僧任年來

於首頂者堅法度被仰付事若違背

之者於有之者三箇寺奉行所江可申達旨

被仰渡者也

右之段當八月十九日於寺社御奉行所
三箇寺令承引之條自今以後定兒孫

候之時窺其小本寺三箇寺江遂披露
堅應鈞命可守其旨者也

寛永十九壬午年八月十九日

「一九ウ」

「年」あり

〔参考〕

『台德院殿御實紀』卷三十九 元和元年七月廿四日条

越前國永平寺。能登國總持寺の僧等。曹洞派に御印書賜はらん事を請たてまつる。(駿府記)

「二〇オ」

『台德院殿御實紀』卷三十九 元和元年七月廿四日条
此日五山十刹并大徳。妙心。永平。總持寺。古新義の眞言。淨土宗の僧等へ法規を下さる。金地院崇傳これをつたふ。(中略)越前國永平寺の法規にいふ。

二十年の修行をとげ。江湖の頭となり。五年をふるの僧轉衣の望あらんには。嗣法師の推舉状を以て登山し申出る時。當寺より傳奏につき綸旨を申下し。其上を以て出世轉衣披露有べし。出世の戒臘は綸旨日付次第たるべし。三十年の修行了畢にあらずして。法幢を立べからず。紫衣に至ては當寺并總持寺の現住奏問をへ。勅許の時これを着すべし。兩寺の外一切着すべからず。當寺退去に於ては紫衣を脱すべし。開山忌には越前一國の末寺悉く出會すべし。遠國に於ては志にまかすべし。日本曹洞の末流先規の如く。當寺の訓戒を守るべし。近年法度廢亂し。実だりに紫衣。黃衣の僧衆衝に充滿す。これ佛制に違ひ世人の嘲をうく。佛道の陵夷これより甚敷はなし。今度

覺

「二〇ウ」

一年頭並御祝儀等之節關東中此書立
十ヶ國寺社之輩前々より參來候得共
寺社領式拾石以下者自今以後不及參府
縦式拾石以上たりといふ共此跡ら不參輩ハ
可為無用但子細有之者寺社奉行所江
申伺之可有參上事
寺社領式拾石以下又ハ領地無之候共由緒

「二一オ」

有之而例年参府候ハて不叶分者寺社奉行江
相伺之可受其差圖縱只今迄每年参来
候共由緒無之寺社之輩者或二年或三年
一度宛ハ參上可然事

慶安五年正月七日

佛法紹隆。宗門繁榮のためかく令せらる。この令違
犯の僧等は。配流せらるべしとなり。(駿府記、令條記)
『大猷院殿御實紀』卷五十一 寛永十九年八月十九日条
*該當記事なし

〔二一ウ〕

〔参考〕
『嚴有院殿御實紀』卷三 慶安五年正月六日条

白木書院にて出家。社人の拜賀あり。(中略) 獨
禮の出家等拜し。次に遠國の寺社人拜し奉り奥に入
給ふ。(承應年中行事、公儀日記、尾張記)

〔二二オ〕

『嚴有院殿御實紀』卷三 慶安五年正月七日条

*該當記事なし

『嚴有院殿御實紀』卷十五 明暦四年正月六月
『嚴有院殿御實紀』卷十六 萬治元年七月十二月

*該當記事なし

從遠國年頭并御祝儀等之節寺社之輩
前々より参來候共寺社領五十石以下者
自今以後不及参府候縱五拾石以上たりと
いへとも此跡ら不参來輩ハ可為無用
但子細有之者寺社奉行所江申伺之
可有參上事
寺社領五拾石以下又者領地無之候とも
由緒有之而例年参府候ハて不叶分者

寺社奉行所江相伺之可請其差圖縱只今迄

毎年参來候といふとも由緒無之寺社之
輩者或二年或三年一度宛者參上
可然候事

慶安五年正月七日

〔二二ウ〕

二五才二行目以下(万治四年三月廿日)

美濃守 老中稻葉美濃守正則(前掲)
豊後守 老中阿部豊後守忠秋(前掲)
伊豆守 老中松平伊豆守信綱
(寛永十二年十月廿九日 / 寛文二年三月十六日卒)

雅樂頭　老中酒井雅樂頭忠清(前掲)

「二三才」

『嚴有院殿御實紀』卷二十一　萬治四年三月廿日条

この日遠州可睡齋嶺育。駿遠曹洞宗并に豆州修善寺派の僧錄たるべしと命ぜらる。(日記)

新寺御法度條目

資

一　一　一　一　一　一　一　一　一　一　一　一

門前并寺領之内向後新寺不可有建立事

去酉年大火事以後新寺立候所者

今年より來春迄之内可有破却事

附由緒有之候者奉行所江申断

可謂差圖事

先年新寺建立不可仕旨被　仰出有之候

其後立候寺々之住僧惡事仕候者寺共二

破却可被　仰付事

寺社方境内門前之茶屋遊所抱置所

數多有之候不作法之至候間向後堅可申付事

門前并寺領之内請人無之又者不届成者

家不可借置事

万治元戊戌年

「二三才」

「二三才」

『御當家令條』卷五　五五　寺社繼目御朱印頂戴御觸覺

覺

一　一　一　一　一　一　一　一　一　一　一　一

御當家御三代之御朱印所持之寺社之輩者勿、御兩代之

御朱印頂戴・之分迄、不依寺領之高下、繼目御朱印可

被下事

御一代之御朱印頂戴之寺社領者、先五拾石以上之分御

朱印可被下事、

寺社領無之、境內許「計」之御朱印雖有之、於一宗之本

寺者、繼目御朱印可被下事

右之通、被仰出候間、面々領分有之寺社之輩、今年六月
中江戸江、先御代之御朱印持參仕候様可被相觸候、此
紙面之外者、重而・可爲御沙汰之間、不及參府旨、堅可
被申渡者也

寛文五・年巳三月朔日

『武家嚴制錄』卷三十

三三三　寺社領御朱印被下候時御觸

修禪寺之門派可睡齋如前々可為僧錄
之旨被　仰出候可被得其意者也

仍如件

「二四ウ」

一　一　一　一　一　一　一　一　一　一　一　一

寺社領御朱印被下候時御觸

時御觸

『武家嚴制錄』卷三十

三三三　寺社領御朱印被下候時御觸

仍如件

万治四丑年

三月廿日

美濃守

豊後守

伊豆守

雅樂頭

〔二五〇〕

總寧寺
龍穩寺
大中寺

覺

當御三代之 御朱印又 御當代之

御朱印頂戴候寺社之分神領寺領之

不寄多少事

當御三代之 御朱印又 御當代之

御朱印頂戴之分ハ五拾石

御一代之 御朱印頂戴之分ハ五拾石

以上之事

寺社無之境內斗之 御朱印頂戴

候共一宗本寺斗之事

今度寺社方江 御朱印可被成下之旨被

仰出候条右之書付之通 御朱印被致所持當夏六月中江戸江可有

參府候此外者重而可相觸候間其節可為 參向者也

〔二六〇〕

〔二五〇〕

一 覚
御當家御三代之御朱印所持之寺社之輩は勿論、御兩代之御朱印頂戴・之分は、不依寺社領之高下、繼目之御朱印可被下候事、
御一代之御朱印頂戴之寺社は、先五拾石以上之分御朱印可被下之事、
寺社領無之境內計之御朱印雖有之候、於一宗之本寺は、御朱印可被下候事、
右之通被 仰出候間、面々領分之寺社之輩、今年六月中江戸へ、先御代々 御朱印持參仕候様に被相觸候、紙面之外は重て可爲御沙汰之間、不及參府之旨、堅可被申渡者也、
寛文五年三月朔日

『嚴有院殿御實紀』卷三十 寛文五年三月朔日条

嘗家三代の間相づべきて

領地の御朱印たまはりし寺社はさらにいはず。

二代の御朱印たまはりしも。其高下によらず。御續緒の御朱印改めたまはるべし。 一代のみ賜りしは。五十石以上たまはるべし。所領なく。境内外のみの御朱印賜はりしも。一宗の本寺たらばこれも賜はるべし。かく令せらるれば。各國寺社の輩。 歴朝の御朱印携て。ことし六月府に出べし。此外は重て沙汰あるべしとなり。(日記、大成記)

寛文五巳年三月

定

諸宗法式不可相亂若不行義之輩

於有之者急度可及沙汰事

不存一宗之法式之僧不可為寺院住持事

附立新儀不可說奇怪之法事

本末之規式不可亂之縱雖為本寺對

未寺不可有理不尽之沙汰事

檀越之輩雖為何寺可任其心從僧

侶方不可相爭事

結徒黨企闖諍不似合事業不可

仕事

背國法輩到來之節於有其届者

無異儀可返之事

寺院佛閣修復之時不可及美麗事

附佛閣無懈怠掃除可申付事

寺領一切不可賣買之并不可入于

質物事

無由緒者雖有弟子之望猥不可令出家

若無據子細於有之者其所々領主代官江

相斷可任其意事

〔二六ウ〕

『御當家令條』卷十二 一三六 諸國寺院下知狀
 *前掲(1に同じ)
 『武家嚴制錄』卷九 九八 同御下知條々

〔二七オ〕

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年七月十一日条
 *該当記事なし

〔二七ウ〕

『御當家令條』卷十二 一三七 寺院屋作御定
 *前掲(1に同じ)
 『武家嚴制錄』卷三十 三二二三 寺院造作之御觸覺
 *前掲(1に同じ)
 『嚴有院殿御實紀』卷三十六 寛文八年三月廿五日条
 *前掲(1に同じ)

〔二七ウ〕

太 摂津守 寺社奉行太田摂津守資次

(延寶四年七月廿六日／延寶六年六月十九日大坂城代)

板 石見守 寺社奉行板倉石見守重種

(延寶五年六月廿一日／延寶八年九月廿一日老中)

小 山城守 寺社奉行小笠原山城守長矩

(寛文六年六月十九日／延寶六年二月六日辞職)

『嚴有院殿御實紀』卷五十五 延寶五年十一月十八日
 *該当記事なし

右條々諸宗共可堅守之此外先判之條數

弥不可相背之若於違犯ハ隨科之輕重

可沙汰之猶載下知狀者也

寛文五年七月十一日

〔二八〇〕

『御當家令條』卷十二 一四〇 謂經納經覺

嚴有院様薨御之節
諷經納經覺

條々
僧侶之衣牴應其分際可着之并佛事

作善之儀式檀那雖望之相應輕可仕事

檀方建立由緒有之寺院住職之儀者為其

檀那斗之条從本寺遂相談可任其意事

以金銀不可致後住之契約事

借在家構佛檀不可求利用事

他人者勿論親類之好雖有之寺院坊舍

女人不可抱置之但有來妻帶者

可為各別事

右條々可相守之若於違犯ハ隨科之輕重

可有御沙汰之旨依 仰執達如件

寛文五年己酉七月十一日 大和守

美濃守 豊後守 雅樂頭

〔二八〇〕

〔二九〇〕

淨土宗は増上寺え可致納經事、

右之外古跡は各別、由緒有之寺院、吟味之上可指加候、

無斷罷出間敷者也、

申年五月・日

御當地遠國共、獨禮相勤候寺院可致納經事
關八州ニ而も、高五拾石以上・御朱印地之寺院、可致納經事、一 遠國は一宗の大本寺迄可致納經事、

一

『常憲院殿御實紀』卷一 延寶八年五月廿三日条

けふ令せられしは。府内近國共特拜の寺院は納經すべし。關八州にては五十石以上朱印給はりし寺院これに同じ。遠國は一宗の本寺のみ納むべし。諸宗は東叡山。淨宗は三縁山に納むべし。その他古跡又は由緒ある寺院は。査檢のうへ加へらるべし。みだりに出べからずとなり。(天享東鑑)

〔二九〇〕

〔参考〕

『御當家令條』卷十八 二二七 切支丹奉行衆被申渡覺

青木遠江守宅え諸留守居招之申渡覺

- 一 梁行京間三間を限るへし但栢行者
一 心次第たるへし
- 一 佛檀つの屋京間三間四方を限るへし
- 一 四方しころひさし京間壱間半を限るへし
- 一 小棟作たるへし
- 一 ひち木作より上の結構無用たるへし
- 右堂舎客殿方丈庫裏其外何ニ而茂
此定より梁間廣作へからず若廣可作之
- 子細於有之ハ寺社奉行所江申伺之可任差圖候
以上
- 寛文八年申二月

〔三一〇〕

- 一 総寧寺龍穏寺大中寺ハ為僧録之間
不立我意三箇寺令和融諸事遂吟味
無依怙蟲鳳可有其沙汰若不及了簡儀者
奉行所江申達相談之上可受差圖事
一 三箇寺致月替當番の方ニ而寄合仕訴状之
裏判或者召狀觸状或者萬證文等當
番之輩可為先別輕儀者月番
- 一 判可仕候不依何事落着之儀ハ三箇寺
立會當番の方ニ可書留事
御用之儀於奉行所三箇寺江令内談未申出
- 〔三一〇ウ〕
- 一 領家御代々・御朱印所持之寺社之輩は勿論、御一代之・御朱印於令所持は、不依寺社領之多少、又ハ境内計之雖為御朱印、此度・御朱印可被下之旨被仰出候條、面々領分并支配所ニ在之寺社之輩、御先代之・御朱印に写を差添、今年七月より八月迄之内、江戸え持參いたし、土屋相模守、本多淡路守所え相達候様ニ可被相觸・候以上、
- 六月日

三四〇五・六行目(貞享元年七月七日)

土屋相模守 奏者番土屋相模守政直

〔三一〇オ〕

『常憲院殿御實紀』卷三 延寶九酉年正月～三月

*該当記事なし

延寶九年酉二月廿九日

共、當年よりハ毎年四月より十一月迄之内、宗門改之證文可指出候、彌入念改可被申之旨、御老中被仰渡之由申渡之、

- 一 梁行京間三間四方を限るへし
- 一 佛檀つの屋京間三間四方を限るへし
- 一 四方しころひさし京間壱間半を限るへし
- 一 小棟作たるへし
- 一 ひち木作より上の結構無用たるへし
- 右堂舎客殿方丈庫裏其外何ニ而茂
此定より梁間廣作へからず若廣可作之
- 子細於有之ハ寺社奉行所江申伺之可任差圖候
以上

『武家嚴制錄』卷三十五 三八三 寺社方御朱印就被下

之御觸

一 寺社方御朱印就被下之御觸

覺

一 御當家御代々・御朱印所持之寺社之輩は勿論、御一代之・御朱印於令所持は、不依寺社領之多少、又ハ境

内計之雖為御朱印、此度・御朱印可被下之旨被仰出候條、面々領分并支配所ニ在之寺社之輩、御先代之・御朱印に写を差添、今年七月より八月迄之内、江戸え持參いたし、土屋相模守、本多淡路守所え相達候様ニ可被相觸・候以上、

以前一切他言仕間敷候依其品一人江相達儀
有之者殘二箇寺江不可洩之事
從 公儀住職被仰付寺之後住御吟味之時者
三箇寺存寄之通互申出之遂評議隨多分
相應之僧可書上之勿論三箇寺相斗
申付住職も僕儀之上可定之事
於諸本寺末寺之僧仕置申付之處彼僧
輕之三ヶ寺江訴之族有之八其本寺江委細
相尋裁許之趣理至極之儀ハ不可取上之若
本寺非道有之候者急度奉行所・相達僕儀
之上可有落着事
附三ヶ寺在寺之時者捲泉寺青松寺
泉岳寺諸事申置差當用事者可
調之事
右之條々堅相守三箇寺令一同可相計之者也

延寶五己年十一月十八日

太 摂津守

板 石見守

小 山城守

〔三二ウ〕

〔三一ウ〕

〔参考〕

貞享元年也子三月廿三日
右之外可被相伺儀は、兩奉行え可被承之者也、

御當地遠國共ニ独禮相勤候寺院納經可
致事

諷經納經覺

本多淡路守
寺社奉行本多淡路守忠周
(天和三年二月二日／貞享四年五月十四日召放・閉門)

『常憲院殿御實紀』卷十 貞享元年七月七日条

*該当記事なし

〔参考〕
『御當家令條』卷三 二七 諸大名領知御判物被下節覺

覺

一 壱万石以上之面々え、領知之 御朱印被下候付て、土
屋相模守、本多淡路守奉行被仰付候事、
一 御代々之御朱印所持之面々ハ、御朱印に寫を相添、右
兩人 御朱印拜見之上寫を可被相渡之、勿論國郡郷村
高辻注帳面、可被差出之、又 御朱印無之衆は、國郡郷
村領知之高委細書注、兩人え可被相渡事、
一 御朱印之外御加増拜領之、或 御朱印有之て、所替ル
面々、或 御朱印高之内領知分ル面々、其趣具書注
之、兩人え可被差出事、
右之外可被相伺儀は、兩奉行え可被承之者也、

關八州二而者高五拾石以上之

御朱印地之寺院可致納經事

遠國者一宗之大本寺迄可致納經事

諸宗者東觀山江可致納經事

淨土宗者增上寺江可致納經事

右之外古跡各別由緒有之寺院吟味之上

可差加哉無斷罷出間敷事

延寶八申年五月廿一日

覺

一 御代替ニ付宗門御改之儀前々之通入念可相改

〔三三ウ〕

之旨於御列座御口上ニ而被仰渡候

延寶九酉年春

覺

一 御當家 御代々之御朱印所持之寺社

之輩ハ勿論 御一代之 御朱印於

令所持者不依寺社領之多少又ハ境内

斗之雖為 御朱印此度 御朱印

可被下之旨被 仰出候条々領分并

支配所ニ有之寺社之輩 御先代之

御朱印写を差添今年七月より

八月迄之内江戸江致持參土屋相模守

本多淡路守所江相達候様・可被相觸之候

〔三四オ〕

『常憲院殿御實紀』卷九 貞享元年三月廿三日條

けふ令せられしは。万石以上のともがら。領地の御朱印賜ふにより。奏者番土屋相模守政直。本多淡路守忠周にこのことを奉行せしめらる。歴世の御朱印所藏の輩は。本紙に新寫一通を添て。この兩人に御朱印拜覽せしめ。その上寫一通をば呈しをくべし。勿論國郡郷村高辻の簿籍呈すべし。御朱印所藏せざる輩は。國郡郷村領地高つばらにして。兩人へ出すべし。御朱印の外益封せられしか。あるは御朱印ありても領地轉換するか。あるは御朱印高の中にて分地せし輩は。その旨委細しるして。兩人へ出すべし。(令條記)

『常憲院殿御實紀』卷十 貞享元年六月七日條

こたび寺社領の御朱印あらためたまはるによて。

令せらるるは。當家歴朝の御朱印所藏の寺社はいふ迄もなし。一代の御朱印收貯せるも。領地の多寡を論ぜず。境内かぎりの御朱印までも。子たび改め下さるべければ。本紙に寫をそて。此七八月の間府に持參し。土屋相模守政直。本多淡路守忠周に出すべしとなり。(日記)

『常憲院殿御實紀』卷十 貞享元年七月十日條

奏者番土屋相模守政直大坂城代命ぜられ。二万石益封ありて六万五千石になさる。(日記)

『常憲院殿御實紀』卷十 貞享元年七月十八日條

以上

貞享元年七月七日 本多淡路守

〔三四ウ〕

奏者番牧野因幡守富成御朱印改の事仰付らる。(日記)

『常憲院殿御實紀』卷十 貞享元年十一月十三日條

黒木書院に出給ひ。万石以上の輩に。封地の御判物。御判物。御朱印を給ふ。(下略) (日記)

『常憲院殿御實紀』卷十 貞享元年十一月廿一日條

黒木書院に出給ひ。又万石以上の輩に。封地の御判物。御朱印を下さる。(下略) (日記) 憲廟實錄

『常憲院殿御實紀』卷十 貞享元年十一月廿六日條

御判物御朱印の事沙汰せし輩裏行はる。奏者番牧野因幡守富成は備前近景の御刀。同僚にて寺社奉行

兼る本多淡路守忠周は備前重光の御刀。儒役林春常
信篤。人見友元宜卿は銀十枚。時服一襲づつ給ふ。右
筆等にも。金。時服給ふ。(日記)

口上之覚

諸國之寺院參府之上為届參候節

觸頭二而とくと様子被承届其上二而手紙

相添 御朱印改之両奉行江可被

差出候 一宗一派之於為本寺者觸頭之内

壱人同道候而可被參候右副手紙両奉行江

別紙二認不及差越連名二認可被相越候

手紙名付等之儀平生之可為副手紙

之通事

〔三五オ〕

〔三五ウ〕

『常憲院殿御實紀』卷十八 貞享五年八月廿二日條

浅草龍寶寺・閉門し。弟子三人斬に處せらる。こ

れは邪淫戒を破りし聞えあるによてなり。(日記)

『常憲院殿御實紀』卷三十三 元禄九年六月

*該當記事なし

『武家嚴制録』卷七 六六 永平寺總持寺願二付被仰

覺

貞享元年被 仰出候御書添之趣

右

一 先年茂寺院坊舍に女人不可抱置之旨

出條々

一 永平寺總持寺依願被 仰出條々

雖被仰渡頃日端之猥ニ相聞江候条自今
以後弥先御條目之通於寺院坊舍
諸親類ハ不及申其母姊妹たりといふ共
堅不可差置之旨今度又被仰渡候之間
此旨急度可被相守候者也

貞享五辰年八月

〔三六ウ〕

三寺社御奉行衆御列座御口上二而
被仰渡候覺

公儀ニ而御仕置被為仰付候親類出家
或又脱衣追放等御赦免以後ニ而も向後
御朱印地御目見仕候寺院江住職
并御講談抨聞等可有遠慮候尤官位上選
之節も遂吟味可申事

〔三七オ〕

只今右之訛有之僧住院仕候者其子細
書付可差上事若抨聞願之僧者
觸頭江相届可申事

抨聞茂可致程之寺院其一族逢罪科
其身ハ出家故御赦免之者も又ハ其身
以前罪科有之候得共只今器量故住職
仕候者有之候者以書付可申上事

〔三七ウ〕

定

『常憲院殿御實紀』卷四十八 元禄十六年八月十日条
禪宗洞家嗣法の事。元祖道元禪師の正法眼藏の本
意の旨をもて相傳せん事を。越前國永平寺石牛。能
登國惣持寺央山こひ出るにより條約を下さる。其文
にはく。嗣法了畢の僧徒。廿五年の臘をへて轉衣
の望あらば。いよいよ條約の旨を守り。嗣法師の推
舉状をもて登山すべし。もし嗣法師故障あらば。あ
るは本山あるは僧錄査檢し添狀すべし。師資面授一
師印證は道元禪師家訓たり。今より後何れの寺院に
移住せしむといふとも。前授の三物。生涯またく是

一 嗣法了畢之僧徒經廿五年臘而有
轉衣之望者弥守 御條目之旨以嗣
法師之推舉狀可致登山若嗣法師
有故障者或本寺或僧^緑遂吟味可
添狀事

一 師資面授一師印證ハ為道元禪師之
家訓自今以後何之寺院江雖令移住
最初傳授之三物一生全可帶之師資
相承之外以他人附法停止之事

一 傳法之僧入院之節者其寺院之嗣書
除之血脉大事可重授之移轉之砌者
可附屬其後住令遷化ハ其寺之隱居
又者於本寺同門可授受之事
右條々永平寺惣持寺就願被 仰出之
向後一宗之僧侶堅可相守此旨若違犯之
輩於有之八可為曲事者也

元禄
十六年八月 本彈正 本彈正
阿飛驥 阿飛驥
永伊賀 永伊賀
丹後 丹後
但馬 但馬
佐渡 佐渡
相模 相模
豐後 豊後

〔三八〇〕

嗣法了畢之僧徒經廿五年臘而有
轉衣之望者弥守 御條目之旨以嗣
法師之推舉狀可致登山若嗣法師
有故障者或本寺或僧^緑遂吟味可
添狀事

師資面授一師印證ハ為道元禪師之
家訓自今以後何之寺院江雖令移住
最初傳授之三物一生全可帶之師資
相承之外以他人附法停止之事

〔三八〇〕

本彈正

寺社奉行本多彈正少弼忠晴
(元禄十五年六月廿一日／正徳三年閏五月七日辞職)

阿飛驥

奏者番兼寺社奉行阿部飛驥守正喬
(元禄十二年九月廿八日／寶永元年十月廿九日免職)

永伊賀

奏者番兼寺社奉行永井伊賀守直敬
(元禄七年十一月十五日／寶永元年十月一日若年寄)

丹後

稻葉丹後守正往
(元禄十四年正月十一日／寶永四年八月二日辞職)

但馬

秋元但馬守喬知
(元禄十二年十月六日／正徳四年八月十四日卒去)

佐渡

小笠原佐渡守長重
(元禄十年四月十九日／寶永七年五月十八日辞職)

相模

土屋相模守政直
(貞享四年十月十三日／享保三年三月三日免職)

豊後

阿部豊後守正武

〔三九〇〕

を帶ぶべし。師資相承のほか。他人もて附法すべからず。傳法の僧入院のときは。其寺院の嗣書を除き血脉を授くべし。移轉のときは後住に附屬すべし。住僧遷化せば。前住あるは本山同門にをして授受すべし。此條。永平寺石牛。惣持寺央山願により仰出されたれば。一宗の僧侶かたく守るべし。もし違犯のものあらば。曲事たるべしとなり。(日記)

一

覚

曹洞一宗之寺院移轉之事從本寺
撰其才德而令住職古來之式例也然頃

年不達本寺任自己之了簡或雖非

修非學貪賄賂令任職輩間有之

法式紊亂宗風變廢不可勝言也吉祥寺

後住之儀者直訴于奉行所捲泉寺青松寺

泉岳寺八達於關東三箇寺從三箇寺

告來於奉行所事舊例也自餘之

寺者達於本寺可受其指揮右因

總寧寺龍穩寺大中寺訴出如斯

裁斷畢永可守此旨者也

寶永七庚寅十二月十八日

森出羽印

本彈正印

鳥伊賀印

安右京印

〔四〇九〕

〔四〇八〕

森出羽 寺社奉行森川出羽守俊胤

(寶永七年九月廿一日／正德四年九月六日若年寄)

本彈正

寺社奉行本多彈正少弼忠晴

(元禄十五年六月廿一日／正德三年閏五月七日辭職)

鳥伊賀

寺社奉行鳥居伊賀守忠英

(寶永二年九月廿一日／正德元年六月廿七日若年寄)

安右京

奏者番兼寺社奉行安藤右京進信友

(享保二年十月五日兼寺社奉行)

〔寶永六年十一月廿三日／正德三年三月十二日辭職〕

『文昭院殿御實紀』卷十 正德元年七月三日條

*該當記事なし

〔四一〇〕

『有德院殿御實紀』卷七 享保三年十一月

*該當記事なし

御朱印御改付從諸方願之趣・及言上候
今度之儀者 御代を繼れ候によりて

可被成下之 御朱印たるの間 一切に

御代之先規之旨に任せられ

覚

御朱印御改付從諸方願之趣・及言上候
今度之儀者 御代を繼れ候によりて

可被成下之 御朱印たるの間 一切に

御代之先規之旨に任せられ

『寛文朱印留』 一三九八 總寧寺領(下總國葛飾郡)
捲寧寺派 百十三通

(天和元年三月廿六日／寶永元年九月十七日卒去)

『文昭院殿御實紀』卷八 寶永七年十二月十八日條

*該當記事なし

御朱印可被下御事候然上ハ新規に
願之品は後日ニ至リ被聞召届其證
其例明にして先規之旨に叶ひ他の
競望を生すへからざるの類は重而其御
沙汰可有之由被仰出候条此むねを以
可被及返答候以上

正徳元卯年七月三日

〔四二〇〕
寛文五年七月十一日御朱印

捺寧寺

〔四二一〕

曹洞宗關東三箇寺

國府臺

総寧寺

越生

龍穩寺

享保三戊戌年十一月

富田

大中寺

〔四二二〕

寛文五年七月十一日御朱印

〔四二三〕
『寛文朱印留』 一五一二 竜穩寺領(武藏国入間郡)

竜穩寺派 五拾三通

当寺領、武藏国高麗(入間)郡越生郷之内百石事、并寺
中守護使不入、任天正十九年十一月日、寛永十年四月
十八日両先判之旨、全収納永不可有相違、者仏法紹隆
無懈怠可勤仕者也、仍如件

竜穩寺

〔四二四〕
『寛文朱印留』 一五六五 大中寺領(下野国都賀郡)

大中寺派 拾六通

当寺領、下野国都賀郡下皆川郷之内五拾三石、山田村
之内四拾七石、合百石、并寺中門前屋敷山林竹木諸役
等免除守護使不入事、任寛永十九年九月十七日先判之
旨、永不可有相違者、仏法紹隆無怠慢可勤仕者也、仍如

当寺領、下總国葛飴郡市川郷国府台村百武拾八石五斗
余、并寺中門前境内山林六万七千七百七拾五坪事、内
武拾石者所載于天正十九年十一月日、寛永十年四月十
八日両先判之旧領也、其外者為境内之替地充行之訖、
全収納永不可有相違、者仏法紹隆無怠慢可勤仕者也、
仍如件

〔白紙〕

真言宗諸法度
從四度加行至授職灌頂師資授法儀
式并衣鉢色淺深可為如先規寺法事
事相教相督學觀心可為守用事
修法者護國利民基也仍密宗之
建立以之為肝心弥可抽口論安寧之
丹誠事
破戒無數之比丘可令衆拔事
諸末寺可相守本寺之法度若有法
流中絕之儀者不求他院不尋自門濫
觴自由之企有之者寺領可有改易事
新義之僧積廿ヶ年學問分切遂
住山三ヶ年其後歸國法談可為一會
但數年住山之仁齡數廻譽者任能化之
許可令常法談執行事
於論席徒謗能化企公事妨學業

圓福寺
真福寺
弥勒寺
根生院

真言新義

〔四三才〕

件

寛文五年七月十一日御朱印

大中寺

『曹洞宗通幻派本末記』上
〔『江戸幕府寺院本末帳集成』上
寺領二十百石御朱印有之 下總州関宿所
寺領百石御朱印在之 下野州越生
武州越生 龍穩寺

内閣本第十四冊
内閣本第十六冊

『龍穩寺本末帳』

〔『江戸幕府寺院本末帳集成』上
寺領百石御朱印在之 下野州富田
大中寺 龍穩寺

内閣本第十六冊

『龍穩寺本末帳』

〔『江戸幕府寺院本末帳集成』上
寺領百石御朱印在之 下野州富田
大中寺 龍穩寺

内閣本第十六冊

真言宗諸法度
從四度加行至授職灌頂師資授法儀
式并衣鉢色淺深可為如先規寺法事
事相教相督學觀心可為守用事
修法者護國利民基也仍密宗之
建立以之為肝心弥可抽口論安寧之
丹誠事
破戒無數之比丘可令衆拔事
諸末寺可相守本寺之法度若有法
流中絕之儀者不求他院不尋自門濫
觴自由之企有之者寺領可有改易事
新義之僧積廿ヶ年學問分切遂
住山三ヶ年其後歸國法談可為一會
但數年住山之仁齡數廻譽者任能化之
許可令常法談執行事
於論席徒謗能化企公事妨學業

〔四四才〕

4

『御當家令條』卷八 九一 真言宗諸法度

真言宗諸法度 醒醐寺へ被下之、

從四度加行、至授職灌頂師資授法之儀式并衣體色淺
深、可為如先規寺法事、
事相教相督學觀心、尤可為專要事、
修法者護國利民之基也、仍密宗之建立以之為肝心、彌
可抽四海安寧之丹誠事、

〔四四才〕

4

真言宗諸法度 醒醐寺へ被下之、
從四度加行、至授職灌頂師資授法之儀式并衣體色淺
深、可為如先規寺法事、
事相教相督學觀心、尤可為專要事、
修法者護國利民之基也、仍密宗之建立以之為肝心、彌
可抽四海安寧之丹誠事、

事甚以惡僧也速可令擯出於其張本

於紫衣者殊規模之事也無

勅許僧侶切不可有著用事

延喜御宇贈賜野山大師處之御衣号

檜皮色或染香衣調紫衣用赤色

然間於香衣者非密宗之棟梁有

智之高僧公達ハ曾不可着之事

在國之僧近年猥申下上人號着用

香衣甚以無其謂自今以後令停止

訖但有智者之譽輩ハ各別之事

右可相守此旨若違背之僧徒於有之ハ

可處配流者也仍如件

元和元年己卯七月

御朱印

〔四五五〕

〔四五六〕

破戒無慙之比丘、可令衆拔事、
諸末寺可相守本寺之法度、若有法流中絕之儀者、不求
他院、可糾自門濫觴、自由之企於有之者、・可・改易寺
領事、

新儀之僧積廿ヶ年學問・功、遂住山三ヶ年、其後歸國
法談可爲一會、但數年住山之仁、於有教道器量之譽者、
任能化之許、可令常法談執行事、
於論席徒謗能化、企公事、妨學業事、甚以惡僧也、速可
令擯出於其張本事、
於紫衣者殊規模之事・、無 勅許僧侶功不可有著用
事、

延喜御宇、所贈賜野山大師・之御衣、號檜皮色、或染香
衣、或調紫衣、用赤衣、然間於香衣者、非密教之棟梁有

智之高僧公達者、曾而不可着・事、

在國之僧、近年猥申下上人號、着用香衣、甚以無其謂、
自今以後、令停止訖、但有智者之譽輩者各別・事、

右、可相守此旨、若違背之僧徒於有之者、可處配流者
也、仍如件、

元和元年乙卯七月日 御朱印

〔四五七〕

〔四五八〕

『台德院殿御實紀』卷三十九 元和元年七月廿四日條

為學問住山之所化不滿廿年ハ不可執
法懂事

入学問室後闕座之輩有之者永可

權現様御黒印写

關東新義真言宗法度

為學問住山之所化不滿廿年ハ不可執
法懂事

入学問室後闕座之輩有之者永可

拔衆事

〔四六ウ〕

一座主可為學問階級次第付不遂住山

不可旨着香衣事

一諸末寺之僧衆不可背本寺之命結

俗縁權門企非法事

附不可奪取他寺之門徒事

一不可本寺不可居住末寺事

右堅可守此旨者也

慶長十八年五月廿一日 御黒印

関東新義真言

〔四七オ〕

諸本寺

〔四七ウ〕

台徳院様御朱印写

關東新義真言宗法度

一為學問住山之所化不滿廿ヶ年而不

可執法幢事

一入学室而後有闕如之輩ハ速可抜

宗門事

一座牌可為學問階級次第付不遂住山而

不可着香衣事

〔四八オ〕

傳これをつたふ。(中略)醍醐寺へ下さるる真言法規は。四度加行より授職灌頂に至るまで。師資授法の儀并衣色浅深等。先規寺法の如たるべし。事相教相。

習學觀心尤專要たるべし。修法は尤護國利民の基なり。密宗の建立是を以て簡要とす。彌四海安全の丹誠を抽づべし。破戒無慙の比丘は脱衣すべし。諸末寺は本寺の法度を遵行すべし。もし法儀中絶の事あらんには。他流に求めず自門の濫觴を糺明すべし。

萬一縱恣の企をなす徒あらんには。寺領を没官せらるべし。新儀の僧廿年螢雪の功をつみ。三年住山をとげて後歸國せば。一會の法談をゆるさるべし。數

年住山の僧教導の器譽あらんには。能化に任じ常法勅許あらずばみだりに着用すべからず。延喜の御宇高野大師(弘法に賜る御衣は檜皮色とす。或は香衣をそめ。ある日は紫衣をととのへ。或は赤色を用ゆ。されど香衣に於ては。密教の棟梁。有智の高僧貴族の外は着用すべからず。各國の僧近年猥りに上人號を申おろし。香衣を着するもの尤其いはれなし。今より後嚴に停禁せらる。もし有智の譽ある輩は格別たるべし。此旨違犯の僧は遠流に處せらるべしとな

一　一　一　一　一

一　一　一　一　一

諸末寺僧侶背本寺命就于俗家
權勢不可企非法事

不相斷本寺不可居住未寺事
附不可奪取他寺門徒事

右條々可相守此旨者也

慶長十八年六月六日 御朱印

一　一　一　一　一

諸宗法式不可相亂若不行儀之輩
於有之者急度可及沙汰事
住持事

附立新義不可說奇怪之法事
本末之規式不可亂之縱雖為本寺對
未寺不可有理不尽之沙汰事

檀越之輩雖為何寺可任其意從僧侶
方不可相爭事

諸末寺僧侶背本寺命就于俗家
權勢不可企非法事

不相斷本寺不可居住未寺事
附不可奪取他寺門徒事

「四八ウ」

関東新義真言宗
諸本寺中

「台徳院殿御實紀」卷廿二 慶長十八年六月六日條
この日江戸より關東新義真言宗諸本寺に御判物を
下さる。其文にいふ。學問のため住山の所化。二十
か年をへずして法幢を執べからず。學室に入て後闇
如の輩は。速に宗門を攘斥すべし。座配は學問階
級の次第たるべし。住山をとげずして。香衣を着すべ
からず。諸末寺の徒本寺の命にそむき。俗縁權勢を
頼み。非法を企べからず。本寺にうたへずして。末
寺に住居すべからず。他寺の門徒を奪取べからずと
なり。(國師日記)

「四九オ」

「台徳院殿御實紀」卷廿二 慶長十八年六月六日條

『台徳院殿御實紀』卷廿二 慶長十八年五月廿一日條

この日本山當山修驗の法令を定られ。御黒印を給
ふ。(中略)又關東新義真言宗に成下さるる條目には。

一 結徒黨企鬭諍不似合事業不可

一 仕事

一 背國法輩到来之節於有其届者無

一 異議可返之事

一 寺院佛閣修復之時不可及美麗事

一 附佛閣無懈怠掃除可申付事

一 寺領一切不可賣買之并不可入于質物事

一 無由緒者雖有弟子之望猥不可令出家

若無據子細於有之者其所之領主代官江

相斷可任其意事

右條々諸宗共可堅守之此外先判之

條數・不可相背之若於違犯者隨科之

輕重可沙汰之猶載下知狀者也

寛文五年七月十一日

〔五〇九〕

〔参考〕
『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年八月八日條
御繼統後はじめて遠國寺社領の御朱印を頒布せらる。通計神社八十一所。浮屠二百七十三寺なり。右筆久保吉右衛門正永をして法令をよみ聞しめらる。
(中略)

〔五〇八〕

また法中へは。諸宗の法式混亂すべからず。もし身の行ひみだりなるやからあらば。厳しく沙汰せらるべし。一宗の法制をわきまへざる僧は。寺院住職あるべからず。新義を立。奇怪の法を説べからず。本末の規則をみだるべからず。たとひ本寺たりとも。末寺にむかひ非理の沙汰なすべからず。檀越の輩。何寺たりともその心にまかすべし。僧侶いさぎか争論統べ刈らず。黨を結び争闘をくはだて。につかはしからぬ業なすべからず。國禁をそむくもの來らば。其事告來るとき。すみやかにかへすべし。寺院佛閣。

條々

一 僧侶之衣鉢應其分際可着之并佛事

一 作善之儀式檀那雖望之相應輕可

一 仕事

一 檀方建立由緒有之寺院住職候儀ハ

任其意事

〔五〇七〕

*前掲(1)に同じ)

寛文五年七月十一日

〔五〇六〕

『御當家令條』卷十二 一三六 諸國寺院下知條

*前掲(1)に同じ)

寛文五年七月十一日

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年七月十一日條

*該當記事なし

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

以金銀不可致後住之契約事
借在家構佛壇不可求利用事
他人者勿論親類之好雖有之寺院
坊舍女人不可抱置之但有來妻帶ハ
可為各別事

右條々可相守之若於違犯者隨科⁽²⁾・輕重
可有御沙汰之旨依

寬文五年七月十一日 大和守

美濃守 豊後守 雅樂頭

〔五二〇〕

〔五二一〕

覺

葬禮之時引導祭道各別之事
引導祭導共何方江可相頼茂可

為旦那次第事

引導祭道具之儀旦那思召次第可遣事
万治三庚子年九月十日 板阿波印

井河内印

〔五三〇〕

修理美麗になすべからず。佛閣の洒掃をこたらしむべからず。寺領一切うりひさぐべからず。并典質に入べからず。由緒なきもの。徒弟たらん事を望とも。猥に得度せしむべからず。もしさりがたきゆへあらば。その地の領主。代官に告てその指揮に任すべし。諸宗共にこの條件を守り。先判の條制いよいよそむくべからず。もし違犯せば罪の輕重にしたがひ沙汰統べし。猶下知状に載るものなりとぞ。又老臣連署の下知状には。僧侶の衣體は。その分際に應じ是を着すべし。并に佛事作善の儀式。檀越のともがらこれをのぞむといへども。その分に應じ軽くいとなむべし。寺院住職の事は。瓶建の縁故ある檀越よりはからふべき事。本寺より相議してその意に任すべし。金銀を貰て後任を定むべからず。俗家をかりて佛壇を設け。利用を求むべからず。他人はいふまでもなし。親戚たりとも。婦女を坊舎に寓すべからず。但しもとより妻帶せしはこの限りにあらず。この旨かたく守り。もし違犯せば。その輕重にしたがひ沙汰せらるべき旨。仰により執達する所なりとぞ。(大成令 令條記)

〔参考〕

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年八月十七日條
此日寺社の御朱印三百三十九通をたまふ。(中略)

真言新義
愛宕

圓福寺	愛宕下
真福寺	本所
湯嶋	弥勒寺
根生院	
京妙心寺四箇寺	
松源寺	
海禪寺	
東禪寺	
麟祥院	
從 東照權現様妙心寺江被	
仰渡・御書付	
僧臘轉位并佛事勤行等可為如先規	
寺法之事	
參禪修行就善知識三十年費綿	
密工夫千七百則活頭了畢之上	
遍歷諸老門普遂請益真諦俗諦	
成就出世望之時以諸知識之連暑於	

〔参考〕

かつ寺社の法令。下知状。右筆久保吉左衛門正永。大橋長左衛門重政して讀聞しめらる。(日記)

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年八月廿四日條
この日寺社御朱印四百通給ふ。法令。下知状よみ
聞しめらるる事十七日の如し。(日記)

〔参考〕

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年九月七日條
寺社領御朱印三百四通給ふ。(日記)

『嚴有院殿御實紀』卷二十 萬治三年九月十日條
*該當記事なし

〔参考〕

五三才六・七行目(万治三年九月十日)

板阿波 寺社奉行板倉阿波守重郷
(明暦四年七月四日奏者番兼寺社奉行) 寛文元年十二月十八日卒)
井河内 寺社奉行井上河内守正利
(明暦四年七月四日兼寺社奉行) 寛文七年十二月廿八日辞職)

〔寛文朱印留〕 五一一 江戸愛宕山社領一円福寺
(武藏国豊島郡)

江戸愛宕山社領、武藏国豊島郡王子村之内百石事、并

〔五四ウ〕

言上八開堂入院可許可近年猥申
降綸帖或僧臘不高或修行未熟之衆
令出世匪啻汚官寺蒙衆人之嘲者
甚違于佛制向後有其企者永可
追却其身事

境內山林竹木諸役等免除、任寛永十三年十一月九日先
判之旨、円福寺進止永不可有相違者可抽國家安全之
精祈者也、仍如件

寛文五年七月十一日

御朱印

〔五五才〕

『寛文朱印留』 一〇二〇 真福寺領(下總國香取郡)

下總國匝瑳郡(香取)郡矢部(八辺)郷之内拾式石事、任天
正十九年十一月日、元和三年四月八日、寛永十三年十
一月九日先判之旨、真福寺全收納永不可有相違者也

寛文五年七月十一日

御朱印

〔五五ウ〕

『寛文朱印留』 一〇七二 根生院領(武藏國豊島郡)
武藏國豊島郡渋谷村之内百石(雖為旧領和州今改善于此
所)事、根生院全收納永不可有相違者也、仍如件

寛文五年七月十一日

御朱印

『関東真言宗本寺末寺帳』

(『江戸幕府寺院本末帳集成』上 内閣本第四冊)
本寺醍醐松橋院家無量寿院

台德院様以来出家之御法度不被
仰出候間今度被 仰出候
出家之作法學問者古相替惡敷被
聞召候間向後於寺中作法惡敷僧
有之者可為其住持之迷惑住持之作法
惡敷事有焉者可為其本寺之迷惑

江戸愛宕山
一圓福寺

寺領 百石

事御朱印寺并大地名聞之住持跡式之事
 近年取立若輩之弟子或俗緣無能之
 弟子依相讓後八佛法退轉之寺二成候間
 向後者擇器量年齡之僧可附屬若雖
 年齡恰好不其仁不可付屬於付屬之
 時者達于本寺然後理寺社奉行可
 定住持職事雖為小寺可擇住持之
 仁若於違背者可及本寺并住持之
 迷惑事

寛永十九年八月十九日

〔五六九〕

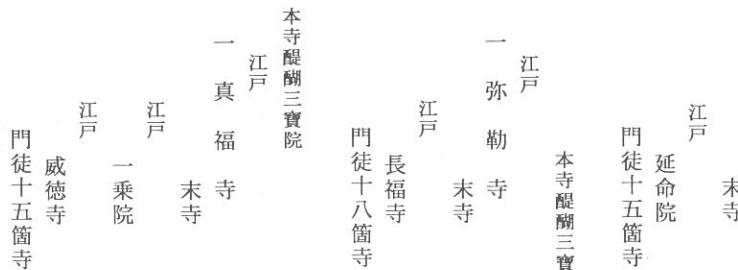
〔五八〇〕

定諸宗法式不可亂若不行儀之輩於有之
 者急度可及沙汰事
 一不存一宗之法式之僧侶不可為寺院
 住持事

附立新義不可說奇怪之法事
 本末之規式不可亂之縱雖為本寺對
 末寺不可有理不尽之沙汰事
 檄越之輩雖為何寺可任其意從僧侶
 方不可相爭事

結徒黨企鬭諍不似合事業不可

以上真福寺末寺門徒分



『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

仕事

一 背國法輩到來之節於有其届八無異議可返之事

一 寺院佛閣修復之時不可及美麗事

一 附佛閣無懈怠掃除可申付事

一 寺領一切不可賣買之并不可入于質物事

一 無由緒者雖有弟子之望猥不可令出家無據子細於有之者其所之領主代官江

相斷可任其意事

右條々諸宗共可堅守之此外先判之

條數弥不可相背之若於違犯者隨科之輕重可沙汰之猶載下知狀者也

寛文五年七月十一日

條々

一 僧侶之衣鉢應其分際可着之并佛事作善之儀式檀那雖望之相應輕可仕事檀方建立由緒有之寺院住職之儀八為其檀那斗之條從本寺遂相談可任其意事

一一一 以金銀不可致後住之契約事

借在家構佛檀不可求利用事

他人八勿論親類之好雖有之寺院坊舍

〔五九〇〕

〔五九一〕

〔五八九〕

(『江戸幕府寺院本末帳集成』中 彰考館本第四十九冊)

一 圓福寺

本寺醍醐松橋無量寿院
御朱印社領百石

末寺

同鏡照院

地中金剛院

同壽圭院

同普賢院

同淺草寺町

同満藏院

同下谷坂本

同威光院

同埼玉郡種足村

三田寺町

大久保利

二尊院

己上本末又門徒共圓福寺分

一根生院

本寺醍醐報恩院
御朱印寺領二百石

末寺

西光院

巢鴨

明王院

女人不可抱置之但有來妻帶者
可為各別事

右之條々可相守之若於違犯ハ隨
科之輕重可有御沙汰之旨依

仰執達如件

寛文五年七月十一日

大和守
美濃守
豊後守
雅樂頭

一 梁行京間三間を限るへし
一 但栄行ハ心次第たるへし
一 佛檀^トつの屋京間三間四方を限るへし
一 四方しころ庇京間毫間半を限るへし
一 小棟作たるへし

ひち木作より上の結構無用たるへし
右寺社方堂舎客殿方丈庫裏其外
何にても此定^ル梁間廣く作へからず若
ひろく可作之子細於有之ハ寺社奉行所江
申伺之可任差図候以上
寛文八戌申年二月日

覚

〔六〇才〕

〔六〇ウ〕

同所長院	同所久院	同所王院	同所明院	同所加院	同所觀音寺	谷中院	同正福院	同正覺院	地中法樹院	地中末寺	一彌勒寺	四ツ谷蓬萊院
											以上本末共根生院分	葛飾郡彦川戸利玉藏院
下谷常泉院	小石川自性院	同所觀音寺	同所西光寺	同所寶珠院	同所龍上院						本寺醍醐三寶院 御朱印寺領百石	谷中多寶院

〔白紙〕

〔白紙〕

〔六一〇〕

玄性院
山谷寶藏院

成就院
本鄉御弓町三念寺

以上本末共彌勒寺分

享保三戌年十二月

芝 浅草
海禪寺 東禪寺
湯嶋 麟祥寺

牛込 松源寺

京妙心寺四箇寺

〔六二〇〕

『御當家令條』卷九 九七 大德寺諸法度
大德寺諸法度
僧臘轉位并佛事勤行等、可爲如先規寺法・事、
參禪修行、就善知識、三十年費綿密工夫、千七百則活頭
了畢之上、遍歷諸老門、普遂請益、真諦俗諦成就、出世
望之時、以諸知識之連署、於致言上者、開堂入院可許
可、近年猥申降 縱帖、或僧臘不高、或修行未熟之衆、
依令出世、帝匪汚官寺、蒙衆人・嘲者、甚違于佛制、向
後有其企者、永可追却其身事、

新院建立之時、申降 縱帖、塔頭披露先規也、然近年爲
私稱寺號院號事、自由之至也、向後令停止事、
常住領諸塔頭領、今度相改、別紙錄之、永可有收納
事、
諸院各塔主、如先規可爲輪番、但雖爲其門派、或若輩或
不器之衆、可除輪番事、
右條々、爲寺法相續、所相定如件、

元和元・乙卯七月日 家康公御朱印

『武家諸法度』卷七 六〇 大徳寺御條目／妙心寺御

條目

一 大徳寺御條目

〔元和元年七月日〕

曹洞宗江戸三箇寺

捲泉寺

青松寺

泉岳寺

〔六三才〕

大徳寺諸法度 「本法度、令條第九七號に同じ、但し第一條「位」を「任」、第二條第二行「遍」を「偏」、

「請」を「諸」に作り、日附「元和六」の下に「年」あり、

日附の下「家康公」なし」

〔六三ウ〕

『御當家令條』卷九 九八 妙心寺諸法度

御文言大徳寺同前故、略之、

〔六四才〕

『台徳院殿御實紀』卷三十九 元和元年七月廿四日條

此日五山十刹并大徳。妙心。永平。總持寺。古新義の真言。淨土宗の僧等へ法規を下さる。金地院崇傳これをつたふ。五山十刹の法規にいふ。(中略)

又大徳寺の法規は。僧臘轉位并佛事勤行等先規のごとくたるべし。參禪修行善知識に就て。三十年綿密の工夫を費し。千七百則活頭了畢の上に。遍く諸老の門を經歷し。普く請益をとげ。眞諦俗諦成就。出世衆望の時。諸知識の連署を以て建白するに於ては。入院開堂を許さるべし。近年の如きは猥りに縕旨を申下し。あるいは僧臘も高からず。或は修行も未熟の徒出世せしむるにより。ただ官寺を汚すのみにあら未熟之僧轉衣事

天下曹洞宗法度
不在三十年修行成就之人立法幃事
不經二十年修行致江湖頭事
寺中追放之惡比丘僧於諸山許容事
致江湖頭不經五年轉衣事并修行
未熟之僧轉衣事

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

一 為末山背本寺之掟事

右條々若於此旨ハ可寺中追於者也

慶長十七年五月廿八日

〔六四ウ〕

一 諸末寺不可背本寺之命并語繕

權門企非法事

〔六五オ〕

附不可奪取他寺之門徒事

一 不調本寺不可居住末寺事
慶長十八年五月廿一日

五六才三行目

安藤右京進

寺社奉行安藤右京進重長

〔六六オ〕

一 号靈佛靈地之修理不可諸國勸進事

一 末々之本寺ハ從其本寺可致仕置若
有理不尽之沙汰可為本寺之私曲事

一 為末山不可背本寺之掟事

元和二年十一月
日

『大猷院殿御實紀』卷五十一 寛永十九年八月十九日條

* 該當記事なし

松平出雲守

(寛永十二年十二月十日／萬治元年九月廿九日辭職)
寺社奉行松平出雲守勝隆

(寛永十二年十二月十日／萬治二年三月廿一日辭職)

『御當家令條』卷十二

一三五

諸國寺院御掟
寛文五年七月十一日

新寺御法度條目

一 門前并寺領之内向後新寺不可有

す。廣く世人の嘲をうくる事。甚法制に違へり。今より後。さるひがこと企る者は。永く其身を追却すべし。新院創建の時は綸旨を申おろして後。塔頭披露をなすをもて先規とする。しかるに近年私に寺號院號を稱する事。尤縱恣の至りとす。今より後嚴に禁斷すべし。常任領。諸塔頭領。今度進呈する所のごとく永く収納すべし。諸院各塔の主先規の如く輪番たるべし。たとひ門派たりとも。弱齡又は非器の僧は輪番せしむべからず。これ寺法相續の爲。新に令し下さるる所なりとぞ。妙心寺の法規も是に同じ。

(令條記)

資 料

『武家嚴制錄』卷九 九七 諸宗御條目

寛文五年七月十一日

*前掲

『御當家令條』卷十二 一三六 諸國寺院下知條

寛文五年七月十一日

*前掲

〔六六九〕

『武家嚴制錄』卷九 九八 諸宗御下知條々

寛文五年七月十一日

*前掲

六〇ウ一行目(寛文五年七月十一日)

大和守 老中久世大和守廣之

(寛文三年八月十五日／延寶七年六月廿五日卒去)

美濃守 老中稻葉美濃守正則

(明暦三年九月廿八日／天和元年十二月八日免職)

豊後守 老中阿部豊後守忠秋

(寛永十二年十月廿九日／寛文六年三月廿九日免職)

雅樂頭 老中酒井雅樂頭忠清

(承應二年六月五日／寛文六年三月廿九日大老)

〔六七〇〕

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年七月十一日條

*該當記事なし

定

附立新義不可說奇怪之法事

本末之規式不可亂之縱雖為本寺對

末寺不可有理不尽之沙汰事

諸宗法式不可相亂若不行儀之輩
於有之者急度可及沙汰事

不存一宗之法式僧侶不可為寺院

住持事

〔参考〕
『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年八月八日條

- 一 檀越之輩雖為何寺可任其心從僧侶方不可相爭事
- 一 結徒黨企鬭諍不似合事業不可仕事
- 一 背國法輩到來之節於有其届者無異儀可返之事
- 一 寺院佛閣修復之節不可及美麗事附佛閣無懈怠掃除可申付事
- 一 寺領一切不可賣買之并不可入于質物事
- 一 無由緒者雖有弟子之望猥不可令出家若無據子細於有之者其所之領主代官江相斷可任其意事
- 一 右之條々諸宗共二可堅守之此外先判之條數弥不可相背之若於違犯ハ隨科之輕重可沙汰之猶載下知狀者也
- 一 寬文五年巳七月十一日

條々

- 一 僧侶之衣躰應其分際可着之并佛事作善之儀式檀那雖望之相應二輕可仕事
- 一 檀方建立由緒有之寺院住職之儀者

〔六八〇〕

*前掲(4に同じ)

『御當家令條』卷十二 一三七 寺院屋作御定

*前掲(1に同じ)

『嚴有院殿御實紀』卷三十六 寛文八年二月

*該當記事なし

『有德院殿御實紀』卷七 享保三年十二月

*該當記事なし

〔六八〇〕

松源寺 京妙心寺四箇寺 未詳

『寛文朱印留』 一五五一 海禪寺領(武藏国多麻郡)

武藏国多麻郡柏保武侯尾村内拾五石事、任天正十九年十一月日、元和三年三月十九日、寛永十三年十一月九日先判之旨、海禪寺全收納永不可有相違者也

寛文五年七月十一日

御朱印

『禪宗濟家妙心寺派下寺院帳』卷八

(『江戸幕府寺院本末帳集成』中彰考館本『寺院本末帳』第九十三冊)

〔六九〇〕

武藏國

荏原郡江府

為其檀那斗之條從本寺遂相談可任其意事
 一 以金銀不可致後住之契約事
 一 借在家構佛檀不可求利用事
 一 他人八勿論親類之好雖有之寺院
 坊舍女人不可抱置但有來妻帶八
 可為各別事
 右條々可相守之若於違犯者隨科之
 輕重可有御沙汰之旨依
 仰執達如件

寬文五年七月十一日 大和守 美濃守 豊後守 雅樂頭

〔七〇才〕 東禪寺塔頭
 江戸湯島 麟祥院塔頭
 同末寺 江府駒込
 幽勝庵 順靈汲
 神樹清 軒菴軒
 興松心宗
 聖壽源法
 院院院院

〔七一才〕 6 「参考」
 『御當家令條』卷六 五九 比叡山御法度
 定
 一 嗣法了畢之僧徒經廿五年之曆而
 有轉衣之望者弥守 御條目之旨
 一 以嗣法師之推舉狀可致登山若嗣法師
 有故障者或八本寺或八僧錄遂吟味可
 令添狀事
 一 師資面授一師印證者為道元禪師之
 家訓自今以後何レ之寺院江雖令移住

最初傳授之三物一生全可帶之
師資相承之外以他人法附停止事
一傳法之僧入院之節者其寺院之嗣書

「七二ウ」

除之血脉大事可重授之移轉之
砌者可附属于後住當住令遷化ハ
其寺之隱居又者於本寺同門可重

授事

右條々永平寺惣持寺就願被
仰出之向後一宗之僧侶堅可相守此旨
若違犯之輩於有之者可為曲事者也

元錄十六癸未年八月七日 本彈正印

阿飛驥印

永伊賀印

丹後印

但馬印

佐渡印

相模印

豐後印

後印

永平寺
惣持寺

一坊領其住持之外不可有競望事、
一坊舍并領知之賣買質券等一切可為無用事、
一衆徒妄結連署以黨類於企非義者可追放事、
右條々堅可被相守者也、

慶長十三年戊申八月八日

「参考」

『武家嚴制錄』卷九 九二 比叡山法度

一比叡山御條目

「慶長十三年八月八日」

比叡山法度 「本法度令條第五九條に同じ但し
第一條事」を「也」第三條相續」を「相談」日付「慶
長」を「寛永」(慶長の方正しに作り第一條再興)
の下に「之砌」あり」

「七二オ」

「参考」

『台德院殿御實紀』卷八 慶長十三年八月八日條

比叡山延暦寺の條目を下さる。山門の衆徒勤學せ
ざる者。住坊かなふべからず。(中略)一人にて二
三坊を兼住するか。又は坊を無住にする事あるべか
らす。住持の外坊領を競望すべからず。坊舍并に坊
領賣買質券禁斷すべし。(下略)(令條記)

「七二ウ」

「七三オ」

『御當家令條』卷九

九九

曹洞宗諸法度

〔以下、楷書〕

曹洞一宗之寺院移轉之事自本寺
撰其才德而令住職古來之式例也然
頃年不達本寺仕自己之了簡或雖
非修非學貪賄賂令住職輩間有之

法式紊亂宗風裏廢不可勝言也

吉祥寺後住之義者直訴于奉行所

捲泉寺青松寺泉岳寺者達於關東

三箇寺從三箇寺告來於奉行所

事舊例也自餘之寺者達於本寺

可受其指揮右因澍寧寺龍穩寺

大中寺訴出如斯裁斷畢永可守

此旨者也

寶永七庚寅年十二月十八日 森出羽印

木彈正印

鳥伊賀印

安右京印

〔以下、行書〕

曹洞宗江戸三箇寺
橋場

〔七四ウ〕

〔参考〕

『台徳院殿御實紀』卷十九 慶長十七年五月廿八日條

*該當記事、前掲

〔七四オ〕

〔参考〕

慶長十七年五月廿八日

一 非三十年修行之僧不可立法幢事、
一 不遂二十年修行者不可致江湖頭之事、
一 寺中追放之惡比丘・於諸山不可有許容事
一 致江湖頭不經五年轉衣事并修行未熟之僧轉衣事
一 為末寺背本寺之徒事
右條々若於此旨ハ可寺中追於「放」者也

〔七三ウ〕

〔参考〕

『武家嚴制錄』卷八 六五 曹洞宗御條目

一 曹洞宗御條目

曹洞宗諸法度

*前掲(3に同じ)

慶長十七年五月廿八日

『武家嚴制錄』卷八 六五 天下曹洞宗法度

*前掲(3に同じ)

慶長十七年五月廿八日

『台徳院殿御實紀』卷廿二慶長十八年五月廿一日條
この日(中略) 又關東新義眞言宗に成下さるる條
目には。(中略) 諸末寺の徒本寺の令を違犯すべか

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

7

享保三戌
年十一月

貝塚 捻泉寺
芝 青松寺

泉岳寺

「七五才」

『台徳院殿御實紀』卷四十四 元和二年十一月

*該當記事なし

『嚴有院殿御實紀』卷十六 万治元年七月～閏十二月

*該當記事なし

『御當家令條』卷十二 一三五 諸國寺院御捷

*前掲(1に同じ)

寛文五年七月十一日

『武家嚴制錄』卷九 九七 諸宗御條目

*前掲(1に同じ)

寛文五年七月十一日

『御當家令條』卷十二 一三六 諸國寺院下知條

*前掲(1に同じ)

寛文五年七月十一日

『武家嚴制錄』卷九 九八 諸宗御下知條々

*前掲(1に同じ)

寛文五年七月十一日

「七六才」

「白紙」

「白紙」

「七五ウ」

『嚴有院殿御實紀』卷三十一

寛文五年七月十一日條

*該當記事なし

らす。權門俗縁をかたらひ非法を企べからず。他寺の門徒を奪取すべからず。本寺にうたへずして末寺に住居すべからずとなり。(國師日記)

黄檗派觸頭

瑞聖寺

海福寺

〔参考〕

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年八月八日條

*前掲(4に同じ)

〔七六ウ〕

『武家嚴制錄』卷七 六六 永平寺總持寺願二付被仰

出條々

*前掲(3に同じ)

定

諸宗法式不可相亂若不行儀之輩
於有之者急度可及沙汰事不存一宗法式之僧侶不可為寺院
住持事

附立新義不可說奇怪之法事

本末之規式不可亂之縱雖為本寺
對末寺不可有理不尽之沙汰事檀越之輩雖為何寺可任其心從僧侶
方不可相爭事結徒黨企鬪諍不似合事業不
仕事

背國法輩到來之節於有其居者

寺院佛閣修復之時不可及美麗事

無異議可返之事

附佛閣無懈怠掃除可申付事

寺領一切不可賣買之并不可入

于質物事

〔七七オ〕

七二ウ(元禄十六年八月七日)

本彈正 寺社奉行本多彈正少弼忠晴

(元禄十五年六月廿一日／正徳三年閏五月七日辭職)

阿飛驒

奏者番兼寺社奉行阿部飛驒守正喬

永伊賀

奏者番兼寺社奉行永井伊賀守直敬

丹後 稻葉丹後守正往

(元禄七年十一月十五日／寶永元年十月一日若年寄)

但馬 秋元但馬守喬知

(元禄十四年正月十一日／寶永四年八月二日辭職)

小笠原佐渡守長重

〔七七ウ〕

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

一 無由緒者雖有弟子之望猥不可

令出家若無據子細於有之者

其所之領主代官江相斷可任其意事

右條々諸宗共可堅守之此外先判之

條數弥不可相背之若於違犯者隨

科之輕重可沙汰之猶載下知狀

者也

寛文五年七月十一日

〔元禄十年四月十九日／寶永七年五月十八日辭職〕
相模 土屋相模守政直
(貞享四年十月十三日／享保三年三月三日免職)
『常憲院殿御實紀』卷四十八 元禄十六年八月十日條
禪宗洞家嗣法の事。元祖道元禪師の正法眼藏の本意の旨をもて相傳せん事を。越前國永平寺石牛。能登國惣持寺央山こひ出るにより條約を下さる。其文にいはく。嗣法師故障あらば。あるは本山あるは僧

〔七八九〕

條々

僧侶之衣躰應其分際可着之并
佛事作善之儀式檀那雖望之

相應輕可仕事

檀方建立由緒有之寺院住職之

儀者為其檀那斗之条從本寺遂相談

〔七八九〕

可任其意事

以金銀不可致後住之契約事

借在家構佛壇不可求利用事

他人ハ勿論親類之好雖有之寺院

坊舍女人不可抱置之但有來妻

帶者可為各別事
右之條々可相守之若於違犯ハ隨

科之輕重可有御沙汰之旨依

〔七九〇〕

七四才六行目 (宝永七年十二月十八日)
森出羽 寺社奉行森川出羽守俊胤

仰執達如件

寛文五年七月十一日

大和守

美濃守

豊後守

雅樂頭

覺

三禮之大戒者万福寺并瑞聖寺之

外不可興行事

得法人之外色衣不可着但四板首

之分者許着木蘭一色事

附本山之大執事者許着絹紬

之衣事

右二ヶ條之旨趣訴訟之通老中相談
之處可然由為落着之条如紙面

可被定置事

日本被成下寺院 御條目之写并

下知状写相渡之不可有違背事

以上

延寶三乙卯年三月四日 長門守

伊賀守 山城守

〔八一〇〕

〔八〇九〕

本彈正

寺社奉行本多彈正少弼忠晴
(元禄十五年六月廿一日／正徳三年閏五月七日辞職)

鳥伊賀

寺社奉行鳥居伊賀守忠英
(寶永二年九月廿一日／正徳元年六月廿七日若年寄)

安右京

奏者番兼寺社奉行安藤右京進信友
(享保二年十月五日兼寺社奉行)

〔寶永六年十一月廿三日／正徳三年三月十二日辭職〕

(享保二年十月五日兼寺社奉行)

〔享保三年三月十二日辭職〕

〔参考〕『文昭院殿御實紀』卷八 寶永七年十二月十八日條

*該當記事事なし

〔参考〕『有徳院殿御實紀』卷五 享保二年十一月

*該當記事事なし

〔参考〕

『有徳院殿御實紀』卷五 享保二年十月五日條

奏者番安藤右京亮信友に寺社奉行をかねしめ。公卿。寺社領の御判物。御朱印の事つかさどらしめる。(日記)

〔参考〕『寛文朱印留』一五四八 総泉寺領(武藏国豊島郡)
武藏国豊嶋郡板場村總泉寺領、同所内式拾石事、

任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

〔以下、楷書〕

瑞聖寺

宗門規條

黃檗門庭日以浩繁故間有亂統
之輩而法弊轉多自不專究已躬下
事惟趨勢利取笑傍觀因茲不得不立
規條曉示各派児孫所諭件々各宜
體悉

〔八二〇〕

御朱印 寛文五年七月十一日

三年十一月九日先判之旨、青松寺全収納永不可有相違者也

〔八二一〕

御朱印

『寛文朱印留』

一五四八

青松寺領(武藏國豊島郡)

武藏國豊嶋郡渋谷村之内貳拾石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、青松寺全収納永不可有相違者也

寛文五年七月十一日

御朱印

『龍穗寺本末帳』

(『江戸幕府寺院本末帳集成』上 内閣本第十六冊)

寺領貳拾石御朱印在之 江戸之内貝塚 青松寺

寺領百石御朱印在之 下野州富田 大中寺

屋敷計 江戸之内 泉嶽寺

大法授受必須擇其見地品行爲要縱
承印可不登本山秉拂提唱者不許登
名位倘有實行老德不能提唱者本山
許任版首以登名簿

後生晚輩未開堂者不許着紅色
法衣但傳衣之人爲一寺住持者或
有陞座說法或秉炬等不妨着之

得法後若還衣法者一宗擯出或
本師在世參學游方他師不得
附囑使負恩義或師資未相見
不許附囑以違祖訓各須知之
傳法人不得賃屋住街市衒耀見

〔八二二〕

『御當家令條』卷十二

一一五

諸國寺院御掟

開賣弄道法減人信心

一 未開堂不許立四版首併各衆小
一 菩院雖授戒法宜應寂靜不可集
衆混動

一 得法尼僧除水蘭色袈裟外不
許色衣受囑居士所着之服須
黑色莫使華麗

一 不可濫付俗士尼女又居士時雖
受囑及剃染不許將所囑混大僧

登名位大凡晚年出家者各宜謙
讓守分

以上規則共七條必須人々遵守個々
力行不特法門有幸實不負

國王大臣受囑之心也如有中間
違背者當擯逐再不許入衆切

囑々々

元禄九丙子年六月日

黃檗第六代千呆安立

〔以下、行書〕

右七ヶ條旨趣依願老中江相窺之處可為
勝手次第之由候条如前書可被定置之
者也

元禄九丙子年六月晦日

紀伊守判

〔八四〇〕

* 前掲(1に同じ)

〔八三才〕

『御當家令條』卷十二 一三六 諸國寺院下知狀

* 前掲(1に同じ)

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年七月十一日

* 該当記事なし

〔八三ウ〕
延寶三乙卯年三月四日

長門守 寺社奉行本多忠利

伊賀守 寺社奉行戸田忠能(忠昌)

(寛文十一年正月廿五日～延宝四年十二月廿八日辭職)

山城守 寺社奉行小笠原長頼(長矩)

(寛文六年六月十九日～延宝六年二月六日辭職)

〔八四才〕

『嚴有院殿御實紀』卷五十 延寶三乙卯年三月四日條

* 該当記事なし

元禄九丙子年六月晦日

紀伊守

寺社奉行本多紀伊守正永

(元禄元年十一月十四日～元禄九年十月一日若年寄)

能登守

寺社奉行戸田能登守忠真

(貞享四年五月十八日～元禄十二年閏九月廿三日免職)

能登守判

伊賀守判

伊賀守 寺社奉行永井伊賀守直敬

(元禄七年十一月十五日～宝永元年十月一日若年寄)

〔参考〕

『常憲院殿御實紀』卷三十三 元禄九年六月十三日條
黄檗山萬福寺千呆まうのぼり拜謁し。茶菓を下され。又銀百枚給ふ。(日記)

〔八五〇〕

黄檗派觸頭只今迄瑞聖寺一ヶ寺

二而相勤候深川海福寺觸頭二申付自今
以後両寺二而相勤候様可申付之旨御老中

被仰渡候依之海福寺觸頭申付候向後
両寺萬端申談可相勤候尤諸事本寺

可相守下知候

右之趣本寺万福寺江も從奉行所
申達事候間可被得其意候

丑五月十二日

〔八五ウ〕

寶永己丑年十月三日

本彈正

寺社奉行本多彈正少弼忠晴

(元禄十五年六月十日～正徳三年閏五月七日辭職)

三備前

寺社奉行三宅備前守康雄

(宝永元年十月一日～宝永七年九月廿一日辭職)

鳥伊賀

寺社奉行鳥居伊賀守忠救(忠榮)

(宝永二年九月廿一日～正徳元年六年廿七日若年寄)

〔八六〇〕

海福寺事今度黄檗派觸頭就被

仰付隱居又者他山之節者本寺江
相顧万福寺より寺社奉行所江申越候
上可願出之且又後住之儀茂本寺江遂

相談相應之後住二三人可書出候事

瑞聖寺事先住鉄心江申渡候通

『濟家黃檗山万福禪寺派下寺院牒』(延享末寺帳)
(竹貫元勝『近世黄檗宗末寺帳集成』 雄山閣・一九九〇年)

隱居又ハ他山之節者本寺江相願
万福寺より寺社奉行所江申越候上
可願出之後住之儀只今迄者老人
書出候得共是又向後本寺江遂相談
相應之後住二三人可書出之事
一 黃檗派觸頭只今迄者瑞聖寺一ヶ寺
二而相勤候得共今度海福寺觸頭被
仰付候自今以後兩寺萬端申談可相勤候
尤諸事本寺之可相守下知事
附海福寺觸頭就被 仰付候向後
住持代之節住職之御礼并來寅
正月六日より猶禮被 仰付之乘輿
御免之事

右之趣向後堅可相守者也

寶永己丑年十月三日 本弾正判
三備前判 烏伊賀判

白金 瑞聖寺

深川 海福寺

〔八六ウ〕 〔八七オ〕
塔頭三箇院 未寺五箇所
江戸江戸白金台 拝領地
紫雲山 瑞聖寺

〔中略〕

以上五拾武〔四〕所黃檗山塔頭万寿院所管

一 末寺拾壹箇所 〔中略〕
江戸深川拜領地 年貢地入交
永寿山 海福寺

〔中略〕

以上拾八〔九〕個〔二十一個〕所黃檗山塔頭華藏院所管

『黃檗末牒』(明和末寺帳)

(竹貫元勝近世黃檗宗末寺帳集成)

雄山閣 一九九〇年)

東海道

(中略)

武藏州荏原郡三田庄白金村
紫雲山 瑞聖寺

(中略)
開山木庵和尚

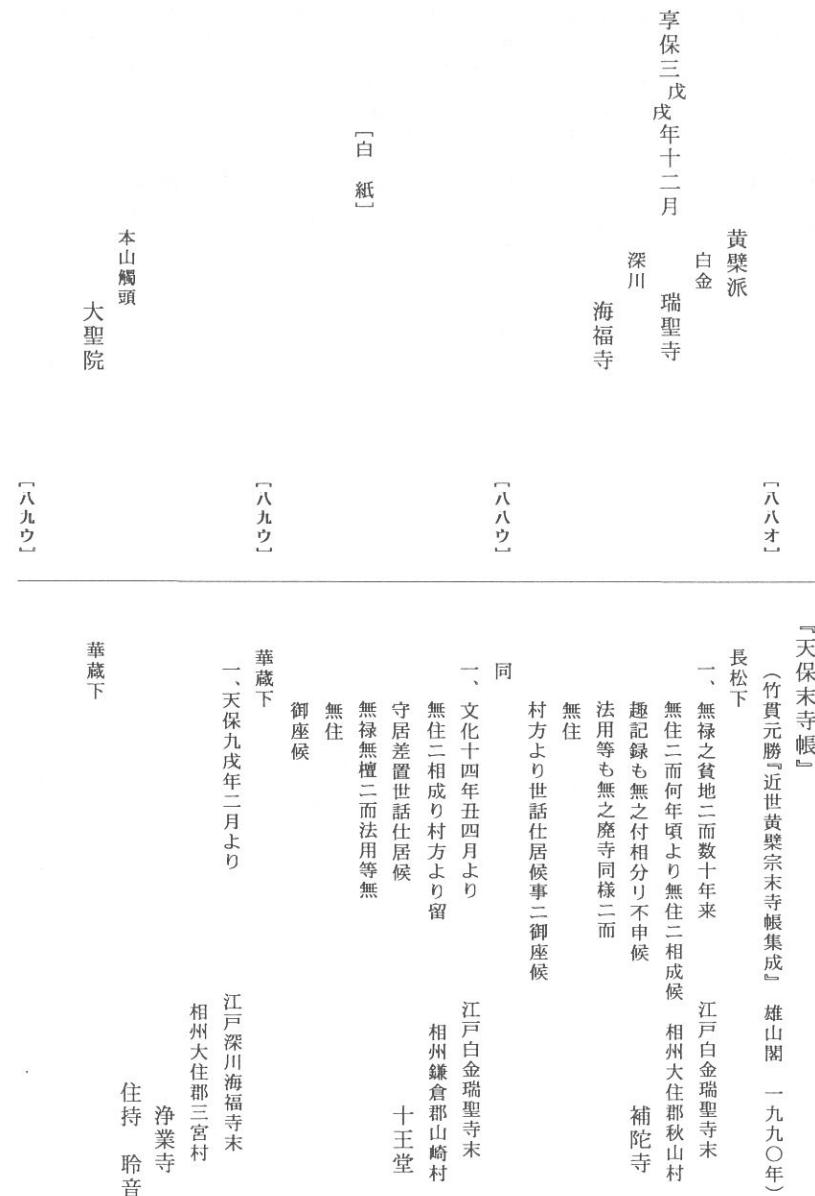
下總州深川永代島
永壽山 海福寺

護法將証文送人本山給票為証

開山普照國師

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

8



覚

一 諸社江旦那參詣之節社家方以神道

之法於有先駆啓行ハ山伏方一圓

不可構山伏方以修驗之法於令引導ハ

社家方一圓不可構事

俗持來候背戸神幣祓之儀可為

旦那之心次第社家山伏互不可

相奪事

神子八為神職之條修驗道并守子之

作法一切不可仕候事

守子八為驗者寄附之条神子作法

一切不可仕就中不可致自訖之儀之事

先年從聖護院御門跡并吉田家

數ヶ条之趣社家山伏弥堅可相守

然故者向後互無異論以面々之法式

可執行事

右之條々於有違背之輩ハ可致

訴訟急度可及沙汰者也

寛文六丙午年三月十八日

河内 甲斐

一 慶長十八年 先御代於駿府御批判之節

非法之儀斗御停止之處本山年行事

職之事かすめと申掛霞寄破候由

條々

「九〇才」

華藏下

一、右常樂寺同様
之事二候

同末
相州大住郡沼目村
天徳寺
無住

無住

華藏下

一、元來無祿無檀之小寺二而

何年之頃より無住ニ相成候趣

旧記等も無之相分不申候當時

明屋敷同様之庵寺ニ相成リ

無住

候故留守居も不差置法

類隣村三宮淨業寺より

當時世話仕事二候

「九〇ウ」

「九〇ウ」

十三派江湖

山城国宇治黄檗山万福寺末

一、元來無祿無檀之寺ニ而何年之
同末

頃より無住

二相成候趣且建物も無之

境内地面而已ニ及大破候趣旧記

無住

等も無之故一向相知不申候万
村方より世話仕来候事ニ御座候

相州大住郡田中村
常樂寺

從當山方奥州白川豫州松山江以書狀
觸遣事不届至也熊野之儀

聖護院御門跡代々三山之
檢校職たるゆへ本山之支配紛無之并

年行事職霞之事茂至相違
證文有之上者熊野道者如前々

本山之山伏可引導也

聖護院御門跡於諸國從古來
被定置年行事八今以不可

有相違自今以後新規年行事
被定置儀者御停止事

附道者より出之最花錢道者心次第
たるへしおもく申かけへからざる事

同行者本山當山之袈裟筋井所持之
以補任狀相改之本山江雖附隨之

當山之袈裟筋於無紛者其師匠江
可返之當山又可為同前然上ハ以

才覺同断を互不可奪取事
附祈念之儀者願主心次第たるへし

本山當山相互不可訪淨且又
破衣綴唯禮れ之事望次第双方

より可書出之事
右之條々今般度々御穿鑿之上

所被定置也自今以後違背族於有之・^(一)

〔九一ウ〕

華藏下

天保十年寅正月より 武藏国荏原郡白金
寺役法用相勤申候 同末 瑞聖寺
住持 天陽

一、 天保九年戊七月より 武藏国葛飾郡深川
寺役法用相務申候 同末 海福寺
住持 雪江

〔参考〕

『文昭院殿御實紀』卷四 賀永六年十月三日條
また御繼統を賀せし寺社人にもの給はる。(日記、問

部日記)

〔九二オ〕

『有德院殿御實紀』卷七 享保三年十二月

*該當記事なし

〔九二ウ〕

8

九一才五行目以下(寛文六丙午年三月十八日)

河内 寺社奉行井上河内守正利

(万治元年七月四日・寛文七年十二月十八日辞職)

甲斐 寺社奉行加賀爪甲斐守直澄

(寛文五年十一月十一日・寛文十年十二月十一日召放・閉門)

〔九三オ〕

糺科之輕重速可及御沙汰為後綴
本山當山双方書出之訖不可違失者也

寛文八戌申年十二月廿六日

『嚴有院殿御實紀』卷三十二 寛文六年三月十八日條
*該當記事なし

但馬守 大和守 美濃守 山城守

「九三ウ」

九三ウ三行目以下(寛文八戌申年十二月廿六日)

甲斐守 寺社奉行加賀爪甲斐守直澄

(寛文五年十一月十一日／寛文十年十二月十一日召放・閉門)

山城守 寺社奉行小笠原長矩

(寛文六年六月十九日／延寶六年二月六日辭職)

但馬守 老中土屋但馬守數直

(寛文五年十二月廿三日／延寶七年四月二日卒去)

大和守 老中久世大和守廣之

(寛文三年八月十五日／延寶七年六月廿五日卒去)

美濃守 老中稻葉美濃守正則

(明暦三年九月廿八日／天和元十二月八日辭職)

「九四才」

『嚴有院殿御實紀』卷三十七 寛文八年十二月廿六日

*該當記事なし

九五才七行目以下(貞享元子年七月四日)
淡路

寺社奉行本多淡路守忠周(忠向)

(天和三年二月二日／貞享四年五月十四日召放・閉門)

内記
(天和二年十月十六日／貞享四年五月十四日召放・閉門)

「九四ウ」

一 羽黒方於住居本山霞場ハ可受本山
年行事之支配事

一 羽黒方山伏金欄地絹袈裟不可
令着用之雖然於受聖護院御門跡
補任状ハ可為制外事

附羽黒山伏自今以後旦那場不可
称霞事

一 羽黒山伏大峯客峯之時者從本山方
不可受補任状又本山之山伏羽黒方
客峯之節從羽黒方不可出免許

事 羽黒山伏羽黒山入峯之事可為如
前々從本山方不可妨之事

一 旦那之儀者相違不可奪之勿論

定

一 羽黒方於住居本山霞場ハ可受本山

年行事之支配事

一 羽黒方山伏金欄地絹袈裟不可
令着用之雖然於受聖護院御門跡

補任状ハ可為制外事

附羽黒山伏自今以後旦那場不可
称霞事

一 羽黒山伏大峯客峯之時者從本山方
不可受補任状又本山之山伏羽黒方
客峯之節從羽黒方不可出免許

事 羽黒山伏羽黒山入峯之事可為如
前々從本山方不可妨之事

一 旦那之儀者相違不可奪之勿論

可任願主之歸依事
右之條々可相守此旨仍而為後證
書記之双方江出置者也

貞享元子年七月四日

御用二付大坂在之

淡路 内記
右衛門 山城 加賀 豊後

〔九五才〕

右衛門 寺社奉行水野右衛門大夫忠春
(天和元年二月十六日貞享二年五月廿一日召放)

山城 老中戸田山城守忠昌
(天和元年十一月十五日元禄十二年九月十日卒)

豊後 老中阿部豊後守正武
(天和元年三月廿六日宝永元年九月十七日卒)

加賀 老中大久保加賀守忠朝
(延宝五年七月廿八日元禄十一年二月十五日辭職)

『常憲院殿御實紀』卷十 貞享元子年七月四日條

*該當記事なし

〔九六才〕

享保三戊
戌年十二月
本山觸頭
大聖院

〔九六才〕

熊野本願中目代
深正坊

〔九六ウ〕

一 熊野三山本願所住職之輩如前々偏
可勤願職不可兼修驗道事
一 止修驗道勤願職面々於令入峯八以
初之袈裟筋可執行之本山當山
不可混亂事

一本願所後住之儀願所九ヶ寺以相談

可相定事

右條々堅相守之不可違背者也

延寶三年乙卯二月九日

本長門
戸伊賀
小山城

熊野

本願所九ヶ寺

〔九七ウ〕

〔九七才〕

延寶三年乙卯二月九日

本長門

寺社奉行本多忠利
(寛文十一年正月廿五日～延宝四年十二月廿八日辭職)

戸伊賀

寺社奉行戸田忠能(忠昌)
(寛文十一年正月廿五日～延宝四年四月三日京都所司代)

小山城

寺社奉行小笠原長頼(長矩)
(寛文六年六月十九日～延宝六年二月六日辭職)

右者此砌迄熊野本願中九ヶ寺之儀茂
修驗相兼罷在候處出入等出來仕候二付
御裁斷之上修驗道相止候様ニと被為
仰付右之通被下置候

熊野願職支配并牛王之儀吟味
之上双方江申渡之覺

〔九八才〕

一 熊野願職支配之儀只今迄當山兼帶
年寄役取放之向後本願より代
差置願兼帶之山伏茂修驗附候儀者
當山方吉藏院指揮之願ニ付候儀者
本願より取斗之互ニ無混雜様ニ可致
支配之事

熊野牛王之儀本願より願を請候者
ともハ如先規牛王大黒檀方江引之
尤可商賣之願を不請地客伊勢方

之者共者檀方江引之賣候儀堅可
為無用組入峯或熊野參詣之節

所々ニ而賣候牛王求帰土座又ハ所望
之方江遣之儀者如前々可為勝手

次第事

右之通此度相定双方江書付出置之条
此旨堅相守向後不可違失者也

元禄九丙子年七月十八日 紀伊

能登 伊賀

熊野

本願中

〔九九才〕

〔九八ウ〕

〔九九才〕

元禄九丙子年七月十八日

紀伊

寺社奉行本多紀伊守正永

(元禄元年十一月十四日～元禄九年十月一日若年寄)

能登

寺社奉行戸田能登守忠真

(貞享四年五月十八日～元禄十二年閏九月廿三日免職)

伊賀

寺社奉行永井伊賀守直敬

(元禄七年十一月十五日～宝永元年十月一日若年寄)

右此砌迄ハ山伏願者共之内ニ而年寄役
申付置候處度々出入等出來仕

御裁断之上熊野より目代を差置
致支配候様ニと被為仰付候且又牛王
大黒之儀茂右之通被為仰付御書付
被下置候

定

元禄九子年先奉行裁断之通弥
混乱無之様ニ双方可致支配願兼帶之
山伏茂修驗ニ付候儀者當山方觸頭
鳳閣寺指揮之願ニ付候儀者本願目代
可取斗之事

願兼帶之山伏於令逐電者

如先規製斐方より奉行所江相訴之
關所之儀茂是又製斐方より可

取斗之家財之儀本願目代差綺
間鋪候勿論願方之家財製斐方と
不紛様急度可相改事

願兼帶之山伏令晦跡歟且出入等
有之砌ハ其師匠又ハ法眷之者

本願目代方江茂其趣以書付可届之事
右之通双方江書付出置之條此旨堅
相守向後不可違犯者也

寶永四年亥十月十八日

彈正
左京

「一〇一〇」

「一〇〇九」

寛永四年亥十月十八日
彈正
寺社奉行本多彈正少弼忠晴
(元禄十五年六月十日～正徳三年閏五月七日辞職)

備前	左京 寺社奉行堀左京亮直利
播磨	（宝永二年九月廿一日～宝永五年五月廿六日召放・閉門） 寺社奉行三宅備前守
熊野	（宝永元年十月一日～宝永七年九月廿一日辭職） 奏者番青山播磨守幸督か
本願目代	（元禄十二年十月十三日寺社奉行～元禄十五年六月五日加役免）
右者兼帶山伏寶山院と申者	欠落仕候儀ニ付當山方觸頭方々及
出入候處御裁斷之上右之通御定書	被下置候

〔一〇一文〕

<p>左京 寺社奉行堀左京亮直利</p> <p>（宝永二年九月廿一日～宝永五年五月廿六日召放・閉門） 寺社奉行三宅備前守</p> <p>（宝永元年十月一日～宝永七年九月廿一日辭職） 奏者番青山播磨守幸督か</p> <p>（元禄十二年十月十三日寺社奉行～元禄十五年六月五日加役免）</p>	<p>『御當家令條』卷八 八七 當山三寶院御門主へ</p> <p>修驗道之事、從先規如有來、諸國之山伏任筋目可致入峯、當山本山各別之儀候之条、諸役等互不可有混亂、自今以後、堅守此旨、無爭論様可有下知者也、</p> <p>不可有混乱自今以後堅守此旨</p> <p>無異論様可有下知者也、</p>
<p>〔一〇二才〕</p>	<p>修驗道之事、從先規如有來、諸國之山伏任筋目可致入峯、當山本山各別之儀候之条、諸役等互不可有混亂、自今以後、堅守此旨、無爭論様可有下知者也、</p> <p>慶長十八年五月廿一日</p> <p>三寶院殿</p>

慶長十八年五月廿一日 御書判

三寶院

〔朱書〕

『安永二癸^酉己年正月湯嶋鳳閣寺差出』

台德院様より當本兩御門主江被進候

御判物写

修驗道之事從先規筋目諸國之
山伏可為入峯當山本山差別
有之上諸役等閑互不可有混亂
以此旨無異論様可有下知者也
仍如件

〔一〇三九〕

〔一〇四才〕

慶長十八年六月六日 御書判

三寶院殿

〔一〇四ウ〕

〔朱書〕
『安永二癸^酉己年正月湯嶋鳳閣寺差出』

『御當家令條』卷八

八七

當山三寶院御門主へ

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

權現様注連祓御判物写

本山之山伏對真言宗不謂役儀
令停止畢但真言宗立寄非佛
祈令執行輩有之者可祓其罪
自今以後堅守此旨可有下知
者也

「一〇五才」

本山之山伏對真言宗不謂役儀令停止畢、但真言宗立
寄、非佛法祈令執行輩有之者、可祓其罪、自今以後、堅
守可有此旨下知者也、

慶長十八年五月廿一日

三寶院殿

御判物兩通

慶長拾八年五月廿一日 御書判

三寶院

「一〇五才」

御書判

〔朱書〕

〔安永二癸巳年正月湯嶋鳳閣寺差出〕

台德院様注連祓御判物写

本山之山伏對于真言宗申懸

不謂役儀事堅可為停止并

於宗門之内立寄令祈念受非正法

者也自今以後有令修行

輩者速可被祓其罪者也仍

如件

「一〇六才」

慶長十八年六月六日

御書判

三寶院殿

「一〇六ウ」

〔朱書〕

『安永二癸巳年正月湯嶋鳳閣寺差出』

寛文八年申十二月廿六日伊豫國

當山本山両派之者出入ニ付彼國

之者江被下置候御書付写

但當山派之者本山派江自屬ニ付事起

候由申傳候

條々

一
慶長十八年

「一〇七才」

非法之儀斗御停止之處本山
 年行事職之事かすめと申掛
 露寄破之由從當山方奥州白川
 豊州松山寺江以書状觸遣之事

〔のゆへ〕

「一〇七ウ」

先御代於駿府御批判之節
 不届之至也熊野之儀者聖護院
 御門跡代々三山之検校職たるのゆへ
 本山之支配紛無之并年行事
 職霞之事茂至に今無相違
 證文在之上者熊野道者如前々

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

右條々今般度々御穿鑿之上所被
定置也自今以後違背之族於在之者
糺科之輕重速可及御沙汰為後鑑
本山當山双方江書出之訖不可違失
者也

附同者より出之最花錢同心心次第
たるへしおもく申懸へからざる事
同行者本山當山之袈裟筋并以
所持之補任狀相改之 近年
本山江雖附隨之當山之袈裟
筋於無紛者其師匠江可返之當山
亦可為同前然上者以才覺同行
互に不可奪取事

附祈念之儀者願主おもひ付次第
たるへし本山當山相互不可防論
且又破衣綴唯禮札之事者望次第
從双方可書出之事

一
本山之山伏可引導事
從聖護院御門跡於諸國從古來
被定置之年行事職者今以
不可在相違自今以後新規
年行事を定置儀者御停止
之事

「二〇八〇」

「二〇八九」

寛文八戌申年十二月廿六日

甲斐守判
山城守判
但馬守判
大和守判
美濃守判

〔一〇九ウ〕

寛文八年十二月廿六日

甲斐守 寺社奉行加賀爪甲斐守直澄

(寛文五年十一月十一日／寛文十年十二月十一日召放・閉門)

山城守 寺社奉行小笠原長矩

(寛文六年六月十九日／延寶六年二月六日辭職)

但馬守

老中土屋但馬守數直

大和守

老中久世大和守廣之

美濃守

老中稻葉美濃守正則

(寛文三年八月十五日／延寶七年六月廿五日卒去)
(明暦三年九月廿八日／天和元十二月八日辭職)

〔白紙〕

〔一一〇ウ〕

〔白紙〕

芝神明宮別當

〔一一一オ〕

金剛院

神主

西東中務

同

西東刑部

年号不知極月八日全阿弥之御狀写

〔一一一ウ〕

『御當家令條』卷五 五四 諸國社家御掟

定

急度以折紙申候仍飯倉神明領ニ付而
祢宜中ニ申様御座候間神主方々
申越候當代御繩之上拾五石之所
御朱印被下置候上者前々之高・引
合神主祢宜供僧共ニわり候而
可被下候定而前々も其内大小可有
御座候間そ連ニ引合取申候上ハ違乱
申候之者をハ急度從

〔一二二才〕

申入候恐惶謹言
御公方可申付候為其御代官江
申入候恐惶謹言
極月八日

全阿弥
書判

〔一二二ウ〕

全阿弥 未詳

權田織部丞 未詳

〔一一一ウ〕

一 諸社之禰宜、神主等、專學神祇道、所其崇敬之神體、禰
可存知之、有來神事祭禮可勤之、向後於・怠慢者、可取
放神職事、
一 社家位階、從前之以傳 奏遂昇進輩者、彌可爲其通事、
一 無位・社人可着白張、其外之裝束者、・吉田之許状以
可着之事、
一 神領一切不可賣買事、
一 附、不可入于質物事、

一 神社小破之時、其相應常々可加修理事、
右・條々、可堅守之、若違犯之輩於有之者、隨科之輕
重、・可沙汰者也、

御朱印

寛文五年七月十一日

- 一 諸社之祢宜神主等專學神祇道所
崇敬之神躰を弥可存知之有
- 一 来神事祭礼可勤之向後於令
怠慢者可取放神職事
- 一 社家位階從前々以傳
輩者亦可為其通事
- 一 無位之社人可着白張其外之裝束者
以吉田之許狀可着之事
- 一 神領一切不可賣買事
附不可入于質物事
- 一 神社小破之時其相應常々可加
修理事
- 右之條々可堅守之若違犯之
於有之者隨科之輕重而重可沙汰
者也

寛文五年七月十一日

〔一一三才〕

〔一一三ウ〕

〔一一四才〕

〔一一四ウ〕

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年七月十一日條
*該當記事なし
『嚴有院殿御實紀』卷三十二 寛文六年三月十八日條
*該當記事なし

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年八月七日條
御繼統後はじめて遠國寺社領の御朱印を頒布せらる。通計神社八十一所。浮屠二百七十三寺なり。右筆久保吉右衛門正永をして法令をよみ聞しめらる。その令にいふ。諸社の禰宜。神主等。もはら神道をまなび。その崇敬する處の神體をわきまへ。舊例の神事。祭禮これをつとむべし。こののち怠慢せばその職を奪ふべし。社家位階さきぎより。傳奏をもて昇進するともがらは。なをそのままたるべし。無位の社人は白張を着すべし。その他の装束は。吉田家のゆるしを得て着し。典質に入る事あるべからず。神社すこしく破壊せば。そのさまに應じて常に修理し。社頭洒掃をこたらしむべからず。もし違犯せば。其輕重によて沙汰すべしとなり。(日記、大成令、令條記)

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

不可構山伏方以修驗道之法於令引導

者社家方一圓不可構事

俗持來候背戸神幣祓之儀可為

旦那之心次第社家山伏互不可

相奪事

神子者神職之條修驗道并守子之

作法不可仕事

守子者為驗者寄附之條神子之

作法一切不可仕就中不可為自詫

之儀事

一年先年從聖護院御門跡并吉田家

數ヶ条之趣社家山伏弥堅可相守

然者向後無異論以面々之法式可

修行事

右之條々於有違背之輩八可致訴訟
急度可及沙汰者也

寛文六年三月十八日 井 河内

加々甲斐

〔一一五才〕

〔一一五才〕

寛文六年三月十八日

井 河内

寺社奉行井上河内守正利

(萬治元年七月四日/寛文七年十二月廿八日辭職)

加々甲斐

寺社奉行加々爪甲斐守直澄

(寛文五年十一月十一日/寛文十年十二月十一日召放・閉門)

芝神明宮別當

金剛院

神主

一

11

諸社江旦那參詣之節社家方以神道之
覺

淺草第六天神神主
鑄木大藏

「一一七ウ」

「白紙」

「一一七才」

「一二六ウ」

享保三戊戌年十二月

同 西東中務

西東刑部

『寛文朱印留』五六一 芝神明領(武藏國豊島郡)
 芝神明領、武藏國豊島郡代々木村内拾五石(雖為先規
 比々谷浅生両郷改替今此所)事、任天正一九年十一月日、
 元和三年三月廿五日、寛永十三年十一月九日先判之
 旨、永不可有相違者也、仍如件
 御朱印 寛文五年七月十一日

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

法於有先駆啓行八山伏方一圓不可

構山伏方以修驗道之法於之引導者

社家方一圓不可構事

俗持來候背戶神幣祓之儀可為旦那

之心次第社家山伏互不可相奪

事

神子八為神職之條修驗道并守子之

作法一切不可仕事

守子八為驗者寄附之條神子之作法一切

不可仕就中不可為自詫之儀事

先年從聖護院御門跡并吉田

家數ヶ条之趣社家山伏弥堅

可相守然者向後互二無異論

訴訟急度可及沙汰者也

以面々之法式可修行事

寬文六年三月十八日

井 河内
加々甲斐

〔一一九才〕

〔一一八才〕

寛文六年三月十八日

井 河内

寺社奉行井上河内守正利

(万治元年七月四日・寛文七年十二月十八日辭職)

加々甲斐

寺社奉行加賀爪甲斐守直澄

(寛文五年十一月十一日・寛文十年十二月十一日召放・閉門)

享保三戊戌年十二月
淺草第六天神神主
鑄木大藏

「一九ウ」

〔補註〕

築地本願寺

中根和浩「築地本願寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年)

青山文庫本と静嘉堂文庫本の字体・字配りはほぼ一致し、両者がきわめて近い関係にあることは明白である。おそらく青山文庫本は静嘉堂文庫本を母本として直接筆写した子本である可能性が高いと考えられる。以下の校勘表では両者の異同がない箇所では、一々明示することはしない。これに対し内閣文庫本は、両者とは字体はもとより、字配りもしばしば異なり、静嘉堂文庫本・青山文庫本で鮮明な文字がやや不明瞭に書かれ、しかも「本ノママ」などの表記がしばしば見られる。したがつて両本との直接的関係はうすいものとみたい。

三ウ	一行目 「雖」	内閣文庫本 内閣文庫本 二行目
三ウ	一行目 「僧侶方」	内閣文庫本
三ウ	七行目 「佛閣」	内閣文庫本 「仏閣」
四才	一行目 「于」	内閣文庫本 なし
四才	三行目 「出家」	内閣文庫本 四行目
四才	四行目 「代官」	内閣文庫本 五行目
五才	五行目 「遂相談」	内閣文庫本 「可遂相談」
六ウ	二行目 「者」	内閣文庫本 三行目
五行目	「るへし」	内閣文庫本 六行目「へし」

開山は准如。別院の由来については、徳川家康が当地に幕府を開いたので、そのため自然信徒が増加したことによつて、本願寺支院が必要であつた。そこで、元和三年(一六一七)に『大谷本願寺通紀』によれば元和七年三月、本願寺十二世准如が関東布教の本拠として日本橋浜町に建てた江戸海辺御坊・浜町御坊が起こりである。この別院の輪番(役僧)は本山と幕府寺社奉行の交渉にあたるとともに、東海・東山十三か国の大寺を支配した。正保年間(一六四四~七)には子院三〇を数える大寺となつた。

その後明暦三年(一六五七)の明暦大火で類焼、幕府から現在地を与えられ移建した。当時この辺り一帯は海辺であつたので、佃島の信徒が土砂を運んで土地を造成し本堂を建てた。このことから築地の地名ができた。東叡山寛永寺(上野)・三縁山増上寺(芝)の両山に対し、浅草本願寺とともに両寺とよばれる大寺であつた。

『祠部職掌類聚』 寺社御條目』(式之卷)

六ウ	七行目	七才六行目	内閣文庫本	七才一行目	七行目	七才	二行目	「よ里」
七才								
七才	三行目	「丈者」	静嘉堂文庫本	「又者」、内閣文庫本「丈者」				
八ウ	七行目	「□□□」	静嘉堂文庫本	「末寺不」、				
九才	一行目	「□□」	静嘉堂文庫本	「檀越」、内閣文庫本「檀越」	内閣文庫本	「末寺不」		
九才	四行目	「可」	内閣文庫本	「三行目」				
九才	七行目	「時」	内閣文庫本	「分際」				
一〇才	五行目	「輕」	内閣文庫本	「節」				
一〇才	六行目	「事」	内閣文庫本	「分際」				
一〇才	六行目	「輕」	内閣文庫本	「檀越」、内閣文庫本「檀越」	内閣文庫本	「末寺不」		
一〇ウ	六行目	「親」	内閣文庫本	「七行目」				
一三才	三行目	「頭」	内閣文庫本	「七行目」				
一三ウ	三行目	「於」	内閣文庫本	「六行目」				
一三ウ	四行目	「諸」	内閣文庫本	「七行目」				
一三ウ	五行目	「衣事井」	内閣文庫本	「七行目」				
一四才	五行目	「行」	内閣文庫本	「六行目」				
一四才	五行目	「大」	内閣文庫本	「右」				
一四才	五行目	「者」	内閣文庫本	「傍書」				
一四才	七行目	「佐」	内閣文庫本	「本ノママ」				
一四才	二行目	「席」	内閣文庫本	「六行目」				
二行目	「而」		内閣文庫本	「右」				
内閣文庫本			内閣文庫本	「傍書」				
内閣文庫本			内閣文庫本	「大カ」				
内閣文庫本			内閣文庫本	「八」				
内閣文庫本			内閣文庫本	「六行目」				
内閣文庫本			内閣文庫本	「傍書」				
内閣文庫本			内閣文庫本	「本ノママ」				
内閣文庫本			内閣文庫本	「本ノママ」				

2

浅草本願寺

中根和浩「東京本願寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年)

東京都台東区西浅草一の五の五、(中略) 単立(淨土
真宗系)、本尊は阿弥陀如来。開山は教如。一般に西の
築地本願寺に対し、浅草本願寺ともいい、浅草別院と
いった。関東における真宗大道場であつた。

天正十九年(一五九二)本願寺十二世教如が徳川家康
から神田に寺地を与えられて一字字を建立した。はじ
め江戸御坊江戸本願寺録所光瑞寺と称した。次の
宣如が東本願寺末刹と改称した。明暦の大火(一六五
七後、現在地浅草に移った。その後何度も火災にあつ

現在の建物は関東大震災後、昭和十年に伊藤忠太の
設計により再建したもので、概観は古代インド仏教寺
院を模した鉄筋コンクリート造りである。境内には
真宗内部の教義論争(三業惑乱)で活躍した僧大瀛の墓
や画僧酒井抱一の墓、九条武子歌碑などがある。また、教化伝道施設が整い、近代化センターなどを具備
して、布教教化活動も活発である。

(刊本)『築地別院史』。

〔一部の表現は、引用者が省略・変更した〕

一四才	三行目「仕罷在候」	内閣文庫本	四行目「仕被在候」
一五才	三行目「修行」	内閣文庫本	四行目
一五才	四行目「轉」	内閣文庫本「博」	
一五才	七行目	内閣文庫本	一六才一行目
一六才	七行目「乱」	内閣文庫本	一六才一行目
一六才	一行目「差添」	内閣文庫本	一六才二行目
一七才	一行目「玉」	内閣文庫本「國」傍書「本ママ」	
一七才	一行目「ハ」	内閣文庫本「者」	
一七才	一行目「不」	内閣文庫本	一七才二行目
一七才	二行目「写」	内閣文庫本「寫」	
一七才	二行目「登」	内閣文庫本	一七才二行目
一八才	四行目「捲」	内閣文庫本	傍書「本ノママ」
一八才	五行目「問」	内閣文庫本「自」	
一八才	六行目「脱」	内閣文庫本「說」	
一八才	二行目「守」	内閣文庫本「被」	
一八才	二行目「當」	内閣文庫本	三行目
一八才	二行目「為」	内閣文庫本	傍書「本ノママ」
一八才	六行目「若」	内閣文庫本「着」	傍書「若カ」
一九才	七行目「應之」	内閣文庫本	一九才一行目
一九才	五行目「不可」	内閣文庫本「可」	
一九才	六行目「若」	内閣文庫本「須若」	
一九才	六行目「寺」	内閣文庫本「時」	
一九才	七行目「間」	内閣文庫本	七行目
一九才	七行目「箇」	内閣文庫本「ケ」	

たが、その都度復興し、壮大な大伽藍と諸堂宇を誇った。その一部は葛飾北斎の「富岳三十六景浅草本願寺」で偲ぶことができる。江戸期には朝鮮の使節の宿舎にも当てられていた。現在の本堂も対称十二年九月の関東大震災後、鉄筋コンクリートで二十六間四面のものが作られたが、その後昭和三十五年四月に復興した。

本願寺の歴代の事蹟で見られることは、安永三年（一七七四）から十余年間にわたつて浄土宗と抗争した。「淨土真宗」の宗名をめぐる「宗名事件」、明治八年に書院で開催の第一回地方官会議、大正十二年関東大震災罹災者の救護活動などがある。

本尊の阿弥陀如来像はもともと徳本寺のものであつたが、天正十九年創建の折、当寺へ移されたものである。寄木造・像高九一センチメートル、都の文化財に指定されている。平成三年七月の解体修理に当たり、胎内の銘文によつて、鎌倉時代とされていた阿弥陀如来像の製作年代が明確に嘉禄二年（一二二六）と判明。しかも四天王寺五重塔の心柱の端くれを使用したことが明らかになつた。

境内には、現代布教の各種研究を進める大谷ホールや、仏教寺院の経営では珍しい美容学校、幼稚園を經營している。また月刊機関紙『東京本願寺』の発行や月例の法話、親鸞ゼミナールなどを開催して布教にも

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

二〇才	二行目	「任」	内閣文庫本「伍」
二〇才	三行目	「首項」	内閣文庫本 傍書「本ノママ」
二〇才	三行目	「背」	内閣文庫本 四行目
二〇才	四行目	「可申達旨」	内閣文庫本 五行目
二〇才	六行目	「於」	内閣文庫本 傍書「本ノママ」
二〇才	六行目	「寺社」	内閣文庫本 傍書「本ノママ」
二〇才	六行目	「御」	内閣文庫本「候」
二〇才	七行目	「箇」	内閣文庫本「ケ」
二〇才	七行目	「定」	内閣文庫本「之」
二〇才	七行目	「孫」	内閣文庫本 傍書「本ノママ」
二〇才	一行目	「披露」	内閣文庫本 二行目
二〇才	二行目	「也」	内閣文庫本 三行目
二〇才	三行目	「寺」	内閣文庫本「奉」
二〇才	三行目	「よ里」	内閣文庫本「十」
二〇才	四行目	「拾」	内閣文庫本「十五」
二〇才	四行目	「參府」	内閣文庫本 五行目
二〇才	五行目	「拾」	内閣文庫本「十」
二〇才	五行目	「不參輩ハ」	内閣文庫本 六行目
二〇才	六行目	「所江」	内閣文庫本 七行目
二〇才	二行目	「ハて」	内閣文庫本「いたく」
二一ウ	二行目	「奉行江」	内閣文庫本 傍書「本ノママ」
二一ウ	三行目	「内閣文庫本」	内閣文庫本「奉行」
二一ウ	三行目	「可受」	内閣文庫本「被受」傍書「うけ」
二一ウ	三行目	「参考來」	内閣文庫本 四行目

3

總寧寺

長谷川匡俊「總寧寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年)

千葉県国府台三の一〇の一。(中略) 曹洞宗、安国
山。本尊は釈迦如来。

開創は永徳三年(一三八三)、開基は近江国觀音寺城城
主佐々木氏頼。開山は通玄寂靈。はじめ同國新庄櫻
原郷に建てられたが、八世越翁周超のとき兵火にあ
り、今川の家臣懸川城主朝比奈泰能が建立した乗安寺
に移つた。乗安寺は永禄(一五五八~六九)末年、懸川城
落城の際に消失。一〇世洲翁寿欣は常陸玄勝院に移
り、のち天正三年(一五七五)十一世義翁星訓が北条氏政
の外護を得て下総国関宿に總寧寺を再建。北条氏直
は寺領二〇貫文を寄せており。天正十九年、寺領二〇
石(寛文朱印留)下。慶長二十年(一六一五)関東総録司
となり、寛永十年(一六三三)「曹洞宗通玄派本末記」に

活動している。

昭和五十六年六月十五日、真宗大谷派から独立宣言
して単立となつた。

(刊本『浅草本願寺史』)。

(参考文献)『浅草区史』、『台東区史』、『中外日報』。
〔一部の表現は、引用者が省略・変更した〕

二一ウ	四行目	「者」	内閣文庫本「ハ」
二一ウ	五行目	「ハ」	内閣文庫本「者」
二二オ	七行目	「十」	内閣文庫本「拾」
二二オ	七行目	「よ里」	内閣文庫本「ぢ」
二二ウ	一行目	「拾」	内閣文庫本「十」
二二ウ	一行目	「り」	内閣文庫本「里」
二二ウ	三行目	「者」	内閣文庫本「ハ」
二二ウ	五行目	「とも」	内閣文庫本「六行目」
二二ウ	六行目	「不叶分者」	内閣文庫本「七行目」
二二ウ	七行目	「其差圖縦只今迄」	内閣文庫本「二二三オ一行目」
二二ウ	七行目	「只」	内閣文庫本「唯」
二二オ	一行目	「每年參來」	内閣文庫本「二行目「每年參來里」」
二二オ	一行目	「候登」以下	内閣文庫本「二行目」
二二オ	一行目	「登」	内閣文庫本「と」
二二オ	一行目	「とも」	内閣文庫本「共」
二二オ	二行目「或二年」以下	内閣文庫本「三行目」	
二二オ	三行目	内閣文庫本「四行目」	
二二オ	四行目	内閣文庫本「五行目」	
二二ウ	四行目	「立」	内閣文庫本「建」
二二ウ	六行目	「江」	内閣文庫本「へ」
二二ウ	六行目	「断」	内閣文庫本「七行目」
二二ウ	七行目	「請」	内閣文庫本「受」
二四オ	一行目「或二年」以下	内閣文庫本「二行目」	（二四ウ一行目）

龍穏寺
 石川力山「龍穏寺」
 （圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年）
 埼玉県入間郡越生町竜ヶ谷四五二の一。（中略）曹洞宗、相模最乗寺の末寺で、山号は長昌山。本尊は釈

は、末寺八か寺（『江戸幕府寺院本末帳集成』上、雄山閣）。寛文三年（一六六三）洪水の難を避けるため現在地へ移転。同五年には一二八石五斗余と境内山林六万七七七五坪に増加された（『寛文朱印留』下）。「延享度曹洞宗寺院本末帳」（名著普及会）には、末寺四七か寺。嘉永年中（一八四八～五三）に火災にかかり、文久年中（一八六一～三）に再建されたが旧に復していない。古文書を所蔵し、中世文書は明徳元年二月十五日付寂靈遺誠写など五点を『市川市史』五に收め、また江戸初期および明治初期のものを含めて二四点を『改訂房総叢書』第一輯に載せている。

江戸期には將軍家の帰依も厚く、幕府寺社奉行からの布達を宗内寺院に触下す頂点に立っていたが、明治維新後、寺領を上知して衰微し、現在は本堂・庫裏・山門・鐘楼同のほか、道鏡の分骨堂といわれる法王塚・夜泣石などを遺すのみ。
 （参考文献）『市川市史』二・五

〔一部の表現は、引用者が省略・変更した〕

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(貳之卷)

二四才	六行目 「内」 静嘉堂文庫本「内二」、内閣文庫本「内」
二四ウ	一行目「仰出有之候」 内閣文庫本 一行目
二四才	二行目「惡事仕候者寺共ニ」 内閣文庫本 二行目
二四才	三行目 「仰付事」 内閣文庫本
二四才	五行目 「申付事」 内閣文庫本 六行目
二四才	六行目 「成者」 内閣文庫本 二四ウ一行目
二四ウ	一行目 内閣文庫本 二四ウ二行目
二四ウ	五行目 「參河」 内閣文庫本「三河」
二四ウ	四行目 「ヶ」 内閣文庫本「箇」
二四ウ	四行目「并伊豆国」 内閣文庫本 五行目
二四ウ	五行目「如前々可為僧祿」 内閣文庫本 六行目
二四ウ	六行目「其意者也」 内閣文庫本 七行目
二五ウ	七行目 「之」 内閣文庫本 二六才一行目
二六才	二行目 「者」 内閣文庫本「ハ」
二六才	二行目 「五拾石」 内閣文庫本 三行目
二六才	三行目 「以上」 内閣文庫本「已上」
二六才	六行目 「被」 内閣文庫本 七行目
二六ウ	一行目 「致」 内閣文庫本「扱」傍書「致」
二六ウ	一行目「江戸江可有」 内閣文庫本 二行目
二六ウ	二行目「可相觸候間其節可為」 内閣文庫本 三行目
二七才	四行目「不存一宗之」 内閣文庫本「一宗之不存」
二七才	五行目 「奇怪之」 内閣文庫本「奇怪」
二七才	六行目 「對」 内閣文庫本 七行目
二七ウ	一行目 「雖」 内閣文庫本「難」

迦牟尼仏。

江戸期には大僧録関三刹の一として曹洞宗内に絶大な権限を振るつた。龍穏寺の故地はもと堂沢の地にあり、平安時代、天台宗慈光寺系の修驗道の行者たちによつて開かれ、瑞雲山長昌寺と称した。その後衰微し、一時は臨濟宗の寺院となつた。応永三年(一三九六)相模最乗寺了庵慧明の法嗣無極慧徹(一三五〇~一四三〇)が錫を止め、永享二年(一四三〇)には足利義教が開基となり、川越城主関東管領上杉持朝に命じて再興し、児玉党越生氏出身の無極を開山第一世に請した。次いで法嗣の月江正文が住したが、堂宇が焼失し月江は師席の美濃補陀寺に移つた。文明四年(一四七二)三世泰叟妙康の時、大田道真・道灌父子が中興開基となり諸堂を再建した。道灌は文明十八年に伊勢原で暗殺され、父道真によつて当寺に分骨された。道真は後、境内に自得軒を作つて居住し、父子の墓(五輪塔)が今も存する。

永正元年(一五四〇)五世雲岡俊徳の時、伽藍を現在地に移し、長昌山龍穏寺と改められ、以後寺運も次第に隆盛に向かい、天正十八年(一五九〇)には豊臣秀吉より一〇〇石の朱印を受けた。さらに慶長十七年(一六一〇)大鐘良賀の時、徳川家康より曹洞宗法度の制定を命ぜられ、この時再び寺領一〇〇石を下付された。また関三刹の一、所管二十三か国を統括する天下大僧録

二七ウ	「心」	内閣文庫本「石」傍書「心」
二七ウ	「徒僧」	内閣文庫本「二行目」
二七ウ	「闇諍」	内閣文庫本「闇諍者」
二七ウ	「似合」	内閣文庫本「似分」
二七ウ	「業」	内閣文庫本「葉」傍書「業」
二七ウ	「不可」	内閣文庫本「四行目」
二七ウ	「到」	内閣文庫本「到」傍書「所」
二七ウ	「届者」	内閣文庫本「六行目」「届在」
二八才	「于」	内閣文庫本「三行目」
二八才	「令出家」	内閣文庫本「五行目」
二八才	「所々領主代官江」	内閣文庫本「六行目」
二八才	「数」	内閣文庫本「二八ウ」一行目
二八ウ	「弥」	内閣文庫本「添」
二八ウ	「科之輕重」	内閣文庫本「二行目」
二八ウ	「者也」	内閣文庫本「三行目」
二八ウ	「佛事」	内閣文庫本「仏事」
二九才	「為」	内閣文庫本「可為」
二九才	「其」	内閣文庫本「三行目」
二九才	「ハ」	内閣文庫本「なし」
二九ウ	「行目」	内閣文庫本「なし」
二九ウ	「己」	内閣文庫本「なし」
三〇才	「る」	内閣文庫本「ル」
三〇才	「たるへ」	内閣文庫本「多流遍」
三〇才	「よ里」	内閣文庫本「ら」

として宗内に重きをなし、住持は常に江戸の別邸（現在の南麻布イラン大使館の地）にあり、寺には鑑寺を置いて寺務を処理させた。さらに下野大中寺・下総總寧寺と交代で、その住持は曹洞宗大本山永平寺の住持職に昇った。

明治維新に際して寺領は没収され、廢仏毀釈、大正二年の火災等により諸堂を失い、所蔵の史料も大半は散逸したが、境内は昔ながらの深山の境で、本堂も再建され、復興の途上にある。年中行事としては、四月二十九日の開山忌が盛大で、末寺が交替で導師を勤める。往古の建造物としては唯一経蔵が存し、町の文化財に指定されている。末寺として、上総真如寺・天南寺、武藏青松寺・能仁寺・永源寺・円福寺・長榮寺など七〇余か寺あつた（『延享度曹洞宗寺院本末牒』）。

龍穩寺の所蔵資料は上記のような理由によりほとんど失われ、中世文書は皆無で、近世以降のものが八〇数点ある。史料目録は禅宗地方史調査会編『禅宗地方史調査会年報』第一集（昭和五十三年二月）に収録されている。

（参考文献）『龍穩寺本末帳』（『大日本近世史料』諸宗松寺帳下）『禅宗地方史調査会年報』第一集、日黒大中『埼玉曹洞宗寺院開山本末調・本末系譜・年表稿』（光嚴寺）、『永平寺史』（大本山永平寺）『洞門政要』（仏教社）『埼玉県寺院聖教文書遺品調査報告書』（埼玉県教育委員会）。

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

三〇才	七行目 「茂」 内閣文庫本「も」
三〇ウ	一行目 「廣」 静嘉堂文庫本「廣ク」、内閣文庫本「廣」
三〇ウ	一行目 「廣」 内閣文庫本「廣」傍書「本ノママ」
三〇ウ	二行目「申伺之可任差圖候」 内閣文庫本 三行目 「受」 内閣文庫本「請」
三一才	三行目 「廣」 内閣文庫本「廣」
三一才	一行目 「可作之」 内閣文庫本 二行目 「召狀」 内閣文庫本「古状」
三一才	五行目 「或者」 内閣文庫本「或」
三一才	五行目 「萬」 内閣文庫本「萬」傍書「本ノママ」
三一才	五行目 「番」 内閣文庫本 六行目
三一才	六行目 「先」 内閣文庫本「見」傍書「先」 本ノママ
三一才	七行目 「判」 内閣文庫本 六行目
三一才	七行目 「儀」 静嘉堂文庫本「儀ハ」、内閣文庫本「儀式」
三一ウ	一行目 「方」 静嘉堂文庫本「方ニ」、内閣文庫本「方」
三一ウ	三行目 「儀」 内閣文庫本 四行目 「儀」 内閣文庫本「式ケ」
三一ウ	三行目 「三箇」 内閣文庫本「式ケ」
三一ウ	四行目 「洩」 内閣文庫本「磯」傍書「洩」
三一ウ	五行目 「之時者」 内閣文庫本 六行目
三一ウ	六行目 「箇」 内閣文庫本「ヶ」
三二才	六行目 「多分」 内閣文庫本 七行目 「族」 内閣文庫本「ヶ」
三二才	内閣文庫本「骸」傍書「ヤカラ」
三行目	内閣文庫本 四行目

(一部の表現は、引用者が省略・変更した)

大中寺

荒川善夫「大中寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年)

栃木県下都賀郡大平町西山田二五二。(中略) 曹洞宗、正しくは太平山天曉院大中禪寺。本尊は釈迦牟尼佛。寺伝によれば、小山成長を開基として、延徳元年(一四八九)快庵妙慶によつて開かれたといふ。永祿元年(一五五八)第五代住職海庵尖泉(智の死後、後継の法脈をめぐつて快叟良慶と無学宗芬とが争い、無学は榎本(現大平町榎本)の地に新しく大中寺を開き、快叟は第六代目の住職となつた。その後、火災により全焼したが、第七代住職天嶺春補の時に再建された。近世に入つてからは、天正十九年(一五九二)徳川家康から関東曹洞宗僧録職に補任されるほどに発展した。関三刹の一か寺。延享四年(一七四七)「曹洞宗寺院本末帳」を作成した折は、大中寺は六冊を作成し、支配下寺院として三七七七か寺を書き上げている。

広大な寺域をもつ当寺は、上田秋成の作品『雨月物語』の舞台となつたところとしても知られている。また、七不思議の伝説を持つた寺としても知られている。(参考文献)『大平町史』など。

(一部の表現は、引用者が省略・変更した)

三二一才	五行目 「者」	内閣文庫本「ハヽ」
三二二才	五行目 「奉行所」	静嘉堂文庫本「奉行所江」、内閣文庫本
三二三才	五行目 「會議」	内閣文庫本「諸」
三二四才	一行目 「諸」	内閣文庫本「諸」
三二五才	一行目 「差」	内閣文庫本「差」傍書「諸」
三二六才	一行目 「事者可」	内閣文庫本「二行目」
三二七才	三行目 「箇」	内閣文庫本「ヶ」
三二八才	二行目 「納經可」	内閣文庫本「三行目」
三二九才	二行目 「古」	内閣文庫本「古」傍書「本ノママ」
三三〇才	二行目 「上」	内閣文庫本「三行目」
三三一才	七行目 「可相改」	内閣文庫本「三四一一行目」
三三二才	三行目 「下」	内閣文庫本「下置」置の傍書「ヒ」
三三三才	二行目 「条」	内閣文庫本「條」
三三四才	二行目 「寫」	内閣文庫本「寫」
三三五才	四行目 「よ里」	内閣文庫本「ら」
三三六才	六行目 「紙」	内閣文庫本「帯」
三三七才	二行目 「奉行江」	内閣文庫本「三行目」
三三八才	三行目 「紙」	内閣文庫本「帯」
三三九才	三行目 「認可被相越候」	内閣文庫本「四行目」
三三一〇才	四行目 「可副手紙」	内閣文庫本「五行目」
三三一一才	五行目 「亦」	内閣文庫本「等」
三三一二才	五行目 「一」	内閣文庫本「武」
三三一三才	六行目 「壱」	内閣文庫本「一」
三三一四才	六行目 「宛」	内閣文庫本「ツヽ」

円福寺 渡辺忠司「円福寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年)

廃寺。新義真言宗、愛宕山・宝珠院。(中略) 江戸愛宕下にあり、愛宕権現社の別当寺であつた。新義真言宗の触頭・江戸四か寺の一つ。明治初年の廢仏毀釈で廃絶。本尊は地蔵菩薩。

文政の「寺社書上」や同書所収の運敘筆の縁起によれば、開山を俊賀とするが、以前に神証の造営があつたと記す。同書によれば、神証は近江の宮村で、本能寺の変に際し堺から本国に戻る途中の徳川家康に出会い、安全の祈願を行つたことを機縁に、その後は常に家康の戦陣に供奉し、家康が宮村で得た守護尊の勝軍地蔵を携えて勝軍法を修し効験を示した。慶長八年(二六〇三)神証は家康の命で勝軍地蔵を安置する愛宕社(地蔵は同社の本地仏)仮殿を造営し、山下に住坊遍照院等を構えた。これが円福寺の起源であつた。徳川秀忠も同社に崇敬を加え、慶長十五年に本社・拝殿・楼門等や遍照院を全て新造し、元和三年(二六一七)には朱印一〇〇石を寄せた。神証は根来寺で修学を積み、能化とよばれるような僧でなかつたので、後住には将軍家由緒の寺院に相応しい器量の僧を望んで

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

三六〇	一行目	「紛□」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「紛失」
三六〇	一行目	「面々」	内閣文庫本 二行目
三六〇	二行目	「吟聲之上」	内閣文庫本 三行目
三六〇	三行目	「出候事」	内閣文庫本 四行目
三六〇	三行目	「頃日」	内閣文庫本「頃日」傍書「本ノママ」
三六〇	五行目	「不及申」	内閣文庫本「不申及」
三六〇	五行目	「母」	内閣文庫本「好」傍書「母」
三六〇	五行目	「た」	静嘉堂文庫本「堂」、内閣文庫本「た」
三六〇	七行目	「候者」	静嘉堂文庫本「者」、内閣文庫本「候者」
三六〇	三行目	「二而」	内閣文庫本 四行目
三七〇	三行目	「亦」	内閣文庫本「等」
三七〇	六行目	「口」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「官」
三七〇	一行目	「上選」	内閣文庫本 二行目
三七〇	三行目	「者」	内閣文庫本「節」傍書「者」
三八〇	三行目	「只」	内閣文庫本「唯」
三八〇	一行目	「故」	内閣文庫本「ゆへ」
三八〇	三行目	「住職」	内閣文庫本 二行目
三八〇	三行目	「了畢」	内閣文庫本「了畢」傍書「本ノママ」
三八〇	六行目	「僧徒」	内閣文庫本「住院」
三八〇	六行目	「経」	内閣文庫本「経」傍書「僧カ 本ノママ」
三九〇	六行目	「重」	静嘉堂文庫本「守」、内閣文庫本
三九〇	六行目	「于」	内閣文庫本「其」
三九〇	六行目	「犯之」	内閣文庫本 七行目
七行目	「不」	内閣文庫本「外」	

元和五年に隠居し、後住には常陸下妻円福寺の俊賀が命ぜられて開山とされ別当寺についた。さらに新義真言宗の府内談林所になり円福寺と改めた、とする。しかし、「義演准后日記」の慶長十八年六月五日条にせる。義演が江戸で行つた印可の受者交名中に「江戸愛宕遍照院権大僧都朝義」とみえ、元和二年六月頃には「愛宕別當衆」と「愛宕勝地院」が争論をおこしている。また俊賀の後住決定は元和二年十二月であつた(『本光国師日記』)。これらからして「寺社書上げ」の説はそのまま首肯できない。触頭役就任年次も妥当でない(『真福寺』の項参照)。寛永十年(一六三三)関東真言宗新義本末寺帳には、「本寺醍醐寺松橋院無量寿院」、寺領一〇〇石、末寺一、門徒一五。寛政七年(一七九五)新義真言宗本末帳では、本寺は不变だが、「朱印写社領百石」、武藏内の末寺一〇、又門徒一のほか、他国にも末寺を獲得している。同宗智山方の移転寺でもあつたため、当寺から本山智積院へ昇つた住持も多い。(参考文献『江戸名所図会』)。

真福寺

坂本正仁「真福寺」
(圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年)
東京都港区愛宕一の三の八。(中略) 真言宗智山派、摩尼珠山、宝光院。本尊は大檀那浅野幸長寄進の

四〇ウ	二行目	「変」	内閣文庫本「藝」
四〇ウ	三行目	「干」	内閣文庫本「其」
四〇ウ	三行目	「泉」	内閣文庫本「寧」
四〇ウ	四行目	「達」	内閣文庫本「金」榜書「本ノママ」
四〇ウ	五行目	「吉」	内閣文庫本「先」
四〇ウ	五行目	「舊」	内閣文庫本「舊」傍書「キウ」
四〇ウ	五行目	「餘」	内閣文庫本「條」
四〇ウ	六行目	「受」	内閣文庫本「請」
四〇ウ	七行目	「如□」	静嘉堂文庫本「如斯」、内閣文庫本
四一オ	一行目	「裁断」	内閣文庫本「四〇ウ七行目」
四一ウ	二行目	「付」	内閣文庫本「井」
四一ウ	二行目	「方」	内閣文庫本「万」
四一ウ	三行目	「を」	内閣文庫本「ヲ」
四一ウ	五行目	「々」	内閣文庫本「之」
四一ウ	六行目	「ハ」	内閣文庫本「者」
四一ウ	七行目	「は」	内閣文庫本「を」
四二才	一行目	「他の」	内閣文庫本「曲」
四二才	二行目	「生す」	内閣文庫本「生」
四二才	二行目	「重而其御」	内閣文庫本「三行目」
四二才	二行目「重而其御」	「は」	内閣文庫本「ケ」
四二才	三行目	「由」	内閣文庫本「曲」
四二才	三行目「条此む祢を以」	内閣文庫本「四行目」	
四二ウ	一行目	「箇」	内閣文庫本「ケ」
四二ウ	一行目「享保三戊戌年十一月」	内閣文庫本「なし」	内閣文庫本（復刻版）欠落
四三丁	四行目「享保三戊戌年十一月」	内閣文庫本「なし」	内閣文庫本（復刻版）欠落

等身の薬師如来。

江戸時代における新義真言宗の触頭「江戸四箇寺」の一つ。同宗智山派の本山移転じの一つ。府内八八か所の六七番札所。開山は照海（元和二年二月没）。文政の寺社書上によれば、下總国匝瑳郡谷辺村の真福寺住僧照海が天正十九年（一五九二）に青山忠成（関東総奉行・江戸町奉行）の請待で江戸鉄砲洲に草庵を構えたのが起源。照海は慶長十年（一六〇五）徳川家康に目見をし、愛宕に寺地を拝領して鉄砲洲から引移り下総の寺号をうつし真福寺と号した。『義演准后日記』慶長十五年四月九日条に、当時諸家を祈禱檀那にもち繁榮していた旨が記され、また同月に義演から山号・院号を下され三宝院の直末となつた（醍醐寺文書）。『寺社書上』は慶長十五年に触頭役に任せられたとするが疑わしく、同時史料で確認できるのは元和八年にまでくだる。元禄五年（一六九二）六月に徳川綱吉から一〇〇石を拝領した。寛永十年（一六三三）『関東真言宗新義本末寺帳』には本寺三宝院、末寺二、門徒一五。寛政七年（一七九五）『新義真言宗本末帳』には本寺三宝院、朱印一〇〇石、江戸・武藏の末寺一七、又門徒二のほか、他国にも末寺を獲得している。智山方の移転寺であつたので、本山智積院の能化に昇つた者も多い。現在は總本山智積院の東京別院で、智山派の東京出張所が設けられている。

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

四四才	二行目「至」	内閣文庫本「分」
四四才	二行目「儀」	内閣文庫本「三行目」
四四才	二行目「教」	内閣文庫本「改」
四四才	二行目「國」	内閣文庫本「國」
四四才	二行目「密」	内閣文庫本「蜜」
四四才	二行目「之」	内閣文庫本「七行目」
四四才	二行目「丹」	内閣文庫本「好」傍書「丹カ」
四四才	二行目「懃」	内閣文庫本「悲」
四四才	二行目「流」	内閣文庫本「流」傍書「本ノママ」
四四才	二行目「者」	内閣文庫本「ハ」
四四才	二行目「甘」	内閣文庫本「介」
四四才	二行目「之」	内閣文庫本「分」
四四才	二行目「一」	内閣文庫本「壱」
四四才	二行目「能化」	内閣文庫本「化」
四五才	三行目「於其張本」	内閣文庫本「四行目」
四五才	三行目「張」	内閣文庫本「張」傍書「本ノママ」
四五才	三行目「檜」	内閣文庫本「桧」
四五才	二行目「密」	内閣文庫本「蜜」
四五才	二行目「宗」	内閣文庫本「宗」傍書「家カ」
四五才	二行目「八」	内閣文庫本「なし」
四五才	二行目「可處配流者也仍如件」	内閣文庫本「なし」
四六才	二行目「写」	内閣文庫本「寫」
四六才	二行目「執」	内閣文庫本「四行目」
五行目	二行目「永可」	内閣文庫本「六行目「承可」」

(参考文献)『御府内寺社備考』(名著出版)。

(一部の表現は、引用者が省略・変更した)

弥勒寺

坂本正仁「弥勒寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年)

東京都墨田区立川一の四の一三。(中略) 真言宗

豊山派、万徳山、聖宝院。本尊は川上薬師の俗称がある薬師如来。

江戸時代における新義真言宗の触頭「江戸四箇寺」の一つ。同宗豊山方の本山移転寺の一つ。開山は宥鑊(寛永十一年十一月没)。文政の「寺社書上」によれば、宥鑊はもと下総国香取郡南城村常福寺聖宝院の住職で、領主安藤重信の帰依をえていたが、慶長十五年(一六一〇)に徳川家康に召され江戸鷹匠町に寺地をもらい一寺を建て、弥勒菩薩を本尊として弥勒寺と号し触頭役に任せられたという。しかし、触頭就任年次には疑問がある。(愛宕「真福寺」の項参照)。

現在の本尊薬師如来は、八世清長が徳川光圀から寄進されたもので、もとは常陸筑波郡の真言宗某寺の本尊であつたが、光圀の命で寺が潰され本尊は川へ捨てられたが川上に流れないので川上薬師の称が出たと伝える。

元和五年(一六一九)七月十一日に醍醐寺三宝院直末

四六ウ	七行目	「主」	静嘉堂文庫本「位」、内閣文庫本「立」
四六ウ	七行目	「住山」	内閣文庫本「住山而」
四七才	一行目	「旨」	静嘉堂文庫本「着」、 内閣文庫本「旨」傍書「着力」
四七才	二行目	「結」	内閣文庫本「三行目」
四七才	四行目	「奪」	内閣文庫本「集」傍書「奪力」
四八才	一行目	「台」	内閣文庫本「怠」傍書「台カ」
四八才	一行目	「写」	内閣文庫本「寫」
四八才	三行目	「而」	内閣文庫本「なし」
四八才	五行目	「抜」	内閣文庫本「六行目」
四八才	七行目	「而」	内閣文庫本「四八ウ一行目」
四八才	二行目	「家」	内閣文庫本「三行目「縁」」
四八ウ	四行目	「断」	内閣文庫本「預」
五〇才	一行目	「對」	内閣文庫本「二行目」
五〇才	三行目	「僧侶」	内閣文庫本「四行目」
五〇才	五行目	「不可」	内閣文庫本「六行目」
五〇才	七行目	「者無」	内閣文庫本「五〇ウ一行目」
五〇ウ	五行目	「弟」	内閣文庫本「身」
五〇ウ	五行目	「出家」	内閣文庫本「六行目」
五〇ウ	六行目	「者」	内閣文庫本「八」
五〇ウ	六行目	「代官江」	内閣文庫本「七行目」
五一才	一行目	「之」	内閣文庫本「二行目」
五一才	二行目	「隨科之」	内閣文庫本「三行目」
五一才	三行目	「状者也」	内閣文庫本「四行目」

になつたが、義演の許状には「武州江戸弥勒寺法印宥
鑊もの、忝ト大樹恩賜之田地、草創満月尊容之梵場(下
略)」(醍醐寺文書)とある。草創後、火災などで寺地を馬
喰町、鷹匠町、深川本番所、本所武ッ目(現在地)とかえ
た。元禄五年(一六九二)六月に徳川綱吉から朱印地一
〇〇石を寄進された。寛永十年(一六三三)「関東真言宗
新義本末寺帳」には、本寺三宝院、末寺一、門徒一八。
寛政七年(一七九五)「新義真言宗本末帳」では、本寺三宝
院朱印一〇石、武藏・江戸の末寺一八のほか、他国に
も末寺が掲出されている。豊山方の移転寺・常法談
林所であつたので、当寺から護持院や護國寺を経て、
または直接に本山長谷寺小池坊能化に昇つた者も少
なくない。

(参考文献)『御府内寺社備考』(名著出版)。

坂本正仁「根生院」

〔一部の表現は、引用者が省略・変更した〕

(圭室文雄編『日本名刹大事典』雄山閣出版 平成四年)
「こんしょういん」 東京都豊島区高田一の三四の
六。(中略) 真言宗豊山派、金剛宝山、延寿寺。本尊は
薬師如来。
江戸時代における新義真言宗の触頭「江戸四箇寺」
の一つ。徳川将軍家の祈願寺。春日局の一族榮誉(延

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(貳之卷)

五一ウ	二行目	「分際」 内閣文庫本「分限」
五一オ	二行目	「并」 内閣文庫本「□」傍書「并」
五二才	三行目	「寺院」 内閣文庫本 四行目
五二才	四行目	「妻帶八」 内閣文庫本 五行目「妻帶者」
五二才	六行目	「科之」 内閣文庫本「科」
五二才	六行目	「輕重」 内閣文庫本 七行目
五三才	三行目	「賴」 内閣文庫本「類」傍書「賴カ」
五三才	三行目	「可」 内閣文庫本 四行目
五三才	五行目	「思寄」 内閣文庫本「言」傍書「本ノママ」
五三才	六行目	「波」 内閣文庫本「波」傍書「本ノママ」
五三ウ	四行目「享保三戊戌年十一月」	内閣文庫本 なし
五四ウ	一行目「被」	内閣文庫本 二行目
五四ウ	三行目「先規」	内閣文庫本「前規」
五四ウ	五行目「綿」	内閣文庫本 六行目
五四才	一行目「於」	内閣文庫本 二行目
四五才	二行目「許」	内閣文庫本「譯」
四五才	二行目「申」	内閣文庫本 三行目
四五才	三行目「之衆」	内閣文庫本 四行目
四五才	四行目「啻」	内閣文庫本「啻」傍書「本ノママ」
四五才	四行目「之嘲者」	内閣文庫本 五行目
四五才	五行目「者永可」	内閣文庫本 六行目
五五才	七行目「之」	内閣文庫本「者」
五五才	七行目「披露」	内閣文庫本 五行目
五五才	七行目「號院號事」	内閣文庫本 二行目

宝六年二月没)が開山。大和大知寺に住んでいた栄誉は春日局の召しで江戸に出て、徳川家光・春日局の祈祷僧となつた。局は江戸白銀町に町屋を買い与え根生院と号した。栄誉は大知寺を兼務し後に長者町に移り寺を建てたが、渋谷村にも院家を構えこれも根生院と称した。寛文五年(一六六五)には大和の大知寺領一〇〇石を渋谷村内に換えて朱印状をもらつた(『寛文朱印留』)。同年頃の江戸真言宗の寺院録(長谷寺文書)には、所在地を渋谷、本寺を大和長谷寺とするが、浅草にも根生院の名がみえる。貞享四年(一六八七)七月、知足院にかわり触頭となり、八月には仁和寺の院室光明院を兼帯し、さらに常法談林所の寺格を整えた。元禄元年(一六八八)十一月には湯島の旧知足院の地に移り、同四年六月に一〇〇石を加増された。以後、触頭・祈願所・常法談林所の地位に変化はなかつた。寛政七年(一七九五)「新義真言宗本末帳」には、本寺醍醐寺報恩院、末寺に江戸の五か寺が掲出されるが、武藏国以外の末寺は田舎本寺格の扱いのため所在国別に掲出されている。

明治二十三年五月に湯島から旧下谷区池ノ端七軒町へ、さらに同三十六年に現在地へ移つた。(参考文献)「和州豊山長谷寺古今雑録」・「移転地世代記」中・「根生院世代記」(以上『豊山全書』所収)・『古事類苑』・『宗教部』・『文政寺社書上』・『御府内寺社備考』(名著)

五五ウ	二行目「至」	内閣文庫本「金」傍書「至力」
五五ウ	二行目「停止事」	内閣文庫本 三行目
五五ウ	三行目「常任領諸塔頭領如今度指出」	内閣文庫本 三行目
五五ウ	三行目「永可」	内閣文庫本 五行目
五五ウ	四行目「有収納事」	内閣文庫本 五行目
五五ウ	五行目「諸院各塔主如先規可為輪番組雖為」	内閣文庫本 四行目
五五ウ	五行目「門流或若輩或不器之衆可除」	内閣文庫本 六行目
五五ウ	五行目「塔」	内閣文庫本 六行目「頭」
五六ウ	一行目「与」	内閣文庫本 七行目
五六ウ	三行目「者」	内閣文庫本「ハ」
五六ウ	五行目「者」	内閣文庫本「之」傍書「者」
五六ウ	五行目「惑」	内閣文庫本 六行目
五六才	三行目「付」	内閣文庫本「有」
五六才	五行目「之」	内閣文庫本 六行目
五六才	六行目「可」	内閣文庫本「可」傍書「可」
五六才	六行目「持之」	内閣文庫本 七行目
五六ウ	五行目「有之」	内閣文庫本 六行目
五六ウ	六行目「者」	内閣文庫本「ハ」
五六才	七行目「存」	内閣文庫本「好」
五六才	二行目「恰」	内閣文庫本「怪」
四五目	「未」	内閣文庫本 三行目
五八才	「不」	内閣文庫本「不」傍書「本無二作」

5

海禅寺

石川力山「海禅寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年)

東京都青梅市二股尾四の九六二。(中略) 曹洞宗、

瑞龍山。本寺は上州双林寺。本尊は釈迦三尊。

寛正年中(一四六〇~五)益之永謙の開創で、師の一州

正伊を勧請開山とした。初名は長勝寺。五世太古禪

梁の時に領主三田綱秀の外護により堂宇を修造、永禄

六年(一五六三)兵火にかかる。天正十七年(一五八九)七

世天江東岳により再興。旧朱印十五石。末寺に常德

院・東光寺・高安寺など四四か寺あつた。古文書數

通あり。

(参考文献)『延享度曹洞宗寺院本末牒』。

6

総泉寺

石川力山「総泉寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年)

東京都板橋区小豆沢三の七の九。(中略) 曹洞宗、

妙龜山。本寺は下總總寧寺。本尊は開基千葉介の守

出版)。

〔一部の表現は、引用者が省略・変更した〕

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

五八才	五行目	「傍書「尽」」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「尽」
五八才	五行目	「為」	内閣文庫本「爲」傍書「為」
五八才	五行目	「侶」	内閣文庫本「六行目」
五八才	七行目	「侶」	内閣文庫本「評」
五八才	二行目	「届ハ無」	内閣文庫本「三行目」
五八才	五行目	「付」	内閣文庫本「なし」
五八才	六行目	「領」	内閣文庫本「社」
五八才	六行目	「質」	内閣文庫本「七行目」
五九才	一行目	「出家」	内閣文庫本「二行目」
五九才	二行目	「領主代官江」	内閣文庫本「三行目」
五九才	四行目	「堅」	内閣文庫本「相」
五九才	五行目	「佛」	内閣文庫本「仏」
五九才	五行目	「ハ」	内閣文庫本「者」
五九才	五行目	「糸」	内閣文庫本「條者」
五九才	五行目	「相談可任」	内閣文庫本「六行目」
六〇才	二行目	「坊舍」	内閣文庫本「三行目」
六〇才	三行目	「有来」	内閣文庫本「有来之」
六〇才	五行目	「ハ」	内閣文庫本「者」
六一才	六行目	「るへ」	内閣文庫本「流遍」
六一才	七行目	「り」	内閣文庫本「里」
六一才	一行目	「其外」	内閣文庫本「二行目」
六一才	二行目	「作」	内閣文庫本「作る」
六一才	二行目	「へから須若」	内閣文庫本「三行目」
六一才	三行目	「ハ」	内閣文庫本「者」

本尊聖觀音菩薩(現在は釈迦牟尼仏)。

建仁元年(一二〇一)千葉介守胤(法名、總泉寺殿長山昌懶大居士)の中興で(一説に弘治年中、千葉胤利の中興とも)、近世には青松寺・泉岳寺とともに江戸府内三か寺の一つとして触頭であつた。もとは浅茅が原と呼ばれた台東区橋場の地にあり、隅田川を隔てて謡曲「隅田川」の梅若丸伝説の塚があり、一説に、貞元年間(九七六年)梅若丸の母が子の非業の死を弔うために出家し、妙龜尼と称して庵を結んだ木母寺の伝説もある。曹洞宗開山は、最乗寺三世璽叟宗俊江戸期には佐竹義宣が在府中の香華院として再中興。天正十八年(一五八〇)徳川家康より寺領二〇石を賜わる。末寺に海藏寺・昌林寺など一二か寺あつた。境内には千葉氏の古塔や平賀源内・千賀道隆などの墓もある。
(参考文献)『武藏通志』『東京市史稿』宗教篇一(東京市役所)、『延享度曹洞宗寺院本末牒』(大本山總持寺)。

(一部の表現は、引用者が省略・変更した)

青松寺

石川力山「青松寺」

(圭室文雄編)『日本名刹大事典』雄山閣出版 平成四年)

東京都港区愛宕二の四の七。(中略) 曹洞宗、万年山。本寺は武藏越生龍穂寺。本尊は釈迦牟尼仏。文明八年(一四七六)、大田持資(道灌)の開基で、開山は龍穂

六一ウ	五行目	「文」	内閣文庫本「政」傍書「文カ」
六二オ	五行目	「申」	内閣文庫本「申」傍書「本ノマヽ」
六四才	四行目	「東」	内閣文庫本「泉」傍書「東」
六四才	一行目	「可為」	内閣文庫本「二行目」
六四ウ	二行目	「成就之」	内閣文庫本「成就」
六四ウ	三行目	「頭」	内閣文庫本「候」
六五才	一行目	「右」	内閣文庫本「右」傍書「都而本ノマヽ」
六五才	一行目	「追於」	内閣文庫本「追放」
六五ウ	一行目	「縕」	内閣文庫本「縕」傍書「本ノマヽ」
六六才	二行目	「着」	内閣文庫本「着」傍書「着力」
六六才	三行目	「私曲事」	内閣文庫本「四行目」
六六才	四行目	「五行目」	内閣文庫本「五行目・六行目」
六六ウ	二行目	「不」	内閣文庫本「被」
六六ウ	七行目	「請」	内閣文庫本「受」
六七才	四行目	「に」	内閣文庫本「二」
六七才	四行目	「廻」	内閣文庫本「五行目」
六七才	五行目	「堅」	内閣文庫本「六行目」
六七ウ	二行目	「戊」	内閣文庫本「戊」傍書「戊」
六八才	一行目	「僧侶」	内閣文庫本「僧侶者」
六八才	四行目	「對」	内閣文庫本「五行目」
六八ウ	三行目	「届」	内閣文庫本「四行目」
六八ウ	六行目	「佛」	内閣文庫本「仏」
六九才	一行目	「于質物事」	内閣文庫本「六八ウ七行目」
六九才	三行目	「者」	内閣文庫本「ハ」

寺五世雲巣(岡)俊徳。

一説に永正十永正十三年(一五一六)の建立ともされる。大永四年(一五四四)兵火にかかり荒廃したが、天文年中(一五三三~五四)泰翁徳陽が住して太田真清の外護により再興、天正十九年(一五九一)豊臣秀吉より寺領二二石の朱印を賜わった(『曹洞宗古文書』拾遺)。旧地は江戸城の西郊の貝塚であったが、慶長五年(一六〇〇)現在地に移転。江戸期には、浅野・毛利・山内各大名の香華院で、總泉寺・泉岳寺とともに曹洞宗江戸三か寺の一つとして触頭の任にもあつた。また境内には学寮獅子窟が設置され、多数の学侶が起居して經典祖録の参究につとめていた。

大正十二年、関東大震災で山門・僧堂を焼失、太平洋戦争では伽藍の大半を失つたが、後に復興した。

寺史に、二〇世嶺南秀恕撰述の『万年志』がある。青龍寺・瑠璃光寺・湖雲寺など、旧末寺が十三か寺あつた。(参考文献)『万年志』『太田家記』『江戸名所図会』、『延享度曹洞宗寺院本末牒』、『東京市史稿』宗教篇一・三。

〔一部の表現は、引用者が省略・変更した〕

泉岳寺

石川力山「泉岳寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年)

東京都港区高輪二の一の一。(中略) 曹洞宗、万

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

六九才	四行目	「相断」	内閣文庫本「断」
六九才	五行目	「判制」	内閣文庫本「制」
六九才	六行目	「之」	内閣文庫本「七行目
六九才	五行目	「分際」	内閣文庫本「分限」
六九才	五行目	「佛事」	内閣文庫本「仏事」
七〇才	五行目	「之儀者」	内閣文庫本「儀者」
七〇才	二行目	「擅」	内閣文庫本「擅」
七〇才	二行目	「遂相談可」	内閣文庫本「三行目
七〇才	三行目	「任」	内閣文庫本「伍」
七〇才	六行目	「ハ」	内閣文庫本「者」
七〇才	二行目	「之」	内閣文庫本「三行目
七一才	七行目	「推」	内閣文庫本「空白 傍書一字不分」
七一才	七行目	「法師」	内閣文庫本「七一ウ一行目」
七一才	一行目	「有」	内閣文庫本「二行目」
七一才	一行目	「遂吟味可」	内閣文庫本「其」
七一才	二行目	「于」	内閣文庫本「三行目」
七一才	二行目	「ハ」	内閣文庫本「自」
七一才	三行目	「同」	内閣文庫本「四行目」
七一才	三行目	「可重」	内閣文庫本「ハ」
七二才	三行目	「仕」	内閣文庫本「仕」傍書「本ノマヽ」
七三才	七行目	「者」	内閣文庫本「訴」
七三才	七行目	「仕」	内閣文庫本「訴」
七四才	六行目	「訴」	内閣文庫本「訴」
七四才	四行目	「守」	内閣文庫本「五行目」
七七才	二行目	「任」	内閣文庫本「伍」

松山。本寺は下野大中寺。本尊は釈迦牟尼仏。
曹洞宗江戸三か寺の一つで、忠臣蔵赤穂四十七士の墓所として名高い。慶長十七年(一六二二)徳川氏が今川義元の菩提のために外桜田に創建、大中寺門庵宗閑を開山とした。寛永十八年(一六四一)類焼、門解蘆闘の時に浅野家等の協力により現在地に再建された。寺内には学寮九棟が設けられ、学僧一〇〇人から二〇〇人が常駐し、学問の研鑽がなされ、奥州二本松城主丹羽家から毎年二〇〇俵の米が贈られていた。旧時、豪徳寺・門良院・陽寿院・豊後松屋寺・長流寺など、七か寺があつた。

太平洋戦争で諸堂宇を失つたが、山門は往時のものである。

兆殿司の不動明王や明代の十六羅漢古画、宋版『春秋左氏伝』などの宝物類も所蔵。赤穂義士関係の文書も多い。

(参考文献)『延享度曹洞宗寺院本末牒』、『江戸名所図会』。

〔一部の表現は、引用者が省略・変更した〕

永平寺 (省略)

東四柳史明「総持寺祖院」(『日本名刹大事典』)
總持寺

〔参考文献〕

七七ウ	二行目「僧侶」内閣文庫本三行目
七七ウ	五行目「不」傍書「本ノママ」静嘉堂文庫本「不」、内閣文庫本「可」
七七八	六行目「者」内閣文庫本七行目
七八オ	一行目「佛」内閣文庫本「仏」
七八オ	二行目「佛」内閣文庫本「仏」
七八オ	七行目「任」内閣文庫本「伍」
七八オ	七行目「事」内閣文庫本七八ウ一行目
七八ウ	一行目「五行目」内閣文庫本二行目六行目
七八ウ	一行目「判之」内閣文庫本三行目
七八ウ	二行目「條」内閣文庫本「条」
七八ウ	二行目「隨」内閣文庫本四行目
七八ウ	三行目「状」内閣文庫本五行目
七八ウ	三行目「之」内閣文庫本四行目
七八ウ	五行目「之」内閣文庫本六行目
七八ウ	六行目「条」内閣文庫本「條」
七八才	六行目「遂相談」内閣文庫本七行目
七八才	六行目「任」内閣文庫本「伍」
七八才	七行目「之」内閣文庫本「着」
八〇ウ	二行目「之」内閣文庫本「着」
八〇ウ	四行目「着」内閣文庫本「四板」
八〇ウ	四行目「四板」内閣文庫本「四枚」傍書「本ノママ」
八〇ウ	四行目「首」内閣文庫本「五」
六行目	「紺」内閣文庫本「諱」
六行目	内閣文庫本七行目

石川県鳳至郡門前町一の一八甲。(中略) 曹洞宗大本山祖院、諸岳山。本尊は釈迦如来。開創は元亨元年(一二三二)。開山は瑩山紹蓮(曹洞宗中興の祖)。瑩山が靈夢を得た定賢から諸岡觀音堂を譲りうけ、禅院に改め総持寺とした。

二世峨山韶碩とその門流のもとで宗風が大いに高まり、曹洞禪の全国発展の拠点となる。峨山の高弟太源宗真ら五哲が寺内で開いた普藏院・妙高庵・洞川庵・伝法庵・如意庵の五支院による輪番住持制が布かれ、明治三年に至り独住制となつた。中世の外護者は、南北朝期に能登の有力地頭長谷部一族などが寺領を寄進し、室町期には將軍足利家の祈願所となり、戦国期においては能登守護畠山氏が大檀那であつた。近世になつて天正十七年(一五六八)後陽成天皇が「曹洞之本寺出世之地」たることを認め、翌十八年四月、前田利家が炎上後の寺觀の再興を企てた。その後加賀藩主前田家歴代の保護をうけて堂塔伽藍の整備がはかられ、山内には東源寺・芳春院の塔頭も開かれた。元和元年(一六一五)徳川家康は「総持寺諸法度」を下し、永平・總持の両寺を曹洞の大本山と定めた。明暦三年(一六五七)前田利常は、鳳至郡の走出・鬼屋・広瀬・日野尾の四か村と清水村のうちをもつて、寺領四〇〇石を寄進した。延享年間(一七四四~七)には全国一万余四九の末寺が知られる。門前の町並は「寺口」と

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

八一才	一行目	「二二」	内閣文庫本「式」
八一才	「相談」	内閣文庫本	二行目
八一才	二行目「条如紙面」	内閣文庫本	三行目「条如帶面」
八一才	四行目「寫」	内閣文庫本「寫」	五行目
八一才	「并」	内閣文庫本	内閣文庫本
八一才	五行目「写」	内閣文庫本「寫」	内閣文庫本
八一才	五行目「背事」	内閣文庫本	六行目
八二才	二行目「亂統」	内閣文庫本	三行目
八二才	三行目「専究己躬下」内閣文庫本	四行目	
八二才	四行目「笑傍觀生曰茲不得不立」	内閣文庫本	五行目
八二才	五行目「示各派兒孫所論件々各宜」	内閣文庫本	六行目
八二才	六行目「悉」	内閣文庫本	七行目
八二才	内閣文庫本	内閣文庫本	二行目
八二才	二行目「縦」	内閣文庫本	三行目
八二才	二行目「登」	内閣文庫本	四行目
八二才	三行目「本山」	内閣文庫本	内閣文庫本「年」
八二才	五行目「輩」	内閣文庫本「或」	内閣文庫本「或」
八二才	六行目「或」	内閣文庫本「或」	内閣文庫本「或」
八二才	五行目「有」	内閣文庫本「或」	内閣文庫本「或」
八三才	五行目「街」	内閣文庫本「衛」傍書「街」	
八三才	「街」	内閣文庫本	二行目
八三才	「集」	内閣文庫本	六行目
八三才	「受」	内閣文庫本	内閣文庫本
八三才	七行目「必」	内閣文庫本「心」	内閣文庫本
八三才	「タ」	内閣文庫本	四行目
八三才	「切」	内閣文庫本	七行目

10

芝神明宮

小倉 学「芝大神宮」「国史大辞典」第七卷 昭和六一年
東京都港区芝大門一丁目に鎮座。通常は芝神明。
もと飯倉神明・日比谷神明ともよばれた。旧府社。天
照皇大御神・豊受大御神を主神とし源頼朝・徳川家
康を配祀。伊勢神宮の飯倉御厨に創祀された神明社

所収。当山は未整理の近世文書を多数所蔵。
(参考文献)栗山泰音『総持寺史』、室峰梅逸編『総持寺誌』
(以上、大本山総持寺)、佃和雄『能登総持寺』(北国出版社)。
(一部の表現は、引用者が省略・変更した)

呼ばれ、境内八八余の堂宇と二二か寺の塔頭を擁する
総持寺御用の職人・商人・傭人らによって形成され
ていた。宝永二年(一七〇五)の「町方留帳」によれば、寺
領のうちから扶持を得ていた寺代官の星野(三〇石)・
江尻(二十五石)両家のほか、工人二六、商人一二、労役六
の四六戸が見える。明治三十一年、不慮の出火で全山
焼失。これを機に同四十四年、横浜市鶴見区に大本山
を移し、当山は別院となつた。伽藍はのちに再建さ
れ、昭和四十四年、総持寺の故地に因み祖院と改称した。
県指定文化財は、焼失を免れた寛保三年(一七四三)造
立の経藏と金工品・絵画五件。中世文書六三点(鶴見
本山収蔵)は大久保道丹編『増補曹洞宗古文書』(筑摩書房)
所収。当山は未整理の近世文書を多数所蔵。

八四ウ	二行目	「呆」	内閣文庫本「果」
八四ウ	四行目	「窮」	内閣文庫本「伺」
八四ウ	四行目	「処」	内閣文庫本「處」
八四ウ	四行目	「可為」	内閣文庫本「五行目」
八四ウ	五行目	「之由」	内閣文庫本「なし」
八四ウ	五行目	「置之」	内閣文庫本「六行目」
八五ウ	一行目	「迄」	内閣文庫本「之」
八五ウ	五行目	「本寺」	内閣文庫本「本寺」傍書「本寺カ」
八五ウ	七行目	「江」	内閣文庫本「へ」
八六才	五行目	「候」	内閣文庫本「被」
八六才	六行目	「山」	内閣文庫本「山」の傍書「山」
八六才	六行目	「江」	内閣文庫本「七行目」
八六才	七行目	「越候」	内閣文庫本「八六ウ一行目」
八六ウ	二行目	「二」	内閣文庫本「式」
八六ウ	二行目	「候」	内閣文庫本「なし」
八六ウ	四行目	「者」	内閣文庫本「ハ」
八六ウ	五行目	「より」	内閣文庫本「ぢ」
八六ウ	六行目	「可願」	内閣文庫本「五行目」
八六ウ	六行目	「只」	内閣文庫本「唯」
八七才	一行目	「只」	内閣文庫本「式」
八七才	二行目	「者」	内閣文庫本「ハ」
八七才	二行目	「寺」	内閣文庫本「三行目」
八七才	三行目	「被」	内閣文庫本「四行目」
八七才	四行目	「可相勤候」	内閣文庫本「五行目」

であろうが、社伝では寛弘二年（一〇〇五）の鎮座とする。もと飯倉山にあつたが、慶長年間（一五九六～一六一五）現地に移転。天正十九年（一五九二）徳川家康は朱印地十五石を寄進。その後江戸幕府はしばしば社殿の造営などをした。江戸下町の大産土神で、境内や門前には茶屋・揚弓場・芝居・見世物が並び、相撲や富籠の興行で賑わった。神主の西東氏は幕府の連歌師となる。

明治元年（一八六八）に准勅祭社に列し、同五年には現在の大神宮号を許された。例祭九月十六日。もとは十一日から十日間も祭礼が続いたので「だらだら祭」とよばれた。生姜や千木（ちぎ）箱が商われる所以祭といわれて有名。生姜は土地の産物で神前に供えられたのである。

（参考文献『江戸名所風俗図会』三）、『御府内備考』続編（『東京都神社史料』）、寺門静軒『江戸繁盛記』二、齊藤幸雄他編『江戸名所図会』一（『日本名所風俗図会』四）、齊藤幸成編『東都歲時記』三（同三）、小倉学『芝大神宮誌』

（一部の表現は、引用者が変更した）

第六天神
矢部善三『第六天神』『諸祭神名辞典』素人社書屋 昭和六年

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

八七才	六行目「附海福寺触頭就」	内閣文庫本「附就海福寺触頭」
八七才	六行目「就」	内閣文庫本「なし」
八七才	一行目「興」	内閣文庫本「二行目」
八七才	一行目「道」	内閣文庫本「二行目」
九〇才	一行目「道」	内閣文庫本「二行目」
九〇才	四行目「方」	内閣文庫本「共」
九〇才	二行目「守子之」	内閣文庫本「三行目」
九〇才	五行目「訖」	内閣文庫本「訖」傍書「他力」
九〇才	七行目「条」	内閣文庫本「條」
九一才	一行目「之法式」	内閣文庫本「二行目」
九一才	三行目「ハ」	内閣文庫本「者」
九一才	二行目「節」	内閣文庫本「三行目」
九一才	二行目「由」	内閣文庫本「よし」
九一才	一行目「檢校」	内閣文庫本「九一ウ六行目」
九二才	一行目「堂流」	内閣文庫本「多る」
九二才	二行目「茂」	内閣文庫本「も」
九二才	二行目「定」	内閣文庫本「建」
九二才	六行目「有」	内閣文庫本「六行目」
九二才	二行目「り」	内閣文庫本「里」
九二才	二行目「花錢」	内閣文庫本「花錢」傍書「本ノマ」
九二才	二行目「次第」	内閣文庫本「三行目」
九二才	三行目「たる」	内閣文庫本「多る」
九二才	四行目「断」	内閣文庫本「断」傍書「行」
九二才	六行目「紛」	内閣文庫本「飭」
江	内閣文庫本「へ」	内閣文庫本「へ」

(『諸神神名祭神辞典』展望社 一九九一年、に再録)

神社の御祭神に、第六天神なる俗間伝承のあるのが珍しくなく、平田篤胤翁のごときでさへ、之れを面足尊(おもたるのみこと)と惶根尊(かしこねのみこと)の両神に配しまつる世間の非を鳴らし、むきになつて「皇産靈大神(すめむすびのおおかみ)なること己れに委しき考へあり」と力んで居られるが、やはり仏教習合の臭味が濃厚に織り込まれて居ることは寧ろ一目瞭然と云つてよい。

第六天神、之れを仏教上で云えば第六天の大梵天王を云ひ、之れを神道に付会せしめて、神代七代の神の第一にます国常立尊(くにこたちのみこと)とする説と、また第六にます面足尊(おもたるのみこと)と惶根尊(かしこねのみこと)の二神に配する説とある。

(一部の表現は、引用者が変更した)

川口謙二編『日本神祇由來事典』(柏書房、一九九三年)

第六天 (長寿・結婚の守護神)

『神奈川県宗教法人名簿』で調べてみると、横浜市戸塚区和泉町鍋屋、横須賀市坂本町、茅ヶ崎市茅ヶ崎の三か所に、第六天神社があり、そのほか第六社と書かれたものが、戸塚区上矢部町坂本、同町丹後山の二か所にある。

佐野の馬 戸塚の坂で 二度ころび

九2「ウ	七行目 「又」	内閣文庫本「丈」傍書「又」
九2「ウ	七行目 「然上」	内閣文庫本「然ル上」
九三「オ	一行目 「互」	内閣文庫本「互に」
九三「オ	四行目「れ」傍書「本ノママ」	静嘉堂文庫本「れ」、内閣文庫本「なし」
九三「オ	七行目 「之ハ」	内閣文庫本「九三ウ一行目「之」」
九三「ウ	一行目 「後縦」	内閣文庫本「二行目」
九三「ウ	二行目 「者」	内閣文庫本「もの」
九三「ウ	七行目 「美濃守」	内閣文庫本「九四オ一行目」
九四「オ	四行目 「受」	内閣文庫本「請」
九四「オ	四行目 「本山」	内閣文庫本「五行目」
九四「ウ	二行目 「旦」	内閣文庫本「擅」
九四「ウ	二行目 「不可」	内閣文庫本「三行目」
九四「ウ	四行目 「方」	内閣文庫本「五行目」
九四「ウ	五行目 「方」	内閣文庫本「六行目」
九四「ウ	六行目 「許」	内閣文庫本「七行目」
九五「オ	三行目 「達」	内閣文庫本「互」
九五「オ	六行目 「者」	内閣文庫本「もの」
九七「オ	二行目 「偏」	内閣文庫本「三行目」
九七「オ	四行目 「ハ」	内閣文庫本「者」
九七「オ	四行目 「以」	内閣文庫本「五行目」
九八「オ	一行目 「迄」	内閣文庫本「之」
九八「オ	一行目 「茂」	内閣文庫本「も」

この古川柳の意味は謡曲『鉢の木』に出てくる佐野源左衛門の瘦せ馬は、きっと戸塚の大坂で二度転んだだろうとの意味である。この戸塚の大坂の登り口にも第六天神の掲額のある神社があり、そのほか集落の小祠として祀るところも多く、丹沢山麓では集落ごとにいつてよいほどあり、屋敷神として庭内に祀る家も多い。

また、信州・諏訪路を行くと、各集落ごとに「大六天」「第六天」「第六天魔王」などと刻まれた碑がある。そして「第六天・御社宮司」という言葉すらある。この言葉を裏づけるように、社宮司神と第六天との分布範囲はよく似ている。

第六天という神は神道では、天神六代目にあたる面足尊、煌根尊の夫婦神を当てているが、そもそも第六天は仏教で信奉している魔王の一つである。欲界六天の第六、すなわち欲界天の最高所に宮殿を備えた天魔である。身長は二里、寿命は人間の一六〇〇歳を一日とし、一萬六〇〇〇歳の長寿といわれる。男女に対して自由に交淫・受胎させることができる力があるとされ、他人の楽しみごとを自由自在に自分の楽しみにかえる法力も持っているので、他化自在天(梵名を波羅尼密和耶越致 Para nimnite vasa vartin)というと呼ぶのが本当の名である。

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

九八才	二行目	「罷」	内閣文庫本「被」
九八才	二行目	「候ニ付」	内閣文庫本「候付」
九八才	三行目	「為」	内閣文庫本 四行目
九八才	七行目	「之上」	内閣文庫本 六行目
九八才	一行目	「帶」	内閣文庫本 二行目
九八才	三行目	「差」	内閣文庫本 二行目
九八才	三行目	「茂」	内閣文庫本「も」
九八才	三行目	「候」	内閣文庫本「之」
九八才	四行目	「當」	内閣文庫本 三行目
九八才	四行目	「指」	内閣文庫本「指」傍書「本ノマヽ」
九八才	四行目	「揮」	内閣文庫本「摸」
九八才	五行目	「より」	内閣文庫本「ぢ」
九八才	五行目	「混」	内閣文庫本「濃」傍書「混雜」
九八才	七行目	「王」	内閣文庫本「玉」傍書「王」
九八才	七行目	「より」	内閣文庫本「ぢ」
九八才	七行目	「を」	内閣文庫本「ヲ」
九八才	二行目	「伊勢」	内閣文庫本「伊勢」傍書「本ノマヽ」
九九才	二行目	「方」	内閣文庫本「万」
九九才	三行目	「者」	内閣文庫本「もの」
九九才	三行目	「者」	内閣文庫本「ハ」
九九才	三行目	「引」	内閣文庫本「行」傍書「引力」
五行目	「為無」		内閣文庫本 三行目
「所々」			内閣文庫本 四行目
内閣文庫本			内閣文庫本 二行目

人が伊勢へ参宮すると、神靈が女の姿で現れ、仏法の障礙を告げて消えた。すると、天地鳴動して第六天が群魔を従えて現れる。それを素盞鳴尊が宝棒で打ちこらしめ、これを退散させるという話である。

そのなかに、後シテ「第六天には煩惱の悪魔」。地「陰魔死魔」。シテ「天子業魔」。地「その外從類悟りの道を障碍の群鬼はさまざまなり」・・・とあって、魔王中の魔王として描かれている。

この謡曲の出典は『太平記』卷十二「千草殿並文觀僧正奢侈事附解脱上人事」である。解脱上人が伊勢参宮のおりに見た夢で、第六天が公家と武家の仲を裂き、承久の兵乱(一二二二)を企て、世相を騒乱させようと悪魔外道とともに相談したという記事によるものである。

どうも第六天は悪魔と見なされているが、しかし東京都文京区に第六天町というのがあり、浅草にも第六天祠があるし、宮城県牡鹿半島や茨城県取手市には第六天山という山名もあるところからすると、この神への信仰の深さは見逃がすことができない。

おそらく第六天は、修驗者(山伏)が信奉していた仏神であることに間違いなかろう。この神の分布は中部地方から関東地方にかけて多く、関西以西にはなく、東北地方にまま見かける程度である。それも相模国を境にして、東はその割には多くはない。そしてこの第六天の本源を求めてみても、これという寺院が見

九九ウ 三行目	「禄」	内閣文庫本「錄」
一〇〇オ一行目	「之」	内閣文庫本「二」
一〇〇オ一行目	「寄役」	内閣文庫本 二行目
一〇〇オ二行目	「仕」	内閣文庫本 三行目
一〇〇オ三行目	「より」	内閣文庫本「ち」
一〇〇オ三行目	「置」	内閣文庫本 四行目
一〇〇オ四行目	「致」	内閣文庫本 なし
一〇〇オ四行目	「牛王」	内閣文庫本 五行目
一〇〇オ五行目「仰付御書付」	内閣文庫本 六行目	
一〇〇ウ三行目「兼」	内閣文庫本「望」	
一〇〇ウ三行目「帶之」	内閣文庫本 四行目	
一〇〇ウ五行目「願目代」	内閣文庫本 六行目	
一〇〇ウ七行目「帶」	内閣文庫本「帶」傍書「本ノマヽ」	
一〇〇ウ七行目「方」	内閣文庫本「万」傍書「方カ」	
一〇一オ一行目「茂」	内閣文庫本「も」	
一〇一オ二行目「茂」	内閣文庫本「ち」	
一〇一オ二行目「より」	内閣文庫本「差綺」傍書「本ノマヽ」	
一〇一オ三行目「差綺」	内閣文庫本「敷」	
一〇一オ四行目「鋪」	内閣文庫本「四」	
一〇一オ五行目「不」	内閣文庫本「跡」傍書「本ノマヽ」	
一〇一オ六行目「眷」	内閣文庫本「春」	
一〇一オ七行目「者」	内閣文庫本「もの」	
一〇一ウ三行目「及」	内閣文庫本 六行目	
一〇一二才五行目「定書」	内閣文庫本 七行目	

当たらない。

そこで、筆者がつねづね考えていることを付記しておこう。比叡山の守護神で、日吉山王七社の第六にある十禪師権現というのがある。

『沙石集』巻一に、「日吉諸社の中十禪師靈験あらたかにまします。本地地藏菩薩なり」とあり、「古今著聞集」巻一にも、上総守北条時重が十禪師権現の靈験で救われた旨の記載があり、「七社略記」の十禪師荒神と申す事の条には、「十禪師大明神は宇賀神と名づけ、是則ち一切衆生の胞衣、寿福の神なり、胎内五転の元初より、命終一念の最後に至るまで、彼の神の加護にあらざるなし」と書かれている。

そのお姿は、若僧の形か童子の形をしているが、もとは唐の職制のなかの禁中仏事に奉仕する僧職で、定員一〇名としていることから、十禪師とか十師と称されていたものである。

我が国では、宝亀三年(七七二)三月、宮中で初めてこの制度を採用し、平安朝以降、密教の僧をもつてこの職に充てていたのであるが、それを日吉山王七社のうちに天台宗が組み入れたものである。

以上のことから、十禪師権現は宇賀神にも習合され、真言宗の稻荷信仰に対し、天台宗の十禪師信仰として布教されるようになり、六欲天の最高位の第六天に習合させ、福神として民衆の間に広まつたものが、そもそも始まりではないかと考えている。

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

「〇三才一行目」	「進□」	静嘉堂文庫本「進候」、 内閣文庫本二行目「進候」
「〇三才二行目」	「写」	内閣文庫本「寫」
「〇三才五行目」	「等」	内閣文庫本五行目
「〇三才六行目」	「不可」	内閣文庫本六行目
「〇三才七行目」	「無異」	内閣文庫本「十」
「〇三ウ三行目」	「拾」	内閣文庫本「十」
「〇四才一行目」	「□」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「候」
「〇四才二行目」	「写」	内閣文庫本「寫」
「〇四ウ七行目」	「殿」	静嘉堂文庫本「殿」傍書「殿」、 内閣文庫本「殿」
「〇五丁」	内閣文庫本「複写版」	内閣文庫本「複写版」欠落
「〇六才一行目」	「写」	内閣文庫本「寫」
「〇六才五行目」	「於」	内閣文庫本 四行目
「〇六才六行目」	「者」	内閣文庫本 五行目
「〇六才七行目」	「輩者」	内閣文庫本 六行目
「〇六才一行目」	「如件」	内閣文庫本 七行目
「〇七才一行目」	「□□」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「十二」
「〇七才二行目」	「□□□」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「付彼國」
「〇七才三行目」	「写」	内閣文庫本「寫」
「〇七才四行目」	「事起」	内閣文庫本 五行目「事起り」
「〇七ウ四行目」		内閣文庫本「盈」
「〇七ウ五行目」		内閣文庫本「盈」
「寺」		静嘉堂文庫本「等」、内閣文庫本

解題

本書も、既に紹介した二冊と同様に、篠山市教育委員会所蔵の青山文庫『祠部職掌類聚』の一冊であり、静嘉堂文庫所蔵『諸寺社御條目類』七冊の第二巻に対応し、国立公文書館所蔵の内閣文庫『祠部職掌類聚』にも写本が存在する。体裁は、これまでの諸本と同様に、縦二七・四センチ、横二〇・四センチで、前後に表紙をつけ右端を四目綴している。虫損は甚だしいが、静嘉堂文庫本および内閣文庫本で、難読字・欠字を補うことができた。本書は片面七行で、文字・字配りなど体裁は、少なくとも静嘉堂文庫本に酷似しており、両者の密接な関係、すなわちこの青山文庫本は静嘉堂文庫本を直接の母本とするのではないかと見受けられる。これにひきかえ、静嘉堂文庫本の母本たる原本の存在を前提とすれば、内閣文庫本は原本からの別写本にはじまる別系統の写本ではないかと考えている。

本書に収められているのは、享保三年十一月から十二月にかけて各寺社から幕府に提出された条目等の写しである。吉宗の將軍襲職にともない、各寺社にかつて与えられた条目類の写しの提出を求めた結果である。本書は、静嘉堂文庫本の第三巻と合わせて一組を構成している。したがつて、両者を合わせて検討すべきであるが、次の機会に

一〇七ウ七行目「た」	内閣文庫本「多」
一〇七ウ七行目「□□□□」	静嘉堂文庫本「るのゆへ」、 内閣文庫本「るの故」
一〇八才一行目「□□□」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「行事」
一〇八才二行目「□□」	静嘉堂文庫本「に」、内閣文庫本「于」
一〇八才三行目「者」「者」	内閣文庫本「ハ」「ハ」
一〇八才三行目「□□□」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「前々」
一〇八ウ五行目「□□□」	静嘉堂文庫本「筋并以」、 内閣文庫本「筋并」、六行目「以」
一〇八才六行目「者」	内閣文庫本「ハ」
一〇八ウ七行目「□□」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「波」
一〇九才一行目「紛」	内閣文庫本「防」
一〇九才一行目「□」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「山」
一〇九才二行目「□」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「を」
一〇九才四行目「於」	内閣文庫本「水」傍書「於カ」
一〇九才六行目「且」	内閣文庫本「五行目」
一〇九才六行目・七行目「禮札之事者望次第從双方可書出之事」	内閣文庫本「なし」虫損力
一〇九ウ二行目「者」	内閣文庫本「三行目」
一〇九ウ三行目「後鑑」	内閣文庫本「四行目」
一〇九ウ四行目「不可違失」	内閣文庫本「五行目」
一一〇才一行目「十」	内閣文庫本「なし」
一一一ウ六行目「□□」	静嘉堂文庫本「刑部」、内閣文庫本「寫」
一二二才一行目「写」	内閣文庫本「寫」

譲り、本書のみについて簡略にみておきたい。

本書に収める条目等は、次の寺社から提出された。

1 築地本願寺輪番（浄土真宗西本願寺派
（観音寺・南林寺））

2 浅草本願寺輪番（浄土真宗東本願寺派 法順坊）

3 曹洞宗関東三箇寺（總寧寺・龍福寺・大中寺）

4 真言新義四箇寺（圓福寺・真福寺・弥勒寺・根生寺）

5 京妙心寺四箇寺（松源寺・海禪寺・東禪寺・麟祥院）

6 曹洞宗関東三箇寺（總泉寺・青末寺・泉岳寺）

7 黃檗宗触頭（瑞聖寺・海福寺）

8 本山触頭（大聖院）

9 熊野本願目代（深正坊）

10 芝神明別当・神主（金剛院・西東中務・西東刑部）

11 浅草第六天神神主（鎧木大藏）

ちなみに、第三巻に収める条目等は、以下の通りである。
12 護持院
13 高田派触頭（澄泉寺・唯念寺・称念寺）
14 身延久遠寺触頭（瑞輪寺・善立寺・宗延寺）
15 京本國寺触頭（法恩寺・幸龍寺・宗林寺）
16 池上本門寺触頭（承教寺・朗惺寺）
(中山法華経寺触頭)
(京妙万寺触頭)
本光寺・妙国寺・慶印寺
(本妙寺・長應寺)

(越後本成寺触頭)

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

一一二才三行目	「紙」	内閣文庫本「帯」
一一二才三行目	「二付而」	内閣文庫本「四行目」
一一二才六行目	「前々」	内閣文庫本「前之」
一一二才六行目	「高」	静嘉堂文庫本「高ニ」、内閣文庫本「高」
一一二才六行目	「そ連」	内閣文庫本「足傍書「之」」
一一二才六行目	「之」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「江」
一一二才六行目	「口」	内閣文庫本「足傍書「之」」
一一二才六行目	「道所」	内閣文庫本「七行目」
一一三才六行目	「礼」	内閣文庫本「祀傍書「祀カ」」
一一三才六行目	「令」	内閣文庫本「二行目」
一一三才六行目	「昇進」	内閣文庫本「四行目」
一一三才六行目	「弥」	内閣文庫本「彌」
一一三才五行目	「者」	内閣文庫本「六行目」
一一四才二行目	「可□」	静嘉堂文庫本「可加」、 内閣文庫本「三行目「可加」」
一一四才六行目	「為重」	内閣文庫本「為重」傍書「本ノマ」」
一一四才六行目	「汰」	内閣文庫本「七行目」
一一四才六行目	「道之」	内閣文庫本「七行目」
一一五才三行目	「令□□」	静嘉堂文庫本「令引導」
一一五才三行目	「口」	内閣文庫本「二行目「令引導」」
一一五才六行目	「子之」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「為」
一一五才六行目	「口」	内閣文庫本「七行目」
一一六才一行目	「ハ」	内閣文庫本「者」

20	19	18	17	(時宗惣触頭 日輪寺)
21				(大徳院)
20	19	18	17	高野聖方 (正覺院・寶積院)
21				高野行人方在番 (鈴法寺・一月寺)
20	19	18	17	虛無僧諸派 (芝崎宮内)
21				神田明神神主 (小泉出雲)
20	19	18	17	北品川稻荷神主 (森田舎人)
21				鈴森八幡神主 (伊勢両宮)
21				第一巻が上野(寛永寺)役者、第四巻・第五巻が高野山学 侶在番(寶龜院・多聞院)、第六巻・第七巻が金地院であるの を参考にすると、ほとんど江戸あるいは関東に所在する寺 社を中心としている。それぞれの宗派に対する幕府の支 配権を在府・江戸在番および江戸周辺の寺社を介して行 使する幕府の政策が如実に示されている。

本書は、享保三年に提出されたことから、江戸幕府前期の幕府の宗教政策、各派の当政策を窺える貴重な資料である。条目全体について具さにみていくことは、幕府の宗教政策そのものの検討につながるが、ここでは先学の研究に譲り、本書にかかわる二・三の点のみ触れておく。

まず、浄土真宗の東西両本願寺系統である1・2には、慶長・元和期の法令は見られないことに留意しておきた。他の主要諸派が元和元年七月に法度を与えられていくのと異なり、寛文期の一般的な法度である寛文五年七月

- 一一六才一行目 「訴訟」 内閣文庫本 二行目
 一一八才一行目 「口」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「覺」
 一一八才二行目 「□□□□□」 静嘉堂文庫本「以神道之」、
 内閣文庫本「以」 三行目「神道之」
 一一八才三行目「方一圓不可」 内閣文庫本 四行目
 一一八才四行目 「構」 内閣文庫本「譜」
 一一八才七行目「□□□□□」 静嘉堂文庫本、
 内閣文庫本「社家山伏互」
 一一八才二行目 「子之」 内閣文庫本 三行目
 一一八才五行目 「□□仕」 静嘉堂文庫本「不可仕」
 一一八才六行目 「□□」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「并吉」
 一一八才六行目 「家」 内閣文庫本 七行目
 一一八才七行目 「□□」 静嘉堂文庫本「数ヶ」、内閣文庫本
 一一八才七行目 「□□□」 静嘉堂文庫本「家山伏」、
 内閣文庫本「家山狀」
 一一九才一行目 「□□□□□□」 静嘉堂文庫本「可相守然者」、
 内閣文庫本「互ニ無争論」
 一一九才一行目 「□□□□□□」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「以」
 一一九才三行目 「右□」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「右之」

の両令（「定」「條々」と寛文十年二月令「覺」を呈示するのみである。2は寛文十年令を欠く。

曹洞宗の3・6は、ともに慶長十三年八月「覺」・慶長十七年五月「天下曹洞宗法度」・慶長十八年五月「覺」、および万治元年「新寺御法度条目」・寛文五年七月の両令（「定」「條々」）・元禄十六年八月「定」・宝永七年十二月「覺」の諸令を呈示する。前者3は慶長十七年十月令「曹洞宗法度」、全阿弥から龍穏寺あて二通の書状、元和元年七月「永平寺諸法度」・寛永十九年八月「上様諸宗之本寺江被仰出事」、慶安五年正月「覺」二通・万治四年三月・寛文五年三月「覺」・寛文八年二月「覺」・延宝五年十一月「覺」・延宝八年五月「諷經納經覺」・延宝九年春「覺」・貞享元年七月「覺」・「口上之覺」・貞享五年八月「覺」・元禄九年六月「三寺社御奉行衆御列座御口上ニ而被仰渡候覺」・正徳元年七月「覺」の諸令写しを提出した。後者6は他に元和二年十一月令を示す。

なお慶長十三年八月「覺」は、台徳院殿実紀同月三日条には比叡山延暦寺に与えた条目の後半に同様の項目が見えることから、延暦寺に限らず他宗派にも類似の条目を同時に、あるいは前後して与えた可能性が高い。たまたま実紀には記録されなかつたのであろう。
 新義真言宗の4は、元和元年七月の「真言宗諸法度」、これに先立つ慶長十八年五月・六月の「関東新義真言宗法度」、寛文五年七月の両令（「定」「條々」）を呈示した。

禅宗のうち妙心寺派の5では、元和元年七月令・寛永十九年八月令・寛文五年七月の両令(「定」「條々」)・寛文八年十二月令「覚」を示す。

新興の黄檗派は寛文五年の両令、延宝三年令、元禄九年六月に承認された「宗門規條」、および宝永六年十月に從来の瑞聖寺に加えて新たに海福寺を触頭とする旨の指令書を呈示する。

修驗道本山派の8は、寛文六年三月「覚」・寛文八年十二月「条々」・貞享元年七月「定」を示す。
熊野三山本願の9は、延宝三年二月「覚」・元禄九年七月・宝永四年十月「定」を呈示する。

本書では、これに統けて安永二年に修驗道当山派触頭の湯島鳳閣寺が差し出した慶長十八年五月・六月の三宝院にて判物写し、寛文八年十二月「条々」を収める。

10 芝神明宮は、某年十二月付けの全阿弥書状・寛文五年七月「定」、寛文六年三月「覚」を示す。
11 浅草第六天神は、寛文六年三月「覚」のみを呈示する。

所在は浅草御門を北に出て神田川を越えたあたりに存在した。(市古夏生・鈴木健一編『江戸切絵図集』 ちくま学芸文庫
一九九七年、二九六頁)

3に見える龍穏寺に宛てた午年霜月廿二日付「御法度之事」および申年二月五日付文書の発信人である全阿弥は、

10 芝神明宮の年号不知極月八日付で権田織部丞に宛てた

文書の差出人全阿弥と同一人物であろう。何らかの形で寺社に関する職務を行つていた。今後の作業の中で、いかなる立場にあつたのかを明らかにしていきたい。

また東西本願寺をはじめとして、同宗派の中でも、例えば曹洞宗のように関東と江戸の触頭グループを分けておく、ときに本山の永平寺に幕府が直接連絡することもある(たとえば触頭の新規追加任命など)。本山末寺制度の中に組み込まれた触頭制度の実態については、今後の課題としておきたい。その意味では、先般來の江戸幕府各宗派本末寺帳の復刻・翻刻作業は貴重である。

本書を含む『諸寺社御條目類』の紹介作業を続ける中で、さらなる詳説を期したい。

なお老中および寺社奉行については、『国史大辞典』(吉川弘文館)の当該項目の一覧表(美和信夫「老中」、小沢文子「寺社奉行」)を参照した。記して学恩を謝する。

(橋本 久)

執筆者紹介

西田幸介
下野清博
形田野貴博
村下貴博
橋本駒
牧田清
牧田駒
西村駒
西牧駒
牧駒
橋駒
牧駒
山田駒

大阪経済法科大学法学部

同 同 同

摂南大学法学部
神戸女子大学文学部

助教授 助教授 教授 教授 教授 教授

(行政法) (社会法)
(民法) (政治理学)
(日本法制史) (日本法制史)

(執筆順)